

令和4年度

ロシア地域貿易投資促進事業

ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ロシアにおける経済制裁への施策と その運用

2022年9月

一般社団法人 ロシアNIS貿易会
ロシアNIS経済研究所

序 文

ロシアによるウクライナ侵略後、米欧日を中心となって厳しい経済制裁がロシアに対して科されることとなり、ロシアをめぐる市場環境は一変した。これに伴い、日本を含む各国のロシア進出企業は事業継続の見直しを迫られ、内外の多くの企業が生産や営業の時限停止、あるいはロシア市場からの撤退など、自主的な経営判断を迫られる状態に陥った。そして、対ロシア経済制裁に対抗する形で、プーチン政権は外貨規制政策など自国経済保護を目的とした諸政策に加え、対ロシア経済制裁に加わった日本を含めた諸国を「非友好国」としてカテゴライズし、それに該当する企業や個人に対する差別的かつ懲罰的な待遇を導入した。さらにロシア政府や議会は、撤退（撤退を意図した）外資を標的とした外部管財の導入、「非友好国」関係者を対象とした刑法罰の強化、外国組織の活動を縛る「外国エージェント法」の適用範囲拡大を目的とした法改正を進めており、ロシア市場に資産を残す日本企業やその他外国企業のリスクは増大する一方である。

ロシアに進出した日本企業が前例のないリスクにさらされる中、事業縮小や撤退、あるいは経営拠点の退避を検討している企業に対して、ロシア経済や市場が抱えるリスクの現状や展望を可能な限り正確に提供することが重要な局面となっている。こうした状況を踏まえ、2022年2月24日以降の約半年間における、ロシアによる対抗措置やその見通しに主眼を置いた報告書を作成することとした。また、関連して実施した欧州出張調査の結果も加味して取りまとめた。

本報告書は令和4年度ロシア地域貿易投資促進事業・ロシア経済法運用・市場慣行実態調査の一環として、経済産業省の助成を得て刊行されたものである。本事業実施にあたって多大なご協力を賜った経済産業省、欧州出張調査にご協力いただいた関係者の皆様、調査の段階でご協力や助言をいただいた当会会員各位、関係者に改めて謝意を表したい。

2022年9月

一般社団法人 ロシアNIS貿易会
会 長 飯島 彰己

目次

第1章

日米欧による対ロ経済制裁の導入とロシアの初期対応	1
--------------------------------	---

補足資料

ロシアからの脱出を選択したロシア人 IT エンジニア、およびスタートアップ経営者を対象としたアンケート	16
---	----

第2章

先鋭化するロシアの対抗措置	19
---------------------	----

第3章

欧州シンクタンクに見るロシア情勢認識	37
--------------------------	----

資料1

日米欧による対露経済制裁とロシア側の対抗策 (2022年8月29日作成資料)	53
---	----

資料2

欧州から見た対ロ関係およびロシア経済の現状 調査出張報告 (2022年8月31日作成資料)	81
--	----

第 1 章

日米欧による対ロ経済制裁の導入と ロシアの初期対応

本章では、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵略開始後に、日米欧が導入した対口経済制裁、また世界各国の企業によるロシア・ビジネス撤退の初期段階での動きについて、以下整理・分析し、説明する。また、ロシア経済との関係が深い、中央アジア・コーカサス諸国への影響についても補論として末尾に掲載した。

今般の対口経済制裁について、特に米欧のその内容が実際には、報道されているものよりも広く、厳しい措置であることに注意しなければならない。今後も制裁は強化され、その数と範囲も拡大していく見通しであり、ビジネス実務という観点からすれば、「広大な地雷原」が出来上がっているとも形容することもできる状態であり、今般制裁が科された時点で、ロシア・ビジネスのリスクは尋常ではなく跳ね上がったと言える。この制裁によりロシアとのビジネスすべてが実施できなくなったわけではないが、物流と決済が寸断され、取扱い製品によっては取引ごとに制裁への抵触がないか確認の必要のある、難しい状況となった。

1. 対口経済制裁のポイント

1) 制裁実施を支える政治的意志

経済制裁の強度や内容を理解する上で重要なことはもちろん、その規制内容や適用範囲について正確な情報を得ることであるが、それ以上に重要な点は、経済制裁を課した側のコンテキスト、つまりは政治的意志である。

この点については、欧米各国、そしてそれ続いて日本など同志国がプーチン大統領本人を制裁対象としたこと、そして現地時間3月1日にバイデン米大統領が「プーチンは間違っていた」と呼び捨てで強烈な非難を行ったこと、3月2日にフォン・デア・ライエン欧州委員長が欧州議会にて「ヨーロッパに戦争が戻ってきた」と述べ、現状が欧州の自由と民主主義にとって危機であると非常に力強い調子で訴えたこと、そして3月5日に英国が「プーチンはウクライナで必ず倒す」というトラス英外相によるメッセージを各国の英国大使館 Twitter にて公開したことなどから、その不退転の決意を窺うことができる。ロシアがウクライナから撤退するだけでなく、プーチン政権が崩壊するレジーム・チェンジが起こらない限り、制裁は解除されることはなく、強化され続けることになるだろう。つまり、この戦禍の結果、ウクライナの帰趨がいかなる運命をたどろうとも、ロシアとの対立が長期間に及ぶ可能性に欧米は準備を始めていた。

実際、対口経済制裁として課された貿易制限措置（輸出管理の強化）は原則「拒否」の方針に基づくものであるし、金融制限措置においても、イエレン米財務長官は3月3日、「ロシア制裁に漏れがあれば対処する」と述べ、二次制裁導入の可能性を示唆していた。なお、NATOのウクライナ介入をめぐり、本章執筆時点で欧米はウクライナの要望（ウクライナ領空の飛行禁止区域設定）を拒否、加盟国間で意見の隔たりが見られるが、これはロシアとの全面的な対立と核の脅威を避けるべく、主要国が軍事的な側面での踏み込みを忌避していただけであって、その団結を揺るがすものではなかったと考えられる。

そして日本も首相官邸ホームページに「ウクライナ情勢」というタグを追加し、そこに関連情報を整理して公開するとともに、同ページ上に「日本はウクライナと共にあります」とのメッセージを掲示した。日本政府が紛争当事国の一方にこれほど寄り添う方針をとることは過去になかったのではないだろうか。

2) 前例のない広範な制裁

米国が2月24日に公表した対口経済制裁（輸出管理の強化）は、単に同国からのハイテク製品やソフトウェアの対口輸出を制限したのではなく、外国で生産される同国のハイテク関連製品すべてを規制対象とし、さらには

「ロシア軍事エンデュージャーリスト」に基づき、米国起源の技術(のロシア向け輸出や提供)に関しても全世界的に対口取引制限をかけた上で、EU 諸国や英国、日本などの同盟国や協力国をその例外として認め、これら各国が自国事情を勘案しながら対口制裁を行う余地を残した、と理解すべきである。それによって、各国が2月24日以降に決定した対口輸出管理強化の文脈がより理解し易くなるかと考える。また今後は、二次制裁の導入や拡大が焦点となることから、企業活動にはより一層の慎重さが求められる。

様々な欧米メーカーやIT企業が2月28日の週に、相次いでロシアでの生産やロシアとの取引からの撤退を決定したが、これはつまり、ロシアと関わることのレピュテーション・リスクや今後の経済見通しの急激な悪化を嫌気しただけではなく、ロシアとビジネスに関わることそれ自体のリスクが米国のこの制裁により格段に跳ね上がったことも影響していたと考えられる。そして3月8日付で、米国は石油、天然ガス、石炭の輸入禁止にまで踏み切っており、エネルギー市場に大きく悪影響が出ることも不可避となった。

また、金融制裁はロシア中銀を標的としてその為替介入それ自体を封じる厳しいものとなったし、最初の制裁導入にVTBを指定したことは、同行がロシア国防産業の資金調達において重要な役割を果たしていること以上に、ロシア国内の決済システムを動揺させる上で非常に効果的な選択であった(VTBは、民生部門ではロシア国内の多くのPOSシステムや、同国内で利用される様々な電子決済サービスと紐づけされていた)。さらには米欧の合意によって開始されたロシアの一部金融機関に対するSWIFT排除という厳しい制裁は、指定された銀行本体だけではなく、その傘下にある多数の(ロシア国内外の)金融機関も対象に含み、これらを含めると、SWIFTから切り離される金融機関の数は7行という少数に留まらない。

さらに、金融制裁には欧米だけでなく日本、そしてシンガポールなど欧米域外の国も同調、その上、中国が主導するアジアインフラ投資銀行(AIIB)はロシアおよびベラルーシとの取引を停止、またBRICSの枠組みで設立された新開発銀行(NDB)も同様の措置を下しており、ロシアにとって状況は厳しさを増した。なお、ロシア最大の金融機関であるズベルバンクについては初期榎家ではSWIFT排除対象となっていなかったが、米国による金融制裁の対象としては指定されており、東部時間3月26日からは同行との取引においてドル決済ができなくなった(ズベルバンク欧州子会社「Sberbank Europe AG」の投資格付けや資産価値の暴落、その結果としての撤退決定はこれを見越した動きであったと考えられる)。そして、ズベルバンクのSWIFTからの排除は同6月に決定された。

3) 石油ガス市場への影響

ロシア産の石油および天然ガスを対象とした制裁は、当初カナダを除いて課していなかったが、米欧の間ではロシア産石油の輸入禁止に係る議論が2022年3月に入って煮詰まってきた。3月6日にブリンケン米国務長官が禁輸の方向で検討している旨述べた他、マクフォール元駐ロ米国大使など米国のロシア関係識者から、禁輸を想定したシナリオに関する情報が漏れ聞こえてくるようになった。

こうした米欧の動きに加え、ロシア側からも動きがあり、3月7日、ノヴァク・ロシア副首相(エネルギー担当)が、欧米によるノルドストリーム2制裁への対抗措置として、ノルドストリーム1経由での欧州向けガス供給(最大年間550億m³、現契約では年間約400億m³)を遮断する可能性を示唆、また、米欧がロシア産石油の禁輸措置を行えば、原油価格は1バレル当たり300ドルを超えるだろうと述べている。

そしてついに、バイデン米大統領は現地時間3月8日、ロシア産の石油、天然ガスおよび石炭の輸入を禁止する大統領令に署名した。英国も同日それに追随、本年末までに段階的にロシア産石油の輸入を減じていく方針を公表した。米英による輸入量は大きくないものの、その市場へのインパクトは大きい。なお、欧州委員会も

同日、本年末までにロシア産ガスの依存度を現状の 3 分の 2 相当にまで減じ、2030 年を目標に依存度をゼロとする方針を公表した。このように、石油ガス市場をめぐる状況はさらに混沌としてきた。

今後、ロシア産石油(原油に加えて石油製品も含めて)が禁輸対象となるケースが増えた場合、原油市場への影響は計り知れない。先行き不透明を反映してか、その時点で Urals 油種への応札は減少し、ブレントとの価格差が 30%近くにまで広がった。この背景には、戦禍によって黒海沿岸からの積出が困難になること、経済制裁の影響と企業側のリスク回避行動が原因でロシア産石油購入のための輸出信用状が西側の銀行より発行されにくくなっており、スイスの Vitol や Glencore など資源取引大手によるロシア産原油や石油製品の海運が困難になっていること、などがある。このままの状態が続けばロシア産原油と石油製品の出荷量は半分程度になる、との分析や予測も出てきていた。

ロシア産原油は旧ソ連諸国を除く世界市場に日量 350 万バレル強が供給されており(2022 年 1~2 月は日量約 370 万バレル)、これが途絶した場合に供給をカバーすることは、サウジアラビアや UAE にも不可能である。英シェルはロシア事業撤退表明後も Urals 原油を購入し批判を浴びているが、同社も供給責任を果たすために一定水準の原油を確保する必要がある、企業行動として考えれば特段不思議な話ではない。(しかし、批判を受けて 3 月 8 日にシェル、それに続いて英 BP もロシア産石油とガスの購入を取りやめると宣言した)。実際、足りなくなる原油をいかにカバーするかについては、明確な答えは出ておらず、例えば核協議が進行中のイランからの供給に期待するもの、ベネズエラ向けの制裁を緩めて同国産原油の市場供給を増やすことなどが想定されているが、仮にこれらが実行されるとしても半年は時間が必要であり、その間の市場混乱(特に欧州や日本などにおける、燃料価格の前例のないレベルでの急騰)は避けられないだろう。

ガスについても同様の指摘ができる。現状、欧米はロシアのガス部門には制裁を課しておらず、個人制裁にミレル・ガスプロム社長は加えられておらず、また金融制裁においても石油ガス決済において重要なガスプロムバンクは外されていた(米国が制裁対象としているが、これは同行株式や債券の取引を規制するものであり、取引や決済を封じるものではない)。ガススポット価格の急騰に鑑みれば(3 月 8 日分のオランダ TTF 取引価格は 1MWh 当たり約 246 ユーロの価格をつけており、これは 1,000m³ 当たり 3,000 ドル相当の水準)、この分野で制裁を課するのは「血を流す」どころか致命的であり、制裁導入は容易ではない。欧州でガスを取り扱う仏 Engie などの企業幹部も、ロシア産ガス供給が途絶する場合、過去に類なき危機となり得ると警告していた。また、ショルツ独首相は 3 月 7 日、欧州がロシアからのエネルギー供給を意図的に制裁の例外としたことを認め、当面はロシアからのエネルギー輸入が必要である旨述べている。

欧州の対ロ依存を懸念して、国際エネルギー機関(IEA)は、欧州の対ロガス依存比率(輸入比率の約 4 割)を減少させることを目的に 10 項目からなる提案を公表、そこでは近々に契約終了を迎える年間約 150 億 m³ の契約を更新しないよう訴えていた。ただし、それ以外の提案は供給元の多角化、再生可能エネルギー利用の拡大、ヒートポンプ利用への移行や省エネ推進など長期的視野に立ったものであり、即時の輸入停止を提案するものでは決してなかった。

また、もし仮に日本向け供給が途絶するとすれば、例えばサハリン産 LNG に輸入の半分を頼っている広島ガスは急激に財務が悪化する恐れがあり、1 割程度をロシア産に依存する JERA や東京電力、東北電力、そして 8%程度をヤマル LNG からの供給に頼る西部ガスも大きな損失を被る可能性がある。サハリン 2 からのエクソンモービル撤退は衝撃であるが、それに資本参加している商社は供給責任に鑑みて、安易な判断は下せない状況にあったらう。

サハリン 1 および 2 に係る問題に関し、世耕参議院議員は 3 月 6 日の NHK 番組および自身の Twitter にて、「依存度の高いガス会社があり、供給に支障が出る可能性がある。現実的に考えていくべきだ」、「欧米は自国

のエネルギー供給に関する部分は金融制裁から外すなどの現実的対応をしている。だから、日本も現実的対応をすべき」と論じている。また、萩生田・経済産業大臣は 3 月 7 日の参院予算委員会で「撤退は簡単だが、その後には第三国が権益を取ってしまったら制裁の意味がない。」「(対ロ制裁について各国は)大きなところでは協調し、一致しているが、詳細については違いがある。それがまさにエネルギー問題だ」と述べ、戦略的に考える重要性を訴えていた。

ただし、今後のウクライナにおける戦況がさらに悪化、残酷さを増し、ロシアに対する国際的非難が世論のレベルで高まれば、欧州や日本も、石油およびガスの供給も制裁(あるいはその議論)の対象とせざるを得ない可能性は排除できず、また、ロシアが対抗制裁としてガスの途絶をちらつかせてきているように、事態のエスカレート具合次第では、先にロシア側が石油やガスの供給を止める可能性もあり得ることは当時から指摘されていた。

4) 経済面で乏しいロシアの対抗策

日米欧他による経済制裁に対し、プーチン政権は核の脅しをちらつかせることでけん制していたが、3 月時点では、経済面で有効な対抗策を打ち出せない状況に見えた(前述のガス途絶の可能性がようやくでてきた強力な対抗制裁と言えるかもしれないという状況だった)。当初ロシアが打ち出した対抗策は、国内の外貨の限定的な強制供出、外国人や外国法人によるロシア金融資産や不動産取引の規制(ロシア政府またはロシア中銀による管理)、外貨建て債務や債券をルーブル建てで返済・償還することを容認、ロシア国内における報道統制、といった内向きの対応ばかりであった。また、ロシア中銀も為替介入を制裁によって封じられ、公定歩合を引き上げる方法でしかルーブル急落に対応できていない。市民の不安も大きく、本章執筆時点ですでに、現地小売店には小麦や砂糖、塩など生活必需品を買い急ぐ市民が殺到、購入量を制限する店舗も出ていた。

さて、侵攻初期の措置ですら、対応が後手後手に回っていたことを考慮すると、ロシアはウクライナ侵攻によりここまでの経済制裁が科されるとは考えておらず、用意もできていなかったと思われる(ロシア中銀がそれなりの規模の資産を円建てで置いていたことから推測すれば、日本がこうした強力な制裁に加わることも誤算であったと考えられる)。3 月 6 日には、ロシア連邦保安庁(FSB)の分析官とされる人物により、ロシア側の現状が Gulagu.net にリークされ、その内容が SNS 上を駆け巡った。真偽不明の文書であるものの、そこでは、今般制裁が「隕石衝突の如し」と形容されており、戦争の長期化が見えてきた現状では対抗策を講じようもなく、本年 6 月以降にロシアが経済的に非常に厳しい事態に陥るのでは、と真に迫る不安と不満が吐露されていた。

経済的な臨界点についても早くから各所で分析がなされていた。その一例として、リトアニアのコンサルタント会社 CIVITTA の試算によると、ロシアの戦費は 1 日あたり 20~25 億ドル程度とされていた。この数字を信頼して、現状でロシアが動かせる外貨準備が全体の約半分である 3,000 億ドル、国民福祉基金の本年 2 月頭での残高が 1,794 億ドル、石油ガス税収が例年通り入ってくるとして月間 42 億ドル程度と見積もると(ここでは単純に、石油ガス税収以外で見込まれる 2,000 億ドル程度の歳入は他の歳出に向けられるものとして計算)、このまま同じ戦費がかかり続けるとの前提で歳入や基金の全額を戦費に費やせると仮定しても、ロシアの国庫は開戦から 8 カ月半、つまり本年 11 月までには底をついてしまう。戦争の長期化は確実にロシア経済と財政を疲弊させる。そして、制裁によるロシア経済の惨状を考えれば歳入は確実に減るはずである。

いずれにせよ、戦争の長期化はロシアにとって、ロシア経済や財政にとって致命的なダメージを与えかねない。ロシアはある程度は戦争が長引くことを覚悟はしていたであろうが、それは数年というスパンではなく、数カ月というスパンでの話であったろう。仮に、ウクライナでの戦争が何らかの形でロシアにとってこう着状態に陥り、相当の長期化が避けられないような局面になれば、考えたくはないが、ロシアは生存を賭けて、対ロ経済制裁の網を食い破るために本当に石油やガスなど資源の供給を遮断し、恫喝の道具として使ってくる恐れがあることも

懸念されていた。その場合、ソ連時代から築かれてきたエネルギー供給国としての信頼も今般危機で失われてしまう。

2. 貿易制限措置

1) 日本

2月26日、経済産業省貿易管理部は「ロシアを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供の包括許可要件等の見直し」と題された文書を公表、ロシアを「特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可の対象外に指定して輸出管理を強化した。この結果、本年3月5日以降、輸出管理レジーム上のロシアの事務取扱区分がこれまでの「と地域」から、イランや北朝鮮と同じ「ち地域」へと変更されることになる。これにより、対象となり得る製品（工作機械や半導体製品、その他デュアル・ユースの恐れがある製品等）をロシアへ輸出する場合は、その都度個別許可が必要となり、またこれまでは各地域の経済産業局への許可申請でよかったものが、すべて経済産業省本省での取り扱いとなる。なお、審査ルールは不明であるものの、米国による規制方針に準じたものとなると思料される。米国の方針を改めて確認すると、経産省が下した対ロ制裁への判断の背景がより理解できるだろうと考える。

さらに、3月1日付で、ロシアの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置を導入すること、3月8日付で石油精製用装置なども輸出禁止対象となった（詳細は米国の制裁に準ずると考えられる）。

ただし、こうした制裁を課しながらも日本政府はロシア経済分野協力担当相の職は残す姿勢を示していた（岸田総理は3月2日の参院予算委員会にて、「ロシア経済分野協力担当相」について「ロシアへの輸出制裁や対処の観点から、引き続き職責を果たしてもらいたい」と述べた）。

なお、3月3日には、外務省が「国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ共和国向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化するとともに、輸出の禁止等に関する措置を導入する。」旨発表、その後経産省がベラルーシの事務取扱区分を「ち地域」と「ろ地域」へ変更（3月10日施行）、規制を強化した。

2) 米国

米国商務省は2月24日付で、輸出規制リスト(CCL)を更新し、新たなライセンス要件を課した。CCLカテゴリーの3~9に含まれるすべての輸出管理分類番号(ECCN)に属するものが対象となり、この結果、これまでロシア向けでは規制されていなかったマイクロエレクトロニクス製品、電信通信関連製品、センサー、ナビゲーション機器、航空電子機器、船舶・海洋関連機器、航空機部品が対象に含まれた。

また、今般導入される規制方針は、「拒否」を基本として個別審査されるものであり、特定の例外を除き、輸出が認められることはないとの方向となった。なお、この例外とは人道的配慮が必要なもの、政府間の合意の基づく宇宙協力、民生通信インフラ関連、政府間活動に係る事項、ロシアにおける第三国パートナー企業の支援などであった。

輸出管理規則(EAR)の対象品目すべてにおいて、ロシアの「軍事目的」および「ロシア軍事エンドユーザー」が対象指定された。例外となる品目は「EAR99に指定された食品および医薬品」、「ECCN 5A992.c または 5D992.c に分類される品目」のみとされていた。

ロシア全土を対象としたFDP(直接外国製品)のルールが変更され、EARの対象となる米国製ソフトウェアや、それが組み込まれた製品について規制が強化された。つまり、これら品目については、外国で生産されたもの

であってもロシア向けであれば規制対象となることを意味した(完成品でなくとも、部品やその他組み込み製品であっても規制対象)。また輸出相手が「軍事エンドユーザー」リストに含まれる場合、外国で生産される米国起源のソフトウェアや技術(輸出、および輸出を想定した開発)について、さらに細かく規制対象となるとされていた。

この規制は再輸出や迂回輸出を防ぐため、世界的に適用されるが、米国と対口制裁で協力するEU諸国や英国、日本、カナダはこの規制の対象外となり、各国判断で関連する製品に関する対口貿易制限措置を実施することが容認されることとなった。

この規制に係るロシア国内外の企業制裁リストは、3月4日付で公開された。対象企業はロシアだけでなく、英国、エストニア、スペイン、マルタ、カザフスタン、ラトビア、ベリーズ、シンガポール、スロバキアの計10カ国91の企業が指定された。なお、このリストにはロシア国産のCPUチップを製造しているBaikal Electronics、原子力砕氷船など大型特殊船舶の製造に定評のある統一造船会社「バルチック造船所」、北極海航路での利用が想定されていたLNGタンカーや新型原子力砕氷船の製造を任されていたロスネフチ傘下のズヴェズダ造船所、またアルハンゲリスクに拠点を置くロシア最大級の船舶修理工場であるズヴェズドーチカ船舶修理センターが含まれていた。

さらに、ホワイトハウスおよび商務省は現地時間3月2日、石油ガス採掘に関連する製品のロシア(全土)への輸出制限を導入する方針であることを公表(この種の制裁はこれまで北極圏などロシアの特定地域に限定されていた)、3月7日付でこの制裁措置の指定リストが公開され、これにはハイドロクラッキング、水素化精製や水素分離、サーマルコーキング、ビスブレーカーなど、石油精製や改質に関わる幅広い装置や技術が含まれていた。

3) EU、英国、カナダ

EUはロシアへの貿易制限については、2016年7月以降に採用されていた以下の措置を2022年7月31日まで延長する決定を行った。この措置とはすなわち、ロシアとの武器取引の禁止、デュアル・ユース製品のロシア輸出の禁止、航空・宇宙産業における製品や技術のロシア輸出の禁止、石油採掘に関する一部のセンシティブな技術やサービスにロシアがアクセスすることの禁止、といった措置であった。

英国については、元々広範な対口制裁を課していたが、その内容を本年2月10日時点で既に強化していた。具体的には、制裁対象をロシア連邦政府関係機関(国営企業を含む)、ロシア政府にとって重要なビジネス(組織)、ロシア政府にとって戦略的意義のあるビジネス(組織)、ロシア政府機関の委任の元で行動しているビジネス(組織)や個人へと拡大、またロシア政府によって戦略的意義のある分野として、化学、建設、国防、電子、エネルギーや採掘、金融、情報通信、運輸分野を指定していた。

カナダも現地時間2月24日、米国の措置に準じて貿易管理を強化し、デュアル・ユース品など軍事転用可能な製品や技術のロシアへの輸出制限をさらに強めた。なお、カナダは、象徴的な措置ではあるが、3月1日付でいち早くロシア産原油の輸入を禁じていた。

3. 金融制限措置

1) 日本

2月26日公表の経産省告示により、指定されたロシア連邦政府機関など(同日外務省告示で指定された、ロシア連邦政府、ロシア連邦省庁、ロシア中央銀行)による新規証券の発行や募集は許可制へ移行した。また、そ

の譲渡や、発行や譲渡に係る労務や便益などサービスの提供も許可制となった。また、同日の告示により、制裁対象となっているロシアの特定銀行が償還期間の短い短期証券(30 日超)の日本での発行が禁じられた。

3 月 1 日にはさらに制裁が強化され、外務省告示で指定されたロシア中央銀行、VEB.RF およびプロムスヴァジバンクに対して資産凍結などの措置が導入され、これらに対する支払いやこれらとの資本取引がすべて許可制となった(3 月 3 日に VTB、ソフコムバンク、ノヴィコムバンク、Otkritie の 4 行も追加)。3 月 1 日のこの措置の導入後、日本銀行はロシア中銀との取引禁止を表明、各所で報道されたように、ロシア中銀はこれにより日銀に預託された円資産(約 3.8 兆円)へアクセスできなくなった。

2) 米国

現地時間 2 月 24 日、米財務省(OFAC)は新たな対ロ金融制裁を公表した。この措置により、ズベルバンクと VTB が制裁対象となり、この両行の口座を通じた金融取引が制限されることとなった。正確には、米国の金融機関がこれら制裁対象金融機関向けに、ドル決済用のコレポン口座を開設または維持することが現地東部時間 3 月 26 日 0 時 01 分から禁じられることとなった。また、米国金融機関が、外国金融機関との間で執行している(しようとしている)関連取引も禁止されることとなった。そして、この措置は、ズベルバンク本体だけでなく、その傘下にある欧州子会社(SBERBANK EUROPE AG)、証券・保険分野子会社(SBERBANK INSURANCE など)、投資企業(SBERBANK INVESTMENTS など)、電子マネー運用企業(Yoomoney)、ズベルバンクの名前を冠さない関連傘下企業(キプロスの ARIMERO HOLDING LIMITED など)、全 25 社が対象となった。それから、VTB への制裁について、VTB は自身が米国金融機関に預託しているすべての資産へのアクセスが禁じられ、米国金融機関はそれら資産を即時凍結することが決定された。

また、同じく 2 月 24 日に Otkritie(およびその 12 子会社)、ソフコムバンク(およびその 22 子会社)、ノヴィコムバンクが制裁対象となり、米国資産が凍結されることになった。なお、これら金融機関の子会社については、銀行でなくとも(それが証券会社や保険会社であったとしても)、また OFAC のリストに掲載されていなくとも、これら 3 行本体が直接的、あるいは間接的に 50%以上の株式を保有する子会社は制裁対象となった。

さらに、同じく 2 月 24 日、OFAC は米国金融機関が以下の 13 社、クレジットバンク・モスクワ、ガスプロムバンク、アルファバンク、ロシア農業銀行、ソフコムフロート、ロシア鉄道、アルロサ、ガスプロム、ガスプロムネフチ、ロステレコム、ルスギドロ、ズベルバンク、トランスネフチの株式や債券、および債務を取り扱うことも禁じられた(現地東部時間 3 月 26 日 0 時 01 分発効)。

それから、現地時間 2 月 28 日、OFAC は追加制裁として、ロシア中銀を対象とした制裁措置を公表した。これはすべての米国人を対象としたもので、米国人自体がロシア中銀と取引を行うことを完全に禁じた。つまり、ロシア中銀が関係する取引の一切に米国人は関わることができず、ロシア中銀が米国内のドル資産を動かすよう米国金融機関に要請しても、米国金融機関側は応対すらできないこととなる。なお、関連して、ロシア直接投資基金との取引禁止、およびその総裁であるドミトリエフ氏への個人制裁も導入された。

3) EU

EU は、2 月 23 日付で公表された規則において、EU はロシア政府機関およびロシア中銀が EU 域内での証券発行や募集、証券や資金の譲渡を行うことを禁じた。また、同 28 日にはさらに規制を強化し、EU 域内でロシア中央銀行と取引を行うこと自体が禁じられた。3 月 1 日付の規則では、米国と同様にロシア直接投資基金との取引禁止が導入、また、ユーロ紙幣のロシアへの送付や持ち込み(個人旅行や外交公務での使用は除く)、そして EU 域内でのロシア中銀とのユーロの売買も禁じられることとなった。

また、同じく3月1日付の規則で、以下に記載するロシア7行に対して、SWIFT(国際銀行間金融通信協会)をはじめとする「法人間の金融データをやりとりするための特別な金融メッセージサービス」を提供することも禁じた。この7行とは、VTB、VEB.RF、Otkritie、ソフコムバンク、ノヴィコムバンク、プロムスヴァジバンク、Bank Rossiya のことである。なお、これら7行本体だけでなく、これら本体が直接的、あるいは間接的に50%以上の株式を保有する子会社も制裁対象となった。

4) その他各国、国際金融機関

英国はロシアによるウクライナ侵攻前からの金融制裁にて、ロシア政府機関や金融機関などに対する融資を規制するなど厳しい措置をとっていた。そして2月28日付の英財務省告示により、VTB、VEB.RF、Otkritieの3行が制裁対象に指定され、英国金融機関はこれら3行が保有する口座や資産の凍結、またこれら銀行との今後のあらゆる金融取引を禁じられることになった。また、3月1日付の告示では、ズベルバンクも制裁対象として指定され、英国金融機関との取引を制限されることとなった(禁止ではない)。さらに、米国と同様に、ロシア直接投資基金との取引禁止、およびその総裁であるドミトリエフ氏への個人制裁も導入された。なお、ロシア中銀への制裁については、英国政府とイングランド銀行が制裁に踏み切るとの方針を公表し、その後3月1日に既存の対ロ制裁法を改正する形で、ロシア中銀との取引規制を立法化され、導入された(預託規模が小さいので、立法手続きが完了するまでの期間はイングランド銀行の判断で対応できると思料)。

こうしたロシア中銀を対象とした金融制裁には、カナダやスイスも協力する旨表明していた。これらの対応は米国やEUの制裁に追随するものであるが、スイスはズベルバンクとガスプロムバンクを同国銀行協会から排除する決定も行った。

また、3月5日にはシンガポール外務省が対ロ経済制裁を公表、日米欧の貿易制限措置に追随する決定を下した他、VTB、VEB.RF、プロムスヴァジバンク、Bank Rossiyaの4行を制裁指定しての資産凍結を決定、ロシアの武器取引やデュアル・ユース品を取り扱うノンバンク向けの金融サービスも禁止するとした。

国際金融機関もロシアとの金融取引を取りやめる決定を下しており、3月2日には世界銀行がロシアにおけるあらゆるプログラムの実行を停止すると宣言した。3月3日には中国主導のAIIB、またBRICSにて創設されたNDBがロシア(およびベラルーシ)向け融資の停止を発表した。さらには、欧州復興開発銀行(EBRD)もロシアおよびベラルーシによる同行資産へのアクセスを停止する方針を示していた。

4. その他制裁と影響

1) 個人制裁

ロシアによるウクライナ侵攻後の個人制裁については、2月25日付で米国、EU、英国、カナダが新しくプーチン大統領とラヴロフ外相、そしてロシア安全保障会議メンバーをそれぞれ個人制裁対象に追加、その外国保有資産を凍結することを決定した。日本も遅れること3月1日付の外務省告示にて、プーチン大統領含む6名を制裁対象として指定、それら個人と団体の日本国内資産を凍結する制裁を実施する旨公表した。

米国は2月24日時点で、主要ロシア国営企業トップ、例えばセーチン・ロスネフチ社長やイワノフ・アルロサ社長、なども制裁対象に加えていた(順次追加中)。これに続いてEUも2月28日にセーチン、トカレフ・トランスネフチ社長、プーチンに非常に近いとされる大富豪のウスマノフやアヴェン、フリードマンなど26名が制裁リストに加えられた。このリストには、制裁対象として指定された者とプーチン大統領との関係に関する簡単な記述も付されている。

そして日本も米欧の動きに追随し、3月3日にはこうしたロシアの経済人を含む18名を制裁リストに追加公表、これまでにない厳しい措置をとった。しかも同日付の外務省告示は同時に、ルカシエンコ大統領など、ベラルーシの政府要人7名、また軍需系の2つの組織も制裁対象に指定した。続いて、3月8日付の発表では、対個人制裁対象がさらに追加、44名にまで増加した(ベラルーシ向け制裁も強化)。

なお、3月8日までの危機の初期段階で日本が個人制裁指定していたロシア要人は以下の通りである。1)プーチン大統領、2)ラヴロフ外相、3)ショイグ国防相、4)ゲラシモフ参謀総長、5)パトルシェフ安全保障会議書記、6)メドヴェージェフ安全保障会議副議長、7)マトヴィエンコ連邦院議長、8)ナルィシュキン対外諜報庁長官、9)ヴォロジン国家院議長、10)S.イワノフ自然保護活動・エコロジー・運輸問題担当大統領特使、11)コロコリツェフ内務大臣、12)A.ポルトニコフ連邦保安庁長官、13)D.ポルトニコフ VTB 副総裁、14)クラスノフ連邦検事総長、15)ショゴレフ中央連邦管区大統領全権代表、16)ゾロトフ連邦国家親衛軍庁長官兼連邦国家親衛軍総司令官、17)セーチン・ロスネフチ社長、18)コヴァリチュク Bank Rossiya 筆頭株主、19)コスティン VEB.RF 総裁、20)A.ローテンベルグ S.G.M.グループ創設者、21)チェメゾフ・ロステク社長、22)フラトコフ・プロムスヴァジバンク頭取、23)マロフェーエフ・マーシャル・キャピタル基金創設者、24)プリゴジン民間軍事会社ワグナー代表、25)グロモフ大統領府第一副長官、26)キリエンコ大統領府第一副長官、27)コザク大統領府副長官、28)ペスコフ大統領府副長官兼大統領報道官、29)カディオフ・チェチェン共和国首長、30)ネヴェロフ国家院副議長、31)ババコフ連邦院副議長、32)プシュコフ連邦院議員、33)ティムチェンコ・ヴォルガグループ創業者、34)B.ローテンベルグ(A.ローテンベルグの弟)、35)I.ローテンベルグ(A.ローテンベルグの弟)、36)R.ローテンベルグ(B.ローテンベルグの息子)、37)ウスマノフ・USM ホールディングス創業者、38)V.プリゴジナ(24のE.プリゴジンの母)、39)P.プリゴジナ(E.プリゴジンの娘)、40)L.プリゴジナ(E.プリゴジナの妻)、41)P.プリゴジン(E.プリゴジンの息子)、42)トカレフ・トランスネフチ社長、43)ウトキン民間軍事会社ワグナー創設者、44)ソロヴィヨフ・ロシア24司会者、である。

2) その他制裁

2月25日に英国、同28日にはEU、そして3月2日には米国が、ロシア航空会社およびプライベートジェットがそれぞれの領空を通過することを禁じ、対応した国の数は3月3日時点で36カ国に及んでいた。これに対してロシアは欧州航空会社のロシア領空通過を禁じる措置をとった。これに伴い、欧州とアジア間のフライトが正常に運行しない事態に陥り(ロシア領空を迂回せねばならないため)、国際線フライトに大きな影響が出ることになった。モスクワに駐在のビジネスパーソンなどの退避にも影響が出、3月頭時点で代替便(中東経由など)を使用しての帰国を検討すべき状況となった。

こうした状況を受けて、JALやANAもロシアを迂回しての欧州フライト運用を強いられ(JALはアラスカを経由する北回り、ANAは中央アジア領空を通過する南回りにて対応)。また、この空の混乱は貨物航空にも及び、DHLやFEDEX、UPSといった運送会社が3月に入りロシア向けサービスを停止するに至った。そして3月5日にはS7航空が同日からすべての国際線を停止すると発表、そしてアエロフロートも同様の対応を3月8日から実施する旨公表した。

また、英国は他国に先んじて、ロシア船舶の同国港湾への寄港を禁止する措置を3月1日に公表したこうした事例を受けてか、3月2日時点でMAERSK、MSC、CMA・CGMなどの欧州船会社はロシア向けコンテナ輸送を停止、物流面でもロシアの孤立が目立つ状況となった。

その他、EUは3月2日に、スプートニクやRTなどロシア国営メディアによるEU域内での情報発信を禁じることも決定、公表した。ロシアによるフェイクニュース発信など、情報戦を警戒しての対応であった。

5. 各国企業の撤退・事業停止事例

上述のような厳しい経済制裁の導入とロシア経済の混乱、そしてカントリーリスクの急激な増大を受け、欧米企業を中心にロシア・ビジネスから撤退する事例が相次ぎ、2月24日から3月頭までの短期間に250社以上がロシアから撤退、またはロシアでの事業停止を決定したと報じられていた。

1) 石油ガス分野

2月27日にBPが保有するロスネフチ株式約20%を手放し、ロシア事業から撤退することを表明した。これを皮切りに、ノルウェーのエクィノールがロシア事業からの撤退を決定、そして2月28日にはシェルがサハリン2をはじめとするロシア事業からの撤退を決定、日本でも大きく取り上げられた。本事業ではシェルがオペレーターであるため、今後の操業などに不安が出る状態となっており、サハリン2に出資している三井物産や三菱商事の動向が注目された。また、3月2日にはエクソンモービルがサハリン1からの撤退を決定、こちらに参画の日本コンソーシアムであるSODECOも難しい判断を迫られる状況に陥ってしまった(なお、先述の通り、シェルはBPとともに、ロシア産石油とガスの購入自体の停止を決定していた)。

さらに、仏トータルもロシアでの新規事業投資を行わないとすでにアナウンスしていたため、今後は日本にもLNGを供給しているヤマルLNG、JOGMECと三井物産が資本参加しているアークティック2LNG案件の帰趨が心配される状況となっていた。このアークティック2LNG案件については、3月2日にイタリアが同案件へのファイナンスを停止し撤退することを表明、これに続いて同3日には国際協力銀行(JBIC)の前田総裁がロシアとの協力関係見直しに言及していた。

2) 自動車分野

自動車分野でもホンダが3月2日、ロシアの金融環境の悪化や同国向け物流の混乱を理由に、ロシア向け自動車や二輪車の輸出を一時停止すると発表した。また、三菱自動車は、東南アジアからの部品調達が困難になっていることもあり、カルーガ州のステランティスとの合弁工場で生産が止まる可能性があることを明らかにしていた。日産もロシアでの生産を削減する見込みとなっていた。

そして、3月2日にはトヨタも部品供給状態の混乱を理由として、ロシアでの自動車生産を3月4日から停止する旨公表した。外国企業もGMやフォルクスワーゲン、フォード、ボルボ、ダイムラー・トラック(ロステクが大手株主のKAMAZと協力していたが、打ち切り想定)、現代自動車など主要なメーカーがロシア向け輸出を停止するか、現地生産を停止するか、何らかの形で事業を停止する決定を行っていた。

3) IT、テック系

Appleは3月1日、ウクライナ侵攻に「深い懸念」を表明した上で、iPhoneなど同社製品のロシアでの販売を全面停止すると発表した。また、Apple Payや同社製アプリなどのサービス利用も制限するとしており、今後iOS上ではVTBなどロシア金融機関のアプリが使用できなくなる。Googleも、ロシア国営メディアのRTなどをYouTubeから排除することを決定、Google Payについてもロシアの銀行との紐づけを停止することを決定した(その他、ロシア国営メディアのアプリがプレイストアから排除された)。TwitterやFacebookもGoogleと同様にSNSからのロシア国営メディアの接続制限を実施した(後にロシア当局がこれらSNSの接続自体を遮断した)。

それ以外にも、TikTok、Spotify、Netflixといった動画・ストリーミングサービスの提供がストップし、また宿泊予約サイトのBooking.comがロシアでのサービスを停止した他、航空予約システムを運用する米セイバー社が

同社システムからアエロフロートを排除することを決定した(これにより、アエロフロートが予約検索システムに表示されなくなった)。このように、ロシアで利用できなくなったアプリや WEB サービスは枚挙にいとまがない状況となった。

より B2B サービスに近いところでは、システムインテグレーターの米 Oracle や独 SAP もロシア事業を停止する決定を下した(ロシア大手企業はこれら Sier に自社システム開発を委託するケースが多く、システム面の切り替えや引き継ぎ作業が完了するまで、実務面で相当の混乱が想定された)。3 月 4 日にはこれらに続き、Microsoft がロシアでの新規製品・ライセンス販売、サービスを停止する旨発表した。既存パッケージ品の影響はあまりないと思われるが、同社がロシアで提供する様々なクラウドサービスの利用には様々なシーンで制限が発生するとみられ、ビジネス現場への悪影響は計り知れない(なお、ロシア議会ではこうした措置に対抗して海賊版の利用を容認するとの対策が議論にあがっていた)。

また、多種多様なビジネスアプリやクラウドサービスを取り扱う Adobe も Microsoft と同様の決定を同じ日に公表した。さらにはプログラム開発プラットフォームの Github もロシアからのアクセスを停止すると発表した。その他、米 IBM も事業停止、フィンランドの Nokia やスウェーデンのエリクソンはロシア向け通信機器の輸出を停止すると明らかにした。半導体分野では 3 月 1 日までに台湾 TSMC、米インテル、米 AMD がロシアへの出荷を停止、3 月 5 日には韓国サムソン電子も関連製品の出荷を停止する旨公表した(家電やスマホも含む)。

4) 航空機分野

米ボーイングは 3 月 1 日、ロシア航空会社を対象とした部品供給や整備、技術サポートを停止すると公表、モスクワでの事業活動も停止すると宣言していた。ボーイングに続き、エアバス社も同様の対応をとることを公表した。これに遡る 2 月 28 日、世界最大の航空機リース会社であるアイルランドのエアキャップ社が、ロシア航空会社との間でリース活動を停止すると発表しており、ロシア航空会社は事業継続が困難となっていた。そして、EU は 3 月 28 日を期限に、ロシア向け航空機リースを終了するよう関連各社に要請していた。

2 月末時点で、ロシア国内で運用されている航空機 980 機中、777 機がリース機であり、しかもそのうち 515 機が外国企業からリースを受けたものであった。しかし、アエロフロートなどロシア航空会社はそのリース返却を拒否、リース会社は減損処理を余儀なくされる状況に陥った。なお、契約上、一度リース返却拒否をしてしまうと再契約することができなくなるため、制裁が仮に解除されたとしてもロシア航空会社は新しい機体を準備することができず、また既存の機体もメンテナンスが不十分なまま運用されることになり、ロシアの航空会社は多方面でリスクを抱える事態となった。

5) 小売、決済、その他分野

小売部門でも 3 月 3 日、家具大手 IKEA がロシアからの撤退を公表した。その他、Gucci や Louis Vuitton などのブランドショップ、ZARA など服飾分野での営業停止や出荷停止、Nike、adidas や Puma などスポーツ用品分野の撤退も目立つようになった。家電など分野でも、パナソニックやヤマハがロシアへの出荷停止を決定し公表していた。外食部門では、マクドナルドがロシア全店舗の一時閉鎖を決定、スターバックスやコココーラも事業停止を表明した。コンテンツ分野でも、Sony やディズニー、ワーナーブラザーズのように、配信の取り止めを決定した企業もあった。その他、EY やデロイトなど大手会計事務所の撤退も相次いでいた。

また、クレジットカード分野にて VISA や Master は 2 月末時点で自社の決済網からロシアの一部銀行を外す措置に着手、3 月 5 日に両社はロシアでの全業務停止を発表した。Amex もこれら 2 社に続いて同様の決定を行った他、JCB もこの動きに追随し、3 月 8 日にロシアでの事業停止を発表した。また電子決済サービスの

PayPal もロシア事業停止を決定した。これに伴い、ロシアでは同国国内のクレジットカード決済システムである MIR (および電子決済の Face Pay) 以外は実質的に機能しない状態となり、ロシアの銀行発行のこれらブランドのクレジットカードは海外で使用不可となり、ロシア国民に大きな衝撃を与えた。

6. ロシアによる制裁対抗措置

ロシアが当初とった各種対抗措置は「攻勢」というよりは日米欧の制裁、ロシア側文書の言葉を使えば「非友好的行為」を行った国に対する対抗、実態としてはとりあえずの「リアクション」であり、全体としては、国内統制を強めて、対立の長期化に備える構えを見せるものであった。

1) 外貨の強制供出

日米欧による前例のない広範な経済制裁を受けて、ロシアではルーブルが急落したが(3月7日のロンドン市場では1ドル当たり130ルーブルと過去最安値の水準にまで落ち込んだ。2月末時点で公定レートが1ドル=110ルーブルを下回る状況、市中では1ドル=140ルーブル程度での取引もあると言われ、公定と実勢レートに開きのある、1990年代のような状況になりつつあった)、ロシア中銀への制裁により為替介入ができなくなり、公定歩合を大幅に引き上げる(9.5%から20%へ)という方法で対応せざるを得なくなった。

これに関して、プーチン大統領は個人や法人が保有する外貨を部分的に強制供出させる大統領令に、2月28日に署名した。この大統領令により、本年1月以降に「非友好的行為」を行った国に属する法人や個人などと、対外経済活動により取得した外貨の80%を強制売却することが義務付けられた。また、この大統領令ではロシア企業が株価下落を抑えるために自社株買いをする規制を引き下げた。

2) 外貨持ち出し・金融資産取引制限

また、3月1日には別の大統領令が公布され、ロシアからの外貨持ち出し・送金が1万米ドル相当以下に制限され、外貨、金融資産、不動産取引に関し、「非友好的行為」を行った国に属する外国人および外国法人との取引は、該当する政府委員会およびロシア中銀の管理下に置かれることとなった。結果、ロシアに投資していた多くの外国人投資家は、資産を自由にロシア国外へ移転させることができなくなった。

3) IT 産業支援

3月2日には、IT・通信産業を支えるべく、法人税を3%以下に抑えるとする大統領令が交付され、それに合わせてロシア政府も各種支援策を講じられた。これは、今後の情報戦、つまりはプロパガンダの流布やハッキング攻撃において情報技術が重要となるため、その下支えを意図していたのだろう。それと同時に、プロバイダーを対象に接続者の情報保存をより徹底させることを意図した規則の改定を行っており、これはロシア国内での SNS を利用した情報拡散の防止を意図してのことだったのだろう(外国製 SNS への接続は2月末ごろより不安定で、VPN 接続が必要な状況であった)。

4) 外貨建て債務のルーブル支払い容認

3月5日に発効した大統領令は、ロシアに対して「非友好的行為」を行った国に属する債権者への返済に関し、1,000万ルーブル以上の価値に相当する外貨建て債務についてはロシア企業などがルーブルにて支払うことを当面容認する内容であった。なお、3月7日付ロシア政府指令により、米国や EU 諸国、日本、韓国、台湾、

シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドなど 48 カ国が「非友好国」としてその対象に指定された。この決定は、ルーブル価値急落に伴う激変緩和措置であるが、債権者によるロシアへの信頼をさらに引き下げる行為であり、信用不安による、さらなるロシアからの資本引き上げを招きかねない策であるが、債務不履行のリスクを避けるため、またロシア国債の長期信用格付けは 3 月 3 日時点ですでにムーディーズなど主要格付け会社により、ジャンク債相当にまで引き下げられていたため、形振り構う必要もなかったのだろう。

5) 内外メディアへの圧力

3 月 4 日、プーチン大統領はロシア軍に関わる「フェイクニュース」を発信・流布した場合に最高で 15 年の禁錮を課す法律に署名した。これは、ウクライナでの戦争に関わるプーチン政権の方針にそぐわない報道を抑え込むための措置であり、侵攻の実情を SNS で展開され、海外メディアに報道されることが政権のダメージとなっていたことが窺えた。これに先立ち、リベラル系のラジオ放送局「モスクワのこだま」や独立系テレビニュース局である「ドーシチ」が政権の圧力を受けて活動停止、解散に追い込まれていた。さらに、Facebook や Twitter などの海外 SNS、CNN や BBC、ドイチェ・ヴェレなどの西側ニュースサイトへのアクセスも遮断され、記者拘束の危険を感じたこれらメディアは現地報道を一時停止する決定を下した。

7. 中央アジア・コーカサス諸国への影響

1) 中央アジア

ロシア経済の混乱は、同国と経済関係の大きい中央アジアやコーカサス諸国にも徐々に影響を及ぼし始めていた。カザフスタンで経済担当の副首相を務めるクアンティロフは 2 月 26 日、2022 年から 2023 年にカザフスタンの GDP が 2.5% 下落する可能性について言及した。また、同国はユーラシア経済連合の枠組みで、今般制裁対象となったロシアおよびベラルーシとの経済的結びつきが強く、輸出（ロシア向けが全体の 3 割以上）だけでなく、投資面でもロシアに依存するところが大きく、ルーブル価格の急落に加え、ロシア中銀が公定歩合を大きく引き上げたことで、カザフスタンの金融機関はその資金調達において悪影響を被ることは避けられないと見られていた。侵攻前の段階ですでに通貨テンゲの価値に影響が出ていたことから、カザフスタン中銀は 2 月 24 日時点で通貨防衛のために約 1 億 4,000 万ドルを注入していた。3 月 3 日にはスマイロフ首相の下に緊急対策室が発足した。

そして、カザフスタンの識者からは、今般戦争が終結したとしても、ロシア経済をこれまでのように頼りにすることはできず、中国経済に依存せざるを得ない場面が増えるだろうとの声も上がっていた。政治社会面では 3 月 6 日、カザフスタン政府は、ロシアのウクライナ侵攻に抗議するデモをアルマトイで実施することを許可していた。トカエフ大統領がプーチン大統領からのウクライナへの派兵要求を断ったことも含めて考えると、カザフスタンは今般危機において、ロシアとは距離を置こうとしていることが窺えた（ただし、国連総会の緊急特別会合において採択されたロシア非難決議は、棄権した）。

通貨価値下落については、同じくユーラシア経済連合に参加するキルギスのソムについても強い下落基調が見られた。キルギスはその経済の約半分をロシアへの出稼ぎ労働者からの送金に依存しており、ロシアの景気悪化局面においては影響を受けやすい立場にあった。ルーブルでの送金受取規模も大きく、その減価はインフレ増進要因となって返ってきてしまう。

ウズベキスタンについては、通貨面ではカザフスタンやキルギスほど影響は受けておらず、通貨スムの対ルーブル価値という観点から見ればむしろ上昇しているとの側面もあった。特に、ロシアへの出稼ぎ移民から送金

されるドルやルーブルの大幅な減少が(あるいはそもそもの送金停止)予想され、その点での懸念は大きかった。また、ルーブル下落によるロシア製品輸入価格の下落が、ウズベキスタン国内製品との競合に及ぼす影響も懸念材料となっていた。その一方で、今後は欧州を中心にさらなる資源価格の高騰が見られることから、金やガスを輸出できるウズベキスタンとしては、ある程度を輸出の恩恵で相殺できるかもしれないとの見込みもあった。

タジキスタンも、ロシア経済の動揺に影響を受けている。また、ロシアへの労働移民からの送金減少についても懸念が大きかった。ただし、通貨ソモニの現状はカザフスタンやキルギスと比べると大きくは落ち込んでおらず、現状はウズベキスタンに近いと言え、小康状態にあるといったところであった。しかしながら、アフガニスタン情勢という不安要因、また中国経済の影響力拡大に対する脆弱性を抱える中で、ロシアの経済力と国際的地位が伸びていく中、政治・安保面でのかじ取りはかなり厳しい環境となることが予想されていた。

2)コーカサス

アゼルバイジャンでも、ルーブル急落が見られ始めたころから影響を懸念する声がビジネス関係者から上がり始めていた。同国のアリエフ大統領は2月24日、「ロシアはいかなる制裁にも耐え抜くだろう」と述べていたが、そうした空気感はそれ以降の1週間で吹き飛んだであろうことは想像に難くなかった。同国のビジネス関係者は、ロシアでの仕事をすることも多いことから、ルーブル口座を保有していることは珍しくなく、また今般制裁対象となったVTBなど、ロシアの銀行がアゼルバイジャンにも支店を有して各種業務を行っており、関連する影響が懸念される状況にあった(2月末時点ではVTBアゼルバイジャンからロシアへの送金は止まっていなかった模様)。他方で、今後更なる混乱が予想される欧州の石油ガス市場において、同国産の石油やガスの需要は、ロシア産原油やガスの代替として選好されることが見込まれていた。なお、政治社会面において、アゼルバイジャンではSNS上で「ロシア製品不買」を訴える声が散見されるようになってきているとの情報もあり、今後さらにウクライナでの戦況が悪化すれば、同国での対口感情も相当に感化される可能性も感じられる状況であった。

アルメニアでも今後の経済見通しに対する強い懸念が広がった。日米欧による対口経済制裁発動後、同国ではテック系分野が中心となって、ロシア企業が一時退避先として選択する事象が確認されており、同国経済大臣のケロビャンは最近、「数十のロシア企業がアルメニアに居を移してビジネスを行っている」と発言した。アルメニアはユーラシア経済連合加盟国であることに加え、同国における移住コスト(家賃など)がカザフスタンなど他候補に比べて安価なため、選択されたのだろう。

そして、ジョージアについては、今般のウクライナ侵攻を受け、3月3日までにEU加盟申請に関する文書に署名し(モルドバも同様の行動)、EU加盟を目指す政策方針と決意をより強固なものとする決定を行った。これによりロシアの孤立はさらに深まる見通しで、EU側の対応ぶりが注目される状況となった。他方、欧米の安全保障専門家の間では、ウクライナ情勢次第では今後、ジョージア(同じ決定をしたモルドバ)もロシアの攻撃対象となり得るとの指摘もあり、緊張が高まっていた。

補足資料

ロシアからの脱出を選択したロシア人 IT エンジニア、およびスタートアップ経営者を対象としたアンケート
実施時期： 2022 年 6 月

以下、上記アンケートにより得られた回答の一部を参考までに紹介する。ロシアによるウクライナ侵略により、ビジネス面で多くの優秀な人材がロシアを離れたことを把握する一助としていただきたい。

1. 問「ロシアの経済と社会の発展の見通しについてどう思いますか？」

①回答者 A

「見通しはない。あるのは過去の名残を生きているという明らかな感覚。長い年月、一般の人々や企業によって作り上げられてきたものが全てじわじわと消え始めている。私の知る人、全員にとっては未来が、大袈裟ではなく、文字通りに壊れたと考えている。しかし、彼らは国を出ていくことはできない。多くの人に子どもや住宅ローン、様々な義務等があるからだ。大半の人が仕事に没頭していると感じる。これが今できる唯一のことだからだ（プロでいること）。社会全体は非活動的で、無力状態に陥っている。街では Z の文字をつけた警察が動いている。私たちは、私たちの国家が何をしたかという意識に押しつぶされ、まるでコンクリートプレートの下で生きているようで、抵抗することもできない。」

②回答者 B

「事業活動の更なる落ち込み、スタートアップ市場におけるビジネス・イニシアチブの低下、投資家が市場の動きを静観するようになる。」

ロシア国内の大半の市場の縮小、安定性のある通貨としてのルーブルは価値を失う。

罰金という形での予算確保が活発になる、税制引締め、ビジネスに対する行政圧力。

外国企業がロシア市場から撤退、雇用の場が大きく失われる、社会的緊張、高いインフレ率および失業率、住宅ローンや自動車ローンに手が届かなくなる、プレミアムな自動車や PC がなくなる、またそれらを合法的にメンテナンスすることができなくなる。

生活の質および医療の低下、最新で高精度な緊急外科機器（オリンパスの内視鏡設備）や診断機器（東芝の断層画像）の調達・保守サービスが利用できなくなる。

並行（グレー）輸入、特許、商標などポリシーが不明瞭なため、著作権保護所有者との法的紛争が深刻になる。

最も優秀で若く、経験豊かで高給、十分な教育を受けた専門家とその子どもたちの流出が深刻となる。これによりロシアの人口減少の指標が悪化し、技術専門家や専門的な製品管理者の技能低下をもたらされる。」

③回答者 C

「イランの状態にならなければ良しとしたい。しかしすでにそれに向かいつつある。孤立、物不足、インフレ。」

ロシアで政権交代がなければ、市民の自由については一時的に忘れるしかない。周辺諸国との政治紛争はますます増えるだろう。ソ連への回帰に懸念を抱く国はとても多いからだ。ロシアがウクライナで勝てば、ロシアには暇で経験ある軍が生まれ、周辺諸国との軍事紛争の確率は高くなるだろう。」

④回答者 D

「現政治体制のままでは経済・社会発展には見通しが無い。現在の経済情勢の均衡安定には制裁解除が不可欠だが、ロシアが侵略的対外政策を続けている以上、これはほぼ不可能。

ロシアの現条件下では社会の発展は事実上不可能だ。事実上、全体主義となった現体制は社会に対して発展の可能性を与えない。

ここ 10 年にわたり、社会に対する当局の姿勢はまるで『吸血ヒル』のようであった。2011 年に政治方針の改革を社会へ問うた際、数十万人もの人々が街頭に出てプーチン再選に抗議を示し、それ以来、国は社会に対して極めて厳しい統制政策を選択した。自由な集まり、集会、デモ禁止など市民生活に様々な規制を導入した。これらの禁止はロシア憲法で禁止されているにもかかわらず。現時点で市民社会は、国が定めた様々な禁止事項により、生活のどの分野においても自身の立場を表すことができない。」

2. 問「どのような理由であなたはロシアを出る決断をしたのでしょうか？」

①回答者 E

「学校での子どもたちへのアグレッシブな圧力、私の子どもたちの将来はこの体制との関わりがあってはならないと思った。

政権の方針を受け入れられないこと。私は現政権が嫌いだし、これを支持する人を軽蔑する。」

②回答者 F

「移住については 2022 年 2 月以前にすでに検討していて、私の移住はこれらの出来事とタイミング重なった。以前から国を出たかった理由は次の通り。ロシアでは将来が何も保証されていない、状況が不安定、政権の汚職、他にもロシアでの生活を不快にする理由が非常にたくさんある。」

③回答者 G

「移住問題は現時点でパートナーとともに検討している。最も都合のよい案を探している。

理由は以下の通り:

- 今の現実においてビジネスを継続できない。
- イメージリスクが高い。
- 当局によるビジネス支援策管理が不明瞭。一部の措置やソリューションは松葉杖、あるいは松葉杖を寄せ集めて作った柵に似ている。
- 銀行セクターおよび国際通貨支払システムの状況が厳しい。通貨としてのドルを国内経済から完全に排除する中央銀行の方針により状況が悪化。
- 外国パートナーのスキルを強化すること、また当方にとって彼らのスキルを導入するには、彼らとの連携が不可能となった。
- 外国ベンチャー基金や個人投資家にとって、ロシアのスタートアップ市場への関心は完全になくなった。
- ロシアのスタートアップに拡張性が欠けていること、国際的な見通しが無いこと。スタートアップがロシアルートであれば、基本的に外国市場への参入が不可能。」

④回答者 H

「理由はいくつかある:

- 1) 自分の市民としての立場を表明することができない
- 2) 国際的な専門家としての自分の成長を続けることができない
- 3) 生活レベルが下がり、物質的豊かさを手に入れられなくなる可能性。」

3. 問「2022年2月24日以降、ビジネスにおいては何か困ったことはありましたか？」

①回答者 I

「銀行員として、銀行規制の厳しい強化に直面した。証券規制についても同じ。コルレス銀行との関係は停止となり、ロシア国内銀行(制裁対象でないものでさえ)は国際市場の通貨取引に自由に参加できる可能性を失った。制裁が科せられたことから、私自身、外国預金機関で会計処理されていた有価証券にアクセスできなくなった。制裁の経済的影響は外国企業と何らかの関りをもつ全ての事業に及んでいる。支払不可能、契約の一時停止あるいは破棄など。ロシア企業と関わることに暗黙の『タブー』が生まれた。その結果、私は銀行の仕事を辞めざるを得なくなった。」

②回答者 J

「半月で企業収入の8割以上減った。外国クライアントは自国内で世間、銀行、政治的プロセスから強い圧力を受けているからだ。我々の外国クライアントにとってはイメージリスクが大きい。

企業が一瞬にして終わるリスクもある。給与など運転資金不足が始まり、事業も停止している。現行プロジェクトから投資家が撤退している。チームやスタートアップ、クライアント、投資家のモチベーションが著しく低下している。

ビジネスを厳しく手作業で管理する必要がある。これは常に手間がかかり、常にチーム全員が満足しているわけではない。投資家やスタートアップとの交渉、チーム内の話し合いが必要。不透明さを前にパニックを抑え、恐怖を抑えるために。場合によっては人々を落ち着かせる必要がある。実質的には心理療法を行うようなものだ。

新たな注文を急遽探している。ここでも量から質へと転換した。私たちを助けてくれたのは様々な国の様々な人々だ。我々が協力時に極めて信頼が高く、ポジティブな印象を残したことが大きい。

ロシアの口座で外通建ての支払を受け付けることができたり、というよりも、このようなビジネスプロセスが無意味だ。なぜなら、外貨収入の80%を中央銀行レートではなく、各銀行の不利なレートでルーブルに交換することが義務付けられているからだ。

実質的にロシアの銀行システムが完全に頼りにならず、欧州諸国はロシア銀行ともロシア国民とも関わりたくない。特に外国法人の新会社設立などについてそれが言える。

長期的な契約と合意が破棄された。」

第 2 章

先鋭化するロシアの対抗措置

日米欧により導入された対ロ経済制裁は、金融制裁を軸として、ロシア経済の現状とその先行きに大きな混乱と不安をもたらしている。今般のロシアによるウクライナ侵略に際し、日米欧他がロシアに課した経済制裁は、過去に前例のない範囲の非常に強力なものであった。ロシアはこうした外国からの敵対行為に対しては、いわゆる「しっぺ返し」戦略、「やられたらやり返す」という行動を選択することが過去の例から確認できることから¹⁾、今回の対ロ経済制裁に対しても相応の「仕返し」がくるものと想定するのは当然のことであった。ロシアによるウクライナ侵攻当初から、パラジウムなどのレアメタル、石油や天然ガス、石炭などのエネルギー資源、小麦など穀物、アルミなどの非鉄金属および製品など、ロシアが他国との貿易上で優位にある産物や製品の供給制限や供給停止といった措置が採られるのではとの懸念が、日本においても多く見られた²⁾。

しかしながら、実際にプーチン政権が採った行動は、経済制裁に対する自国の耐久力(レジリエンス)を高めることを主眼に置いた政策であった。これら政策はもちろん、対ロ経済制裁を科した外国に経済的損害を与えるものであったが、それはあくまで副次的な結果に過ぎない。今般の対ロ経済制裁は、おそらくプーチン大統領の想定を大きく超えたものであり、日米欧が政策的に結束を強めるばかりか、その影響が民間企業の行動(ロシア事業からの撤退など)にまで及び、ロシア経済への打撃を予測することさえ難しい状況となった。このため、まずは国内の動揺を押さえ込み、自身の戦略や対抗策を練り直す時間的猶予を作り出す必要が生じたのだと考えられる³⁾。プーチン政権が報道規制をはじめとする国内統制の強化を進めていることは最早周知の事実である。そして、その国内統制強化に関わる一連の施策と並行して、経済面における対抗措置も導入された。それは外貨流出防止を目的とした対応から始まり、失業・倒産防止を目的にその議論は外資資産接收の可能性とその実行へ至り、物資の国内滞留を主目的とした貿易制限措置も導入された。

本章では、日米欧による対ロ経済制裁を受けて、ロシア側が2022年4月までに導入した対抗措置を分析する。特に、ルーブル価値の維持に係る政策と外資撤退抑止に関する措置およびロシア国内の議論に焦点を当てる。この分析を通じて、プーチン政権が経済不安を抑え込むべくルーブル価値の維持を極めて重視していること、外資資産および外資それ自体をスケープゴートとしかねないこと、そしてロシア経済の西側からの「自立」を目指す動きを先鋭化させようと試みていたことを示す。なお、4月以降の法令動向を含んだ分析は、本冊子団の資料1にて整理してあるので、そちらも確認いただきたい。

1. ルーブル価値の維持

ロシアに科された今次経済制裁において、非常に効果があったと考えられる措置は、ロシア中央銀行資産の取引制限ないしは凍結に関わる日米欧の協調措置であろう。この措置により、ロシア中銀は、外国中央銀行に預託していた外貨準備(同中銀の公表値によれば、2021年12月31日時点で約6,306億ドル)のおよそ半分にあたる約3,000億ドルへのアクセスを失い⁴⁾、金融制裁の影響で暴落するルーブル価値を維持するべく為替介入を行うことが困難となった。

結果として、ロシア中銀は公定歩合を9.5%から20%へ一気に引き上げることにより金融を引き締め、またロシア大統領府および政府が市中から外貨を吸い上げることにより、ルーブル買いを促進することでその価値を維持せざるを得なくなった。ルーブル価値の下落は、輸入価格の上昇からの物価増をもたらし、さらなる経済不

安と国民の生活不安を高める恐れがあることから、プーチン政権としては何としてでも通貨価値を一定の水準で維持したいと考えているはずであった。

1) 関連措置と制度設計

外貨流出防止を目的とした措置は、2月28日から順次発出され追加されている。本章執筆時点までに導入された措置は以下の図表1のとおりである。これら一連の法令などを理解する上で前提となるポイントは、「居住者」、「非居住者(非友好国)」、「非居住者(非友好国以外)」の区別である⁵⁾。対抗措置として導入された一連の法令における「居住者」および「非居住者」の定義は、為替管理法(2003年連邦法173号)に基づくものであり、税法上の同じ用語とは別の扱いとなる。この場合、「居住者」とはロシア国民と永住外国人を指し、「非居住者」はそれ以外を指す。

これら一連の措置では、主として「居住者」の保有外貨の移動を制限するもの、また「居住者」が「非居住者(非友好国)」と外貨を介した取引を規制する内容となっている⁶⁾。つまり、ロシア国民が保有する外貨をロシア国内に滞留させ(または強制供出の形で吸い上げ)、「非友好国」指定された国の企業や国民への外貨流出を制限することを意図した制度設計となっていた。

図表1: 外貨流出防止関連政策(2022年2月28日~3月31日までの期間)

- | |
|---|
| ① 外貨強制売却、外貨送金・取引制限(2月28日付大統領令第79号) |
| ② 「非居住者(非友好国)」との金融・不動産取引制限など(3月1日付大統領令第81号) |
| ③ 「非居住者(非友好国)」に対するルールでの対外債務支払い容認(3月5日付大統領令第95号)
*日本を含む48カ国が「非友好国」指定(3月5日付ロシア政府指令第430号) |
| ④ 外貨引出制限(個人)(9月10日まで1万ドル相当に制限)(3月9日付ロシア中銀報道発表) |
| ⑤ 外貨引出制限(法人)(9月10日まで5千ドル相当に制限)(3月10日付ロシア中銀報道発表) |
| ⑥ 外貨取引に係る例外判断権限をロシア中銀他に付与(3月18日付大統領令第126号) |
| ⑦ 「非友好国」へのパイプラインガス供給における代金決済手順に係る大統領令
(3月31日付大統領令172号) |

(出所)各種法令や報道発表などを基に当会作成⁷⁾

2) あいまいな規制と権限

これら一連の措置が施行されたことにより、ロシア国内金融機関は、「居住者」に係る外貨取引、「非居住者」一般が対象となる外貨取引、そして「非居住者(非友好国)」に該当する48カ国に属する国民や法人を対象とした外貨取引について、それぞれの取引が関連法令に適合するかどうかを判断しつつ、業務を行わねばならない。日米欧による対ロ経済制裁によって、ロシア金融機関の業務が混乱していることも考慮すれば、このことが実務的に非常に多くの障害を引き起こし得ることは、想像に難くないだろう。

大統領令第81号では、「非居住者(非友好国)」との外貨取引に関し、有価証券取引や不動産取引、融資契約については「特別な手順」により実行されることが規定され、規制されるが禁止ではない行為として定められた。この外貨取引に係る「特別な手順」については、大統領令で明示されておらず、どの取引に対してどの機関(ロシア中銀か財務省か)が手順を定めるのかも明確には記載されていない⁸⁾。はっきりしているのは、外国投資管理政府委員会が国防や安全保障上重要な取引に係る手順の決定や取引許可を管轄することのみである⁹⁾。それにもかかわらず、この法令ではロシア各金融機関が、これら規制を遵守することを前提に、コルレス銀行を介した外貨決済を容認すると規定されている。

このようにあいまいな規定しか定められていない以上、ロシアの各金融機関は外貨取引ごとに、処理の前例があるかどうかを判断し、前例がなければその都度、ロシア中銀や財務省へ「特別な手順」の有無を確認せざるを得なくなる。例えば、不動産取引において、不動産売却資金の受け取りを外貨とすることは可能であるが、逆に不動産購入の場合はルーブルでの支払いが義務付けられている¹⁰⁾。

3) 外貨の強制売却

大統領令第79号は、2月28日以降に「非居住者」との間で実施された対外経済貿易(モノだけでなくサービス貿易も対象)によって得られた売上の80%に相当する外貨を取得から3日間以内に売却することを「居住者」に義務付けた。しかもこの法令は2022年1月1日以降に対外貿易により得た売上(外貨)についても遡及して強制売却の対象とすると規定している。これにより、貿易業務に従事するロシア法人や個人は、日常的に大量の外貨を売却し続けなければならない。また、外貨売却の際のレート算定や売却期限に係る通知は、貿易従事者各自が外貨受取口座を開設している金融機関により実行される。つまり、貿易契約に基づく代金が振り込まれた時点で、金融機関が貿易従事者の同意のもとに外貨売却を実行することになる¹¹⁾。

類似の措置は金融危機時の1998年10月にも導入されたことがあり、当時は売上の50%という売却比率からスタートし、1998年12月にその比率が75%へ引き上げられて2001年10月まで継続した後、段階的に緩和され、2006年5月には売却比率がゼロとなり、実質的に解除された。今回危機にあたってのルーブル価値下落は、1998年の危機に比べれば(少なくとも本章執筆時点では)穏当な水準にあるものの¹²⁾、すでに外貨の強制売却比率は過去最高の80%が課されており、今後も経済悪化が継続することを考慮すれば、過去の導入時と同様に売却比率の引き上げや強制売却期間の長期化も想定される。

この売却比率は他国に事例と比べても高水準にあり¹³⁾、徐々に貿易事業者の資産構成がルーブルに偏り、リスク許容力が低下していく恐れがある。また、ロシア国内での外貨売買のспре́ддが大きくなってきていることから、貿易事業者が仕入れなどで再度外貨を取得する際に為替損を被る機会も増えていくと想定される。

4) 対外債務のルーブル決済

大統領令第95号により、「非友好国」に属する債権者への返済(および利払い)に関し、1,000万ルーブル以上の価値に相当する外貨建て債務についてはロシア企業などがルーブルで返済することが容認されることとなった(債務者はルーブル返済用の特別口座を開設し、利用できるようになった)。ルーブル価値下落によるロシア企業の相対的な債務の急増に対し、緊急避難的に導入した対応であることは理解できるが、金銭消費貸借契

約(物品および有価証券含む)をロシア側が一方的に変更することを意味するため、更なる信用不安を招く行為であることは間違いない。また、外貨建てで償還や利払いすることを約束していた債券について、ロシアが一方的にルーブル建てでの償還(および利払い)に条件を変えてしまえば、その時点で不履行と判断され得る。とはいえ、ロシア国債の格付けがCCCマイナスにまで引き下げられたとあっては¹⁴⁾、形振り構う余裕は最早なかったであろう。

図表2: 外貨建てロシア国債の利払い・償還額及び期日 (金額単位: 万ドル、2022年末まで)

日付	通貨	利払い	元本償還	ISINコード	累積支払額
3/28	米ドル	10,200	0	RU000A1006S9	10,200
3/31	米ドル	8,750	35,900	XS0114288789	54,850
4/4	米ドル	4,500	200,000	XS0767472458	223,450
4/4	米ドル	8,400	0	XS0767473852	267,750
5/27	米ドル	7,100	0	RU000A0JWHB2	274,850
5/27	ユーロ	3,000	0	RU000A1034K8	277,850
6/23	米ドル	5,100	0	RU000A0JXTS9	282,950
6/23	米ドル	18,400	0	RU000A0JXU22	301,350
6/24	米ドル	15,900	0	XS0088543193	317,250
9/16	米ドル	7,310	0	XS0971721450	324,560
9/16	米ドル	4,410	0	XS0971721963	328,970
9/21	米ドル	6,600	0	RU000A0ZYYN4	335,570
9/28	米ドル	10,200	0	RU000A1006S9	345,770
9/30	米ドル	7,400	35,900	XS0114288789	389,070

10/4	米ドル	8,400	0	XS0767473852	397,470
11/20	ユーロ	1,600	0	RU000A102CK5	399,070
11/20	ユーロ	2,600	0	RU000A102CL3	401,670
11/27	米ドル	7,100	0	RU000A0JWHB2	408,770
12/4	ユーロ	5,600	0	RU000A0ZZVD8	414,370
12/23	米ドル	5,100	0	RU000A0JXTS9	419,470
12/23	米ドル	18,400	0	RU000A0JXU22	437,870
12/24	米ドル	15,900	0	XS0088543193	453,770

(出所) Fitch Ratings、Euroclear、モスクワ証券取引所(MOEX)、<https://www.finanzen.ch/>の各種データ、ReutersおよびCNBCの関連報道を基に当会作成

国債償還・利払いに関し、最初の関門となったのが、3月16日を期限とした1億1,700万ドルの国債利払い(ドル建て)である。ロシア側は外貨準備へのアクセスが経済制裁によって制限されたこと理由にルーブル建てでの支払いを主張し、これに関してシリアノフ・ロシア財務相は、「ロシアは、ドル建てでの債券償還について、ロシア中銀と政府の外貨口座に対する凍結の解除を条件として支払いに応じる」、「制裁が継続されている現状ではルーブル建てでの支払いしか方法がないとし、その責は制裁を課した西側に求められるべき」などと述べていた¹⁵⁾。このため、ロシア側がルーブルでの支払いを強行し、デフォルトに陥ることも危惧されたが、結局は債権者がドル建てでの利払いを受け取ったことが確認された¹⁶⁾。ロシアは契約どおりドルにて利払い義務を履行したものと考えられる¹⁷⁾。

しかしながら、国債償還をめぐるロシアに突きつけられる課題はこれで終わりとはならなかった。3月16日に続いて、同21日には6,560万ドルの利払い期日が到来し、ロシア政府は支払い作業に追われた¹⁸⁾。そして、これ以降も図表2のとおり、国債の元利償還期日は毎月のように到来する。3月28日は1億200万ドルの国債利払い期日であった(ルーブルフォールバック条項あり)。そして、3月31日には8,750万ドルの利払いと3億5,900万ドルの元本支払い、4月4日には4,500万ドルの利払いと20億ドルの元本払い、また同日には別の国債利払い8,400万ドルも発生する。この支払いを乗り越えたとしても、2022年末までに合計で18億6,020万ドル相当の利払いや元本払いが順次期日を迎える。これら元利払いは、ロシアの経済規模を考慮すれば決して大きな金額ではないが、日米欧による金融制裁により、自由に動かすことのできる外資資産が細る状況では¹⁹⁾、徐々にロシアの余力を奪うことになった。

実際、それを見越してか、ロシア財務省は4月4日に満期を迎えることになっていた国債(ISINコード:XS0767472458)20億ドルに関し、ルーブルでの買戻しを提案した²⁰⁾。ロシア財務省はその理由として、ロシア人投資家が制裁の影響により、国際証券決済機関であるユーロクリアを介して、上記国債の利払いを受け取れないことを挙げた²¹⁾。だが、ロシア財務省は3月29日に急遽、この債券を保有する投資家に対して、ルーブルでの国への売却を要請している²²⁾。投資家保護を訴えるその言葉とは裏腹に、本当の狙いはデフォルト回避を目的とした外貨建て債務の縮減に他ならない。なお、こうした対応で4月4日を切り抜けても、5月には米国の制裁より例外規定が効力を失い、米国の債券保有者がロシアから国債の利払いや償還自体を受け取れなくなる²³⁾。この場合、ロシア側が送金を実行しても、債権者への支払いが差し止められることで利払いが履行できず、テクニカル・デフォルトに陥る可能性を排除できなかった。

5)ロシア産天然ガスのルーブル決済問題

外貨決済をめぐる諸問題は、プーチン大統領がロシア産天然ガスの輸出に関して「非友好国」を対象としたルーブル決済導入について発言したことで²⁴⁾、混乱を増すこととなった。大半がドルまたはユーロにて決済されているガス輸出の決済通貨の変更を一方的に宣言することは、ガス輸出国としての信用を毀損させる行為であることに疑いはなく、契約面でも実務上の多くの困難が想定さ

れる。しかし、プーチン大統領は宣言と同時に、ロシア政府、ロシア中銀、そしてガスプロムに対して3月31日までに対応を整えるよう指示を出した。

この行為に対してはもちろん、ロシア産ガス最大の消費国であるドイツをはじめ、反対の声が即座に広がり、3月28日に開催されたG7エネルギー相会合において関係各国は、ロシア産ガス購入のルーブル決済を拒否することで一致した²⁵⁾。そしてベスコフ大統領報道官は3月30日、ロシア産ガスのルーブル払いが3月31日から導入されるとの見通しについて「絶対にあり得ない」と否定した上で、「準備にはまだ時間を要する」と述べ²⁶⁾、導入にあたり混乱があることを自ら露呈してしまっていた。また、同日にプーチン大統領はショルツ独首相やドラギ伊首相と電話会談し、ルーブル決済移行に関する説明を行ったが、具体的な方法については「双方の専門家間で今後協議する」と述べるにとどまっていた²⁷⁾。

しかし、急転直下、プーチン大統領は同日、「非友好国」を対象としたガス輸出決済に係る大統領令に署名、4月1日からその規定が施行されることとなった。この法令の規定は、まさに「奇策」である。パイプラインガスの輸出決済に関し、今後輸入者はガスプロムバンクに決済用特別口座を開設し、そこへ代金を送金しなければならない。輸入者は外貨で送金可能であるが、特別口座に送金された外貨はその全額がガスプロムバンクによりロシア市中でルーブルに両替され、ガスプロムへ支払われる。

つまり、「非友好国」のパイプラインガスの輸入者はこれまでどおりにドルやユーロでのガス代金支払いが可能であるが、実質的にロシアによるルーブル価格維持政策に加担することになる。さらにはガスプロムバンクが決済銀行として指定されたため、同行を制裁対象とすることがさらに困難となることが想定される。

6)「奇策」でいつまでしのげるか？

ルーブルの対ドルレートは年初来から3月28日までの期間ではおよそ23%減価に留まり、これら外貨流出防止策が多くのコストを払いながらも一定の効果をもたらしていることは否定できなかった²⁸⁾、そのような評価を下す専門家も多いた。しかも、ガス輸出決済方法変更に係る過程では、プーチン大統領が関連発言を行った3月23日から、大統領令公布の同31日までの間に、ルーブルの対ドルレートは1ドル=103.9ルーブルから、1ドル=83.3ルーブルにまで上昇、この短期間で約24%増価し、2月24日時点のレートにまで戻した²⁹⁾。

しかし今後、ロシア経済および対外貿易の縮小に伴い外貨収入自体が減少していくことが見込まれ、さらには日米欧による対口経済制裁により、グローバルな金融市場からロシアはさらに切り離されていく。「奇策」でルーブル価値を維持するにも限界があり、制裁の解除がない限り、いずれはルーブル価値の下落を抑えきれなくなる。それを理解しているがゆえに、ルーブルでの対外貿易決済を展開しようとしていたのだろう。

2. 外資への圧力

ルーブル価値の変動とともにプーチン政権を悩ませている問題が、外資の「自主制裁」、つまりはロシア事業からの撤退の動きである。日米欧による貿易面での制裁措置は、ロシアをグローバルなサプライチェーンから切り離すことを意図したものであり、ロシアで操業する企業のリスクを大きく引き上げた。また、ロシアによるウクライナ侵攻後、その攻撃の凄惨さが西側各国で報じられるにつれて、ロシアでビジネスを行う企業にはレピュテーション・リスクも付きまとうことになった³⁰⁾。その関連リストを公表している米イェール大学の調査によれば、3月31日時点で約500社の外国企業がロシア事業から撤退または事業一時停止を決定した³¹⁾。

こうした動きは、ロシア国内における失業や倒産の増加、またサプライチェーンの途絶との形でロシア経済を毀損し、社会不安を惹起するため、その抑止、または撤退後の対策がプーチン政権にとって急務となった。

1) 「非友好国」向け強制ライセンス規定

手始めに導入された措置が、「非友好国」のみを対象とした強制ライセンス規定の変更である。知的財産保護の枠組みにおいて、公益を目的として緊急時に、特許権者の許諾を得ずに政府が特許権などの利用を容認し、事後に一定の補償料を支払う強制ライセンスの仕組みは、程度の違いはあれ、多くの国で採用されている。ロシアにおいても民法に規定があり、改良発明に係る強制実施（民法1358.1条、民法1362条）、自然災害など緊急時における無断利用の扱い（民法1359条）また国防緊急時の無断特許利用に関してもロシア政府が特許権者に補償を行うとする規定（民法1360条）、がある。

しかし、3月6日付のロシア政府決定第299号では、特許、実用新案および意匠権に関して強制ライセンスが実行された場合の補償料が該当する売上の「0%」と規定され、その規定が「非友好国」のみに課せられることが決定された。民法1360条に基づく措置であるにもかかわらず、実質的に補償料の支払いを無視する規定である³²⁾。

当会が確認した限りでは、民法1360条規定に基づく強制ライセンス事例はこれまで発生していない。ただし、その他規定に関しては外国企業が訴えを起こした、ジェネリック医薬品の特許無断利用に関する判例がある³³⁾。おそらく、今般政府決定は、制裁の影響による医薬品不足に備えたものであろう。ロシア産業商業省は1年分の医薬品在庫があるため不足の心配はないとアナウンスしていたが³⁴⁾、ロシア保健省はロシアで製造されていない医薬品の代替品を探す動きを見せており³⁵⁾、西側との対立長期化に備えているのだろう。

2) リース旅客機の接收

外資資産の接收という意味で大きく耳目を集めた事例が、航空機リースをめぐる問題である。ウクライナ侵攻前の時点で、アエロフロートを始めとするロシア航空会社は運用旅客機の約半数にあた

る合計515機をエアキャップ社など外資からリースしていたが、対ロ制裁(EUによる領空通過禁止措置など)や外資による契約打ち切りなどを受け、ロシア運輸省が対抗措置としてリース中の旅客機および旅客機エンジンをロシア領内に留めるための措置を準備し始め³⁶⁾、リース機が返還されるかどうか、危ぶまれる事態となった。

その後のロシア側作業は早く、3月10日に運輸省が航空法改正案を連邦議会に提出、翌11日には国家院の審議が完了し可決され³⁷⁾、即日で連邦院においても可決、同14日にプーチン大統領が署名し、施行された。改正航空法では、「非友好国」に属する法人との航空機リース契約内容を一方的に修正することが国益保護の観点から容認された他、(国内滞留させる)旅客機の耐空証明書発行に係る条項の追加もなされた³⁸⁾。そして、3月19日には関連する政府決定第411号と412号が公布され、機体再登録手順の明示、リース契約を継続する場合は決済をルーブル払いとする規則も導入された。また、「非友好国」を対象とした禁輸措置導入を定めた3月8日付の大統領令第100号および、その対象リストをまとめた同9日付政府決定第311号により、ロシア国内に持ち込まれた旅客機の国外移出は原則禁止ともなっている。

ボリスフ・ロシア副首相(産業担当、役職は当時)は3月31日、「ボーイングやエアバス製旅客機の大半がロシアに残されている。これら機体はロシア機として登録され、ロシア保険会社による航空保険が適用されることになる」と述べ³⁹⁾、接收を進めていることを隠そうともしていない。なお、最も多くの機体をロシア航空会社にリースしていたエアキャップ社は、その損害賠償を保険会社に請求しているが、その請求額は35億ドルにもものぼると報じられている⁴⁰⁾。

3) 撤退外資資産の外部管財法案

ロシアからの外資撤退や営業停止の事例が増え、ロシア経済先行きへの社会不安が高まる中、与党である統一ロシア内では、外資撤退の影響により増加が予想される失業者への対策や倒産防止を目的とした企業支援などについて活発に議論がなされるようになった。外資が撤退した場合、仮に従業員に給与を払い続けるとしても、そのコストは現地法人や現地側出資者、フランチャイズ側が負うケースが多くなる。また、都市中心部の小売店や飲食店は、一時閉鎖であったとしても高額な賃料が発生し続けるため、その資金繰りでも困難が生じ得る。

3月7日、A.トゥルチャク連邦院第一副議長(統一ロシア総評議会書記)は「ロシアからのビジネス撤退が相次いでおり、直近でもValio(乳製品メーカー)などフィンランド企業の撤退があった。これは政治的判断の産物である。その代償として多くのロシア人従業員が解雇された。このような行為は、いわゆるしっぺ返し、外国も自らの経済を損なう行為だ」と述べ、ロシアでの事業を閉鎖、ないしは撤退した外資の資産を国有化することを党に提案した⁴¹⁾。この提案は3月9日、ロシア政府立法委員会によって承認され、連邦議会での審議に向けて準備されることとなった⁴²⁾。

統一ロシアがTelegram上で公表した当初概要によると⁴³⁾、この法案は、「非友好国」の外国人が株式の25%以上を支配する組織が事業停止する場合に、倒産の防止と失業抑制を目的に、裁判所による外部管財手続きを可能とする内容となっていた。株式所有者は、5日以内に、事業を再開

するか、事業と雇用の継続を条件にその株式を売却すれば、外部管財を拒否できる。それが叶わない場合、裁判所は3カ月以内に暫定的な管財人を指名、対象となる組織は清算され、更生された組織の株式が競売にかけられる。株式の新しい所有者は、清算前から勤務する従業員の3分の2を最低1年間は雇用し続ける義務がある、とする内容である。この法案はロシア側のロジック、また文脈としては失業対策の枠内で論じられているものではあるが、実質的には既存株主（所有者）を無視して、一方的に破たん処理を行い、新会社として生まれ変わらせ、所有者を強引に変更するものであり、法的に、また契約上多数の疑義が生じる手法であるだけでなく、ビジネスにおけるロシアの信頼を破壊しかねない内容となっている。しかし、この方針については3月10日のロシア閣僚会議で、プーチン大統領が了承するに至った⁴⁴⁾。

4) 外部管財法案に対する実業界の反応

この動きに強い警戒感を示したのが、ロシア最大の経済団体であるロシア産業家企業家同盟（RSPP）であった。RSPPはこの法案原案の規定が厳しすぎるとして、対案を公開し⁴⁵⁾、修正を求める姿勢を示した。RSPPはこの対案において、まず規制の対象となる組織の外国人による株式保有率を25%から50%に引き上げて、法案の対象となる範囲を制限すること、次に撤退した外資がロシア市場に復帰しやすいよう、株式売却までの猶予期間を原案の3カ月から3年へ延長することを求めている。そして、特に詳しく対案を出しているのが外部管財に関する事項であった。RSPPは、外資と合併を組んでいるロシア側パートナーに十分な経営能力があり、十分に業務を引き継ぎ可能であるとして、外部管財の導入そのものが不合理であると、指摘していた。また、外資の動きは必ずしも撤退だけではなく、物流の混乱などにより営業や操業の一時停止せざるを得ないケースを含むため、外部管財の導入がむしろ事業継続を阻むリスクがあるとも指摘していた。

この法案原案に関し、非鉄金属大手ノリリスクニッケル社長のポターニン氏は「多くの外資がロシアでの事業停止を決定したのは、世論の圧力を受けた、やや感情的な性質のものではなかろうか。であるならば、また帰ってくる可能性が高い。（資産の没収が行われれば）ロシアは1917年まで100年の時を遡り、投資家によるロシアへの不信はグローバルに広がり、それは今後何十年も続くことになるだろう。」と自身のTelegramに投稿し⁴⁶⁾、懸念を伝えた。法案審議にあたっては、外部管財にVEB.RFや預金保険庁といった国営セクターや国家機関関係者が任ぜられるとの情報も出ていたことから⁴⁷⁾、おそらく実業界は外部管財の結果として外資と進めてきた有望案件が国家の管理下に置かれる事態まで想像していたのではないだろうか。だからこそ、ポターニンは1917年という数字を挙げて懸念を示し、RSPPは対案にて外部管財案への反論に力を入れたのだろう。

ただし、実業界が法案原案への抵抗を示す一方で、ロシア税務庁はより踏み込んで、資産保全を目的に外部管財人の権限を原案より広げる提案を示した。同庁の提案は、新会社への移行後に資産を入札にかけるかどうかの判断をロシア政府が行い、必要に応じて外部管財人の権限を拡大し、さらに経営委任する形式を想定するものであった⁴⁸⁾。

5) 政治環境の変化

撤退外資資産の外部管財法案については、本章執筆時点でも未だ審議中の模様であり(第一読会通過後にペンディングの状態)、実際に成立するかどうか不明である。ただし、対ロ経済制裁によってロシアの置かれている状況が悪化の一途をたどる中、与党議員をはじめとして、現下経済状況に至った責を外資の行動に転嫁するような提案や、過激な物言いが許容されやすい政治環境が生まれつつある兆しがある。RSPPもこの趨勢には抵抗しておらず、例えばショーヒン会長は、戦略的企業や国家が20%以上の株式を保有する企業に関しては外国人株主の権利を制限し、株主総会での議決権を停止することで企業経営に介入できないようにすることが国益につながるとの発言を行っていた⁴⁹⁾。また、接收法案を提案したトゥルチャク連邦院第一副議長は、「西側制裁に追従する外資責任者を罰せるよう法改正すべき」とも発言しており、撤退や事業中止を検討している外資を脅すかのような態度をとっていた⁵⁰⁾。さらには、複数の米欧企業が、ロシア検察から同企業関係者の逮捕や資産差し押さえの可能性について警告を受けたとの報道もあり⁵¹⁾、今後の見通しには深刻な不安がつきまとう。

3. 貿易制限措置

3月8日付大統領令第100号により、「非友好国」との貿易について、特定の商品・製品に関してロシアは時限的に禁輸措置を導入できることとなった(適用期間は2022年12月31日までと設定)。この大統領令は、禁輸措置の導入を決定しただけで、対象商品や製品の指定はロシア政府によって実行される。その指定リストは3月9日付でロシア政府によって取りまとめられ、同10日のロシア閣僚会議にてプーチン大統領の了承を得て、各省での詳細な調整が進められるに至った。一連の指定リストは、政府決定311号~313号にて公布されており、311号がロシアからの輸出(および再輸出)を禁じる品目リスト、312号がロシアからの輸出(および再輸出)を許可制とする品目リスト、313号が原木と一部加工材の輸出を禁じるリストとなっていた。

ただし、ロシアの原産地証明書がある製品、ロシア国内を經由して出荷される製品、ユーラシア経済連合加盟国を仕向地とする製品、ウクライナおよびジョージアの一部(これら各国内の自称共和国支配地域)を仕向地とする製品、個人的利用のための製品輸送などについては、禁輸措置の例外として取り扱われる規定であった。

311号には、医薬品や医療用機器、金属製タンクなど貯蔵用製品、工作機械や工具、原子炉、ボイラーやタービン、ポンプや空調機器、焼却炉、ヒートポンプ、遠心分離機、洗浄機器、重量測定機器、重機、農業用機械、食品加工機器、製紙用機器、金属加工機器、印刷関連機器、会計機器、建材製造用機器、半導体や永久磁石、集積回路、モーターやバッテリー、蓄電池、自動車および自動車部品、スマートフォン、音声入出力機器、映像入出力機器、電波受発信装置、電子部品、レーザー出力機器、絶縁ケーブルや光ファイバー、列車や航空機、船舶関連部品など210以上の品目コードがリストに掲載されている。312号は311号のリストで指定された品目のうち、輸出が許可制(禁止ではない)となる小品目を取りまとめたリストであった。

これらリストにある品目は、313号で指定された一部木材を除き、ロシア自身が貿易によって必要としてきた製品(医薬品や機械製品)がほとんどであり、西側との対立の長期化を見越して、ロシア国内で必要とされる製品を可能な限り、国外に出さないことを主眼とした措置であったと考えられた。実際、この措置によって米国やEU、日本など「非友好国」の経済に打撃が及ぶことは想定しにくい⁵²⁾。また、例外規定が多数ある点も考慮すると(ロシアの原産地証明書がある製品など)、外貨獲得に資する製品の禁輸についてはこの時点で、その導入にためらいがあったことも読み取れる。

さらに、3月14日にロシア政府は、砂糖(白砂糖および甘藷粗糖)と穀物(小麦、メスリン、ライ麦、大麦、とうもろこし)の輸出を3月15日から6月30日までの期間にわたり禁止する決定を公布した(ロシア政府決定361号および362号。前者が砂糖、後者が穀物を対象とした決定)。ただし、指定期間が短いこと、そして穀物については禁輸の対象がユーラシア経済連合加盟国に限定されていること(それ以外の第3国への輸出は輸出クォータが課せられるのみ)に鑑み、これら決定も、当面の国内供給安定を重視した措置だと考えられる⁵³⁾。

おわりに

想定を超えた対口経済制裁に対し、プーチン政権は動員可能なあらゆる手段を通じて、ルーブル価値の維持を図っている。貿易制限措置も組み合わせて、インフレや物不足を抑え込み、ロシア国民の不満が政権へ向くことがないように、必死に行動している。また、外資撤退に係るロシア経済への影響については、外資の行為に責を問う形での圧力が強まってきており、これを機会に国家機関や国営企業による経済管理の傾向がさらに強まる兆しも見え始めている。そして、ガス輸出代金決済の件に見られるように、プーチン政権はルーブルでの対外決済システムを構築し、可能な限り外貨を介さずに貿易を継続し、金融面での状況悪化を押し留め、西側との対立長期化に備えようとして行動していた⁵⁴⁾。ロシアには経済や金融面での「オルタナティブ」を追求する発想や傾向が以前からあったが⁵⁵⁾、それがさらに強まることになる。首尾よく成果が伴うかどうかは別として、プーチン政権は「ロシア経済と金融の自立」を目指し⁵⁶⁾、今後の対応を先鋭化させていくことになるだろう。

【注】

- 1) ロシアと米国との間で生じた近年の政治的応酬を想起されたい(Anna Arutunyan, "Mirrors Facing Each Other: America and Russia Claim Foreign Interference in Domestic Unrest", *The Russian File: A blog of Kenna Institute*, Wilson Center, 16 June 2020)。また、法的観点から、クリミア併合が西側によるコソボ国家承認への意趣返しかつ、そのエスカレートであると論じた文献は以下(C J.Borgen, "Law, Rhetoric, Strategy: Russia and Self-Determination Before and After Crimea", *U.S. Naval War College International Law Studies*, Vol.91, 2015)。

- 2)「資源高に拍車、経済圧迫 ロシア供給停止の懸念—ガソリン13年5カ月ぶり高値」、『時事通信』、2022年2月24日付。
- 3)3月5日、プーチン大統領は「今回の(対口経済)制裁は宣戦布告に等しいが、まだそのような事態になっていないことを神に感謝したい」と述べていた(“ Путин: Санкции против России сродни объявлению войны”, *Российская газета*, 5 марта 2022)。
- 4)シリアノフ・ロシア財務相が明らかにした(“Силуанов назвал объем замороженных золотовалютных резервов России”, *РИА Новости*, 13 марта 2022)。
- 5)図表1にあるとおり、ロシア政府は3月5日付政府指令(公開は同7日)で日本を含む48カ国を指定した「非友好国」リストを公表した。この「非友好国」というタームは2018年6月4日付で成立した連邦法127号「米国およびその他外国による非友好的行為に対する対抗措置について」に基づいて使用されている。同法が政府による対象リストの作成や各種経済面での対抗措置をとるための根拠法となっている。なお、「非友好国」以外に属する国民でも事業拠点が「非友好国」にあれば「非居住者(非友好国)」扱いとなる。
- 6)厳密に言えば、「居住者」と「非居住者」(「非友好国」指定に関わらずすべて)との間での金銭消費貸借契約(物品および有価証券含む)に基づく外貨取引も、2月28日付大統領令によって、3月1日以降は禁止対象とされたため、ロシア金融機関は「非居住者」すべてが適用される規制と「非居住者(非友好国)」が対象となる規制を峻別して対応する必要も生じている。
- 7)図表1内の④および⑤についてはロシア中銀サイトにて公表されている報道発表を参照した(<https://www.cbr.ru/press/event/?id=12738> および <https://www.cbr.ru/press/event/?id=12749>)。
- 8)「非居住者(非友好国)」主体との有価証券および不動産売買に係る外貨取引については、ロシア中銀が財務省との合意に基づき、許可を発行することとなっているが、大統領令第81号公布時点ではロシア中銀の権限が規定されていなかった。3月18日付の大統領令126号で一応はロシア中銀の権限が定められたが、一部取引(口座送金、電子マネー送金、外貨購入、出資)を容認するための上限金額設定権限と、外貨建て債務を抱える「居住者」に若干の特例措置を付与する権限が加えられたのみであり、規制ルールを明示化できるような権限ではない。
- 9)大統領令第81号と、2018年6月4日付の連邦法127号「米国およびその他外国による非友好的行為に対する対抗措置について」規定に基づく。
- 10)「非居住者(非友好国)」との間で容認される外貨取引に係る「特別な手順」は、個別に定められている模様で、必ずしも整理されて公表されていない。ロシア財務省はそのうちの1例として(「非居住者(非友好国)」個人との間での)不動産取引(に係る報道発表を行っている。ここでは、「非居住者(非友好国)」個人への不動産売却については外貨での受け取りが可能としているが、その逆に購入する場合はルーブル指定とされている(2022年3月22日付ロシア財務省報道発表。https://minfin.gov.ru/ru/press-center/?id_4=37819-grazhdane_rossii_smogut_overshat_sdelki_kupli-prodazhi_nedvizhimogo_imushchestva_s_nerezidentami)。

- 11) なお、外貨売却義務を履行しなかった場合の刑罰については明確な定めはない。おそらく、行政処罰法典第1章第15.25条(為替管理法違反に係る規定)が適用され、該当する売上の75~100%が罰金として徴収されると考えられる。
- 12) 2021年末から2022年3月末時点までの期間で、ルーブルの対ドルレートはおよそ23%減価したが、1998年の危機時は同年8月から9月までの1カ月間で対ドルレートが約54%も減価した。インフレ率については2022年3月19日~25日までの1週間での増分が1.16%であった(3月30日付ロシア国家統計局の報道発表を参照。https://rosstat.gov.ru/storage/mediabank/54_30-03-2022.htm)。これは年率で約14%。
- 13) 2007年まで外貨強制売却制度を導入していたウズベキスタンでは、売上に対する売却比率のレンジは25~50%であった。近年の通貨安で同様の制度を採用したトルコにおいてもその比率は25%である。
- 14) S&Pは3月17日、ロシア国債格付けをCC/CからCCCマイナスに引き下げた旨発表した(<https://www.spglobal.com/ratings/en/research/articles/220317-research-update-russia-foreign-and-local-currency-ratings-lowered-to-cc-on-high-vulnerability-to-debt-nonp-12313737>)。
- 15) 以下を参照(“Силуанов рассказал о специальном порядке обслуживания внешних долгов”, *Интерфакс*, 10 марта 2022)。なお、ロシア側が導入した外貨送金規制に基づき、ロシア連邦証券保管振替機関(NSD)は3月1日の時点で、国際証券決済機関(クリアストリームおよびユーロストリーム)を介した「非居住者」への利払いを停止する措置を採っていた(“НРД заблокировал счета Clearstream и Euroclear по предписанию ЦБ”, *Коммерсантъ*, 2 марта 2022)。シリアノフ財務相の発言は、この状況も念頭に置いた駆け引きの一環であったのだろう。
- 16) “Some Russia creditors have received dollar bond payment -sources”, *Reuters*, 18 March 2022
- 17) 外貨取引規制に関わる大統領令第81号(3月1日付公布)では、ロシア中銀や国家機関が実施する外貨取引は規制対象外と規定されている。
- 18) NSDは、3月22日の時点でこの利払いが支払い手続きに入ったと述べていた(“Russia’s Latest Bond Payment Begins Showing Up for Some Holders”, *Bloomberg*, 24 March)。なお、この支払についてはルーブルフォールバック条項が盛り込まれており、ルーブルでの支払いも容認される(9月21日に予定されている利払いも同条件である)。
- 19) ロシア中銀の公表値によれば、3月25日時点での外貨準備は約6,044億ドルである(https://cbr.ru/eng/hd_base/mrrf/mrrf_7d/)。資産預託先については、公表されている2021年6月末時点の比率を採用すると、自国(金)が21.7%、中国が13.8%、仏が12.2%、日本が10%、ドイツが9.5%、米国が6.6%、国際金融機関が5%、英国が4.5%、オーストリアが3%、カナダが2.8%、その他10.7%となる(“Bank of Russia Foreign Exchange and Gold Asset Management Report”, Bank of Russia, 2022, No.1(61))。金準備も金融制裁の対象に含まれたことを考慮し、上記比率を基にロシアが自由に動かせる外貨を算定、中国にある約834億ドル、その他諸国にある約646億ドルの合計約1,480億ドルと推定できる。

- 20) "Russia Launches Eurobond Rouble Buyback Offer on Looming \$2 Billion Bond Payment", *Reuters*, 29 March 2022
- 21) この背景には、世界に2つしかない国際証券決済機関であるユーロクリアおよびクリアストリームの双方が、NSDによるアクセスを遮断すると通知した(前者は3月18日、後者は3月24日に通知)。これにより、国際債(ユーロ債)を保有するロシア国内の投資家はNSDを介して利払いや償還を受けることができなくなった("Вторая расчетно-клиринговая система заблокировала счет российского депозитария", *Forbes* (<https://www.forbes.ru/>), 25 марта 2022)。
- 22) ロシア財務省による通知(3月29日付)。ここでは、3月29日モスクワ時間16時から同30日17時までに債券所有移管に係る依頼状をNSDへ送付、そして債券は3月31日時点のロシア中銀公定レートに基づき、ルーブルにて買戻し処理がされると規定されていた(https://minfin.gov.ru/ru/press-center/?id_4=37829-o_provedenii_vykupa_obligatsii_vneshnikh_obligatsionnykh_zaimov_rossiiskoi_federatsii)。
- 23) ロシア中銀、国家福祉基金および財務省が2022年3月1日までに発行した債券について、その償還や利払いの受け取りは、3月2日付の米国財務省外国資産管理室(OFAC)ガイダンスにより、2月28日付米大統領令(14024号)の関連規定の例外とされていたが、5月25日以降はその例外規定が効力を喪失することになる(https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl9a.pdf)。
- 24) "Путин объявил о переходе на рублевые расчеты за российский газ", *Ведомости*, 23 марта 2022
- 25) 「G7、ルーブル建て払い拒否 ロシア産天然ガス代金—エネ相会合」、『時事通信』、2022年3月28日。なお、翌29日には、プーチン大統領がマクロン仏大統領と本件について議論しているが、仏側はルーブル決済の導入は不可能だと伝えたという("French President Macron told Russia's Putin paying gas bills in roubles not possible - Elysee official", *Reuters*, 30 March 2022)。
- 26) "В Кремле прокомментировали сроки перехода на оплату российского газа в рублях", *Интерфакс*, 30 марта 2022
- 27) "Путин объяснил Шольцу причины перевода оплаты поставок газа в рубли", *Ведомости*, 31 марта 2022 および "Путин обсудил с премьером Италии вопрос оплаты поставок российского газа рублями", *Ведомости*, 31 марта 2022
- 28) Rob Person, "Russia's been hit by a financial Cold War", *The Washington Post*, 28 March 2022
- 29) モスクワ証券取引所(MOEX)のデータに基づく。
- 30) "After unprecedented Russia boycotts, corporate boardrooms will face a much trickier, longer-term global end game", *CNBC* (<https://www.cnn.com/world/>), 8 March 2022
- 31) "Almost 500 Companies Have Withdrawn from Russia—But Some Remain", Yale School of Management, 31 March 2022

- 32) 国防を理由とした強制ライセンス実施規定である民法1360条は2021年4月の法改正により同5月に導入された。その補償料については、同年7月の政府決定1765号によって該当する売上の0.5%と定められていた。なお、これら法令には特定国を対象とする規定はなかった。
- 33) 米ファイザー子会社がジェネリック医薬品を製造するロシア企業とロシア保健省を特許侵害で訴えた事件である(2019年10月29日に判決)。この判決では、ロシア企業の技術が改良発明と認められ、外資が敗訴した(「ロシア知的財産ニュースレター」、JETRO、2019年第2号、pp.7-9)。
- 34) “В Минпромторге сообщили о годовом запасе лекарств в стране”, *Российская газета*, 9 марта 2022
- 35) “Минздрав начал искать аналоги не выпускаемых в России лекарств”, *Ведомости*, 27 марта 2022
- 36) 運輸省が政府決定の準備を進めていた(“Самолеты на рублевой дорожке”, *Коммерсантъ*, 9 марта 2022)。
- 37) 以下参照(“Минтранс предложил не возвращать иностранные самолеты без решения правкомиссии”, *Интерфакс*, 10 марта 2022、および“Госдума приняла закон о поддержке транспортной отрасли в условиях санкций”, *TACC*, 11 марта 2022)。
- 38) リース機はその多くがバミューダやEU諸国にて機体登録および耐空証明されていたが、改正法にはその再登録とロシア当局による証明書発行を企図した条項が加えられた。対ロ制裁がこの分野に及ぶことを見越した改正だったのであろう。実際、バミューダ当局は3月12日、対ロ経済制裁の一環としてその効力停止を宣言した(<https://www.bcaa.bm/international-sanctions-press-statement>)。なお、この法改正では航空法に加え、船舶の寄港制限措置に対抗するための関連法改正なども併せて実施された。
- 39) “Борисов: большинство самолетов Boeing и Airbus авиакомпаний РФ останутся в стране”, *TACC*, 31 марта 2022
- 40) 以下参照(“Lessor AerCap lodges \$3.5 bln claim for seized Russian aircraft”, *Reuters*, 31 March 2022)。この報道によれば、ロシアに滞留を余儀なくされたリースは旅客機が135機、エンジンが14基であり、このうち22基の機体と、3基のエンジンしか取り戻すことが叶わなかったという。
- 41) 統一ロシア公式サイト参照(<https://er.ru/activity/news/andrej-turchak-edinaya-rossiya-predlagaet-nacionalizirovat-proizvodstva-kompanij-kotorye-obyavlyayut-o-zakrytii-proizvodstv-v-rossii-vo-vremya-specoperacii-na-ukraine>)。
- 42) 以下参照(“Законопроект о возможности национализации иностранных компаний вносят в Госдуму”, *Ведомости*, 9 марта 2022)。なお、法案の内容は公式には非公開となっている。
- 43) 統一ロシア公式Telegramチャンネル参照(https://t.me/er_molnia/3003)。
- 44) 撤退外資資産への外部管財導入案に関するミシュスチン・ロシア首相の報告を受けた後、プーチン大統領は「生産拠点を閉鎖する者たちには断固たる態度で臨むべき。外部管財導入後、この資産をしかるべ

き経営者に譲るべきである」と答えた(“Путин поддержал идею ввести внешнее управление в уходящих с рынка компаниях”, *РИА Новости*, 10 марта 2022)。

- 45) RSPFのTelegram公式チャンネルに対案全文が公開されている(<https://t.me/rspnews/913>および<https://t.me/rspnews/914>)。
- 46) “Потанин выступил против национализации активов ушедших из России компаний”, *Коммерсантъ*, 10 марта 2022
- 47) “ВЭБу и АСВ разрешат перехватывать управление уходящими из России компаниями”, *Интерфакс*, 10 марта 2022
- 48) 以下参照(“ФНС предложила новые варианты для покидающих РФ компаний с иностранным участием”, *Интерфакс*, 16 марта 2022)。
- 49) 以下参照(“РСПП предложил ограничить права иностранных акционеров”, *Ведомости*, 22 марта 2022)。
- 50) 以下参照(“«ЕР» предложит сделать исполнение западных санкций в РФ уголовным преступлением”, *Ведомости*, 14 марта 2022)。なお、現行法でもロシア刑法284条第2項の規定によれば、外国国家に経済制裁導入を要望した者に罰金・拘禁を科すことが可能である。
- 51) “Russian Prosecutors Warn Western Companies of Arrests, Asset Seizures”, *The Washington Post*, 14 March 2022
- 52) ただし、対象となる品目をロシアとの間で取り扱っている貿易業者、木材輸入業者などは各社企業レベルで損害を被る可能性がある。なお、この一部木材の禁輸については、当初作成された禁輸リストにはなく、3月10日の閣僚会議において、産業商業省が対抗制裁として効果のある品目として提案したものである(“Минпромторг предложил запретить экспорт древесины в недружественные страны”, *РИА Новости*, 10 марта 2022)。
- 53) 白砂糖についてはすでに不足傾向が見られるが、今後は外国の砂糖取扱業者がロシアへの仕向け自体を停止する可能性がある(“Russia faces rising sugar prices, shortages as traders divert shipments”, *Reuters*, 2 April 2022)。
- 54) 露印間ではVEBとインド中銀を介したルーブルでの貿易決済方法が協議されている(“A new Indo-Russian transaction platform may be up this week”, *The Economic Times*, 31 March 2022)。
- 55) 拙稿「グラジエフとユーラシア経済統合」、『ロシアNIS調査月報』、2021年4月号、pp52-53。
- 56) プーチン大統領は3月31日、ガス輸出に係るルーブル決済導入が「ロシアの経済・金融主権強化に向けた重要な歩み」と評した(“Путин: переход на расчеты в рублях укрепит экономический суверенитет России”, *РИА Новости*, 31 марта 2022)。なお、こうしたルーブル決済を他品目へ広げる意図もある模様(“Песков уверен, что система оплаты за газ в рублях будет распространена на другие товары РФ”, *ТАСС*, 3 апреля 2022)。

第 3 章

欧州シンクタンクに見るロシア情勢認識

本章では、2022年7月25日～8月5日にかけて実施したベルギー（ブリュッセル）およびポーランド（ワルシャワ、クラクフ）での現地シンクタンクを対象とした当会の面談調査の結果を整理して、当会出張者（筆者）の所感とともに説明することとしたい。本調査は、今後の対口経済関係を見据えるうえで欠かせない、欧州における対口認識を確認し、そのロシアとの関係をめぐる政治経済動向や対口経済制裁に係るEUの結束の持続性を見極めることを目的としたものである。ブリュッセルおよびポーランドにて主要な政府系・独立系シンクタンクを訪問した他、現地での紹介を介してドイツのシンクタンクなどとも面談し、意見を聴取することができた。

EUにおける今般のロシアによるウクライナ侵略に対する認識は、本年夏の段階においてすでに、日本のロシア・ビジネス、あるいは研究関係者が想像する以上に厳しいものであったことを最初に述べておきたい。本調査にあたって我々は、ポーランドにてロシアに対する厳しい見解が投げかけられることは想定していたが、ブリュッセルでも似たトーンでロシアへの非難が投げかけられるとは想定していなかった。また、ポーランドにて遭遇したロシアへの非難の程度は我々の想定を超えるものであり、今般のロシアの行為がいかに欧州諸国の対口認識を変化させたのか、数々のシンクタンクでの面談を通じて把握させられることとなった。もちろん、ブリュッセルやドイツのシンクタンクから返ってきた反応は、ポーランドのそれよりも抑制されたものではあるが、欧口関係が経済関係だけでなく安全保障面でも不可逆的な関係悪化プロセスへ入ったこと、またエネルギー供給国や市場としてのロシアの信頼性が失われたとする見解を明確にこちらへ伝えるものであった。

これらを踏まえ、ブリュッセルにて聴取した対口関係の見方をまず紹介したうえで、ロシア経済の見通しや対口経済制裁の効果、欧州東部地域を代表するポーランドの見方、そしてロシア内政に関する見解を説明する。なお、本章にて取り上げた面談機関に関する情報については、本章末尾の注1にまとめてあるので参照されたい¹⁾。なお、関連するポイントを本冊子後段の資料2にもまとめたのでご覧いただきたい。

1. ロシアの行為に対する強い失望

それではまず、今般のロシアによるウクライナへの侵略行為が欧州にてロシアに対する強い失望感をもたらし、これが前提となってロシアに対する厳しい見方が広がっていることを示しておきたい。また、この失望感がロシアに対する脅威認識を一変させ、対口関係があらゆる面で安全保障問題化する契機を生んでいる。この点に関し、Brussels School of GovernanceとCentre for European Policy Studies (CEPS)の見解を整理して紹介する。

1) Brussels School of Governance

クリミア併合に始まるウクライナでの危機を、ドンバスの一部地域とクリミアを対象とした地域限定かつ低強度紛争として、捉えていた。NATOも同様の認識であったろう。この8年間に少なくとも「戦争」と呼べる水準には達してはいないとの見方だった。その意味において、本年2月24日以降

の戦争は欧州に衝撃を与えただけでなく、その認識が甘かったことも理解させる契機となった。NATOにおいて対ロ脅威認識が強まったことは、先般のマドリードでの NATO 首脳会談にてスウェーデンとフィンランドの NATO 加盟に係る議定書への署名が迅速に行われたことから明白である。EU でも累次にわたりウクライナへの軍事支援を決定しており、安全保障問題がより重視される局面に入っている。しかし、ロシアは核大国であり、NATO として今般のウクライナでの戦争へ軍事介入するとの選択肢はとり得ない。

だからこそ重要となるのが経済制裁であり、EU はこれまでに第 6 次に至るまでの制裁パッケージを採択してきた。EU は、日米およびその他先進諸国とともに経済制裁を活用してロシアを封じ込めることを戦略として選択している。この制裁に対する対抗措置としてロシアは欧州への天然ガス供給量を絞ってきており、これが故に欧州では今冬はエネルギー危機が想定される事態となっているが、EU が制裁を緩めることはないだろう。クリミア併合時の制裁はロシアとのビジネス全体を阻害するものではなく、なし崩し的な緩和をも許容するものであったが、今次制裁はそれまでの制裁とは内容もその覚悟も全く異なるものであり、SWIFT 制裁がその最たる例である。

安全保障の観点がより重視されるようになったと述べたが、これはエネルギー問題においても同様である。欧州は今冬のエネルギー危機に向けて備えを進めているが、その対応ぶりは加盟国によって相当に差がある。これはドイツに典型的なようにロシアの脅威を過小評価していたが故であり、その「ツケ」が今という時期に集中して EU 加盟各国を襲っている格好となる。ロシアからのエネルギー依存脱却とエネルギー調達のためのさらなる多様化は経済的帰結ではなく、安全保障上の必要から生じているのである。また、食糧危機への対処に関し、ウクライナからの穀物輸送に NATO による支援が必要になっていることから、経済問題が安全保障問題化していることが理解できるだろう。

2) CEPS

欧州とロシアの関係については、8 年前のクリミア併合から質的な変化が生じていると考えてもらいたい。(本年 2 月 24 日以降の)今般戦争はロシアによる侵攻から半年が経とうとしているが、EU が制裁の起点としているのは 2014 年のクリミア併合であり、本年 2 月以降に EU がロシアに科した制裁は継続してきた危機の中での対応である。今般戦争を受けて EU は、G7 合意もベースとつつ、対ロ制裁をさらに強化させる方向へ強くアクセルを踏んだ。欧州産業界の動きは様々であるが、大きな方向としてロシア市場からの撤退を目指し始めたことは疑いがない。

この 8 年間、EU および NATO はロシアの行動と意図を注視してきた。この中でも特に注意を払い観察してきたことは以下の 3 点である。1 つは旧ソ連圏全体を俯瞰しての地域安全保障に係るロシアの認識、第 2 にロシアの国家安全保障観、第 3 にロシアのイデオロギーである。欧州はロシア側の変化を期待してきたが、彼らは彼らの価値観に固執して頑なになる一方であり、関係好転に向けたサインは見出せなかった。本年 2 月 24 日以降のロシアによる侵略および残虐行為は衝撃を通り越して(価値観を共有できないという)失望を感じた。

対口関係における欧州の目下の課題は、今冬のエネルギー危機に向けての備えである。EU加盟各国は「ロシアが天然ガスの供給を完全に止める」との想定の下で対策に取り組んでいるが、年内はEUとして統合的な施策を打ち出すには時間が足りないだろう。当面は備蓄だけでなく、原子力であり、石炭であり、動員可能なエネルギーすべてを活用して今冬の危機をしのぎ、それを踏まえて次の段階の政策を打ち出していくことになるだろう。

2. 対口経済制裁をめぐる欧州の結束

次に、対口経済制裁をめぐるEU内部での加盟国間の見解相違が論じられる中、こうした議論をどのように評価すべきだろうか。前項に引き続いて、Brussels School of GovernanceとCentre for European Policy Studies (CEPS)の見解を紹介する。

基本的な見解としては、事態のエスカレートに関して西欧側と中東欧側の対口姿勢に差異が生じているが、ロシアに厳しく対応するとの姿勢それ自体に亀裂はないとするものであった。また、中東欧の対口脅威認識を無視して西欧が事態を動かせば、EUにおける独仏など主要国の影響力低下につながるため、宥和的な対応はとり得ないとの認識であった。

なお、詳細には取り扱っていないが、EUに加盟する中東欧諸国で例外的にロシアに対して友好的な態度をとっているハンガリーについては厳しい批判(批判というよりも嫌悪感を明らかに示すような反応)が多かったことを付け加えておく。

1) Brussels School of Governance

ウクライナからEU諸国へ流入する難民の数は800万人以上とも言われており、EU当局は歳出増加の可能性に危惧を抱いている。ポーランドなど難民受け入れ人数の多い国はEUからの財政支援を要請しているが、今のところ実現していない²⁾。この難民の存在は、EU経済に対して大きな負担となり得るが、それへの世論の反発は決して大きなものではない。中東や北アフリカからの難民とは異なり、ウクライナ難民は「欧州市民」との認識で受け入れられている。EUの足並みを乱す要因となると仮定しても、今冬のエネルギー危機への対応ほどには加盟国間に軋轢を生まないだろう。

ただし、対口関係や対ウクライナ関係に関し、EUの東西には大きな認識の隔たりがあることもまた事実である。ロシアの侵略行為に対して米英がとった原則的な態度と比べて、ドイツによるロシアへの姿勢が曖昧かつ生ぬるいものであったことは欧州内で批判を招いている。本年2月24日以降にドイツの対口政策が変わったことは確かだが、ドイツが今般戦争をロシアとの間で調停可能とかなり最近まで考えていたことは「甘かった」と評価せざるを得ない。なお、ドラギ内閣が崩壊し、ポピュリスト勢力が影響力を伸ばしているイタリアでも、今後の議会選挙を経てロシアに対して「甘い」見方が増える恐れがある。

2) CEPS

対口政策の強弱をめぐり、今般戦争が EU におけるドイツやフランスの発言力を相対的に下げたことは確かであろう。ポーランドやバルト三国、北欧などロシアの脅威を直接的に感じる諸国が独仏の姿勢に不満があることももちろん理解できる。しかし、EU の外交政策方針は、ブリュッセルでの政策決定過程を反映し、非常に複雑な様相を呈する。27 もの加盟国がある以上は合意形成にも時間を要するし、対外的に公表される方針に対する加盟各国の姿勢も一枚岩とは言えない。

つまり、対口政策において独仏が「頼りない」と思われたとしても、ポーランドやバルト三国が有するロシアへの敵対心がそのまま EU の方針に反映されるわけではない。対口政策をめぐり、EU の東西で深刻な路線対立が起きる、あるいは対口制裁の今後をめぐり意見集約ができなくなる恐れはもちろんある。しかし、仮に中東欧諸国が彼らの危機感に押されて欧州委員会がロシアに対して現状よりもはるかに厳しい措置の導入を求めたとしても、独仏は欧州理事会の特定多数決方式を利用して実質的な拒否権を行使できる。

誤解しないでもらいたい点であるが、独仏(および伊)はロシアに融和的なのではなく、対口制裁の継続や強化を基調にロシアとの関係を非常に厳しい目で捉えている。ただし、ロシアがどれほど信頼に値しない相手であろうとも、ロシアは多数の核兵器を保有する大国である。中東欧諸国の安全保障上の危機感がどれほど強かろうとも、彼らの判断のみを根拠に EU としての対口政策方針を決めるわけにはいかない。この文脈において、独仏はロシアとウクライナとの調停に動いてきたわけであるが、それが成果を生まず、中東欧諸国の不満を高めることにつながってしまった。今般戦争がロシアと欧州との全面的な戦争につながらないよう、EU 内の政策過程をマネージすることがどれほど難しいことか。独仏のスタンスはこのジレンマと共にあると考えてもらいたい。

今冬に見込まれるエネルギー危機や目下のインフレ問題も加盟国の足並みの乱れにつながっていることを指摘しておく。今般戦争はロシア側の行為も相まって、急激なインフレを引き起こしており、加盟各国で生活不安が広がっている。イタリアでドラギ内閣が崩壊したこともこのインフレが背景にある。この不安を煽るポピュリスト政党、あるいは極右(や極左)政党の勢力が各国で伸長する可能性に危惧を感じている。これら政党勢力はウクライナへの支援継続が国内の生活不安をもたらしていると訴えがちで、ロシアによる世論分断に利用される危険性があるからである。

3. ロシアとの対立長期化の見通し

続けて、ロシアとの対立が長期化するとの見通しに関し、前項に引き続いて、Brussels School of Governance と Centre for European Policy Studies (CEPS) の見解を紹介する。刻々と変化するウクライナでの戦況、またロシアをめぐる政治経済情勢を前提とするため、明確に「何年継続する」と断言するようなものではなかったが、少なくとも 1 年以上の長期、そして 5 年程度を見通した超長期を想定して展望を議論することが多かった。また、中国やインドがロシアと通常の経済関係を継

続していることを踏まえて、制裁に対するロシアの耐久力は短期的に潰えるものではなく、中長期にわたって耐え得るものとの評価であった。

1) Brussels School of Governance

ロシアとの対立長期化の見通しについて率直な意見を言うと、EUには今般戦争の「出口戦略」が存在しない。ロシアがウクライナで占領統治を継続する限り、終わりは見えないだろう。ロシアが占領統治を諦め、本年2月24日以前の状態にまで軍を引き揚げた上でウクライナの領土一体性を侵害しないことを確約すれば、停戦に向けた最低限の条件は整うと思われるが、現状からはそうした展開は期待できない。事態長期化に関し、別の視点からの懸念は中国の存在である。今般危機は(米国をはじめとする国々によって)中国の脅威ともリンクして捉えられており、企業のコンプライアンスやレピュテーション・リスクが安全保障問題として取り扱われるケースが増える恐れがある。

2) CEPS

ビジネスや産業に携わる人々は、対口経済制裁に注目し、その主体であるEUの動向を注視しているものと思うが、欧州の外交方針はEUとNATOの両輪で回っていることを意識してほしい。今般戦争は明らかに安全保障に関わる問題であり、EUはNATOにおける対口脅威認識を基調として対口政策を決定している。その意味において、独仏よりロシアに厳しい態度をとっている英国、そして米国の対応ぶりは重要であるし、独仏が中東欧諸国からの信頼を失えば、これら諸国は英国(および米国)へ接近することになるだろう。

ウクライナのEU加盟には相当の長い時間を要することになる。とはいえ、迅速に加盟候補として認められたことから分かるように、EUにおける対口認識の悪化と反比例する形で、ウクライナへの共感が拡大していることは事実である。また、ここ10年の中東・北アフリカでの危機とは明らかに異なり、EUの人々がウクライナを「欧州の一員」として捉え、同国への支援に一種の使命感を持って対応していることも確かである。そして、EUが価値観に基づくコミュニティである以上、民主主義に基づいて行動するウクライナと専制的対応を強めるロシアを見比べて、どちらが価値を共有できる相手であるか考えるかは自明である。

長期化という視点については、ロシアが持つイデオロギーにも注目すべきである。クリミア併合を起点として考えればこの8年間、ロシアのウクライナに対する野心は強まりこそすれ、まったく弱まる兆候はない。ロシア側の言説を分析する限り、ロシアがウクライナ全土の支配を目指していることは明白であり、ウクライナをロシア領土と同義と捉えている。この認識を前提にプーチンはロシア・アイデンティティの強化を図っており、これがロシア国内の統制を高め、対口制裁に耐えるための環境づくりに腐心している。

対口経済制裁はロシア経済を孤立させて継戦能力を奪うことに寄与しているが、その効果を見定めるには時期尚早であり、中長期にわたる視野での継続が重要となってくるだろう。経済関係において中国は実質的にロシアを支援し続けているし、インドも対口関係については非常にプラクティカルな姿勢を示し続けている。この観点からもロシアは非常に「タフ」である。

4. ロシア経済についての見通し

本項では、欧口間のエネルギー問題、ロシア経済情勢、対口経済制裁の効果など経済面での見通しや分析について、German Institute for International and Security Affairs (SWP)から聴取した意見を整理して紹介することとしたい。天然ガス供給をめぐるロシアと安定的な関係を継続してきたドイツにおいても対口認識が大きく変化したことが窺える内容であった。また、対口経済制裁の効果については、本年第3四半以降に明らかになってくるだろうとの見方であった。

1) 欧口間のエネルギー問題

今般のロシア・ウクライナ戦争とその影響は、ドイツ経済のあり方にかなりの変容を迫ることになると考える。よく知られている通り、ドイツの長期エネルギー政策はロシア産の安い天然ガスを移行期の主要燃料として捉え、そのうえで脱炭素化を進め、化石燃料に依存した経済構造の変革を進めていくことを主眼としていた。しかし、ノルドストリームをめぐるガスプロムがドイツを含む欧州諸国に対して明白に政治的圧力をかけるようになった今、ロシアを計算入れたエネルギー政策は最早成り立たなくなっている。

(エネルギー供給国としてのロシアへの信頼感について質問したところ、)ドイツですら現時点でロシアを信頼できるエネルギー供給国とは見なしていない。産業界においても、本年3~4月ごろまではロシアに対して「甘い期待」を抱く向きも残っていたが、ガスのルール決済をめぐる問題でロシアへの疑念が強まり、夏になってノルドストリーム経由での供給をロシアが言い訳みだ理由で停止したことにより、そうした期待も霧散したとみている。

EU加盟国の中でも、一部中東欧諸国を除けば、ドイツはイタリアと並んで最も多くのガス需要をロシアに依存している国の1つである³⁾。そして、他のEU諸国と異なり、LNG受け入れ施設も整備されていない。それだけドイツはロシアからのエネルギー供給に信頼をおいていたわけであるが、過去のこうした姿勢が今となっては完全に安全保障上の危機へと転化してしまっている。こうした危機感を反映して、現在のドイツ連立政権(社会民主党、緑の党、自由民主党)は強い覚悟を持って、ロシアに対して非常に厳しい態度で臨んでいる。ベアボック外相の発言や情報発信にはぜひ注目してもらいたい。

ドイツ政府は、今冬にロシアがガス供給を停止し、欧州が深刻なエネルギー危機に陥ることを前提として行動している。Uniperをはじめとする国内エネルギー企業への支援、国内需要家に対する節ガス・節電要請だけでなく、なりふり構わず先んじてロシア産ガスを輸入しておくことで、冬に向け

た備蓄量を早期に確保しようと努めている。現政権では緑の党の影響力が強いが、彼らは化石燃料や原子力利用に関する忌避感を抑え込んででもロシアの脅威に立ち向かおうと志しており、本年中に稼働停止予定だった原発の継続運用、再生可能エネルギーを前提とした電力供給システムに対する見解の見直しなどを受け入れ始めている。また、ドイツ政府は浮体式 LNG 貯蔵・再ガス化設備の確保、カタールなど主要な LNG 供給国との交渉にも全力を尽くしている。ただし、これらがすべて上手くいったとしても、今冬の危機を乗り越えられるかどうかは分からない。

こうした状況にあることから、ドイツ政府や産業界はアジアの状況を、苛立ちを覚えながら観察していることに注意されたい。G7 合意に基づいて日本が厳格に行動していることは理解しているが、中国やインドが市場からはじき出されたロシア産のガス、原油、石油製品を買いあさっており、欧州市場がエネルギー危機によりダメージを受ける中、これら諸国は安いロシア産エネルギー資源を仕入れることで自国の便益を向上させている。グローバルな競争という観点からも、これら諸国の行いは公正ではない。それだけに、G7 で議論されている、ロシア産原油輸入などに関する価格制限（プライス・キャップ）についての議論に注目している。

この半年ほどでドイツ政府、産業界、専門家の間でエネルギー資源輸入をめぐるパラダイムは明らかに変化した。ロシアはコモディティを政治の道具として使用する信頼できない供給国であり、安全保障の観点からロシアへのエネルギー依存は段階的に解消されるべきとのコンセンサスは出来上がっていると考えている。ドイツはこれまで以上にエネルギー資源調達の多様化に注力するだろう。いわゆる「脱ロシア」のプロセスは、ドイツだけでなく欧州全体でみれば何十年もの時間を要するだろう。「脱ロシア」と言ってもロシアからのエネルギー資源輸入を完全にゼロとすることを意味しているわけではない。ロシアがコモディティを政治の道具として使用する意味をなくす程度まで、依存を引き下げることが重要である。そのとりあえずの目安としては、20%未満と見込んでいる。

2) サハリン・プロジェクトについての意見

欧州でのエネルギー危機と同期させて、アジア方面でもエネルギー危機を煽り、揺さぶりを開始したのだと感じている。サハリン問題に関し、シェルやエクソン撤退の動きもロシアは批判しているが、これは関連措置をとるための言い訳にすぎない（ノルドストリームにおける Siemens 製ガスタービン問題と構図は同じ）。オペレーターやその他権益保有者が居残っても、都度何らかの理由をつけて揺さぶりが続くだろう。

サハリン問題は、実質的にいわゆる「外部管財法案」のテストケースとなっているのではないかと考えている。国家的に重要な経済案件に関して安全保障を理由に「国有化」する手法は、「外部管財法案」の理念やスキームと同じである。サハリン 2 は、旧会社を清算させて新会社を設立するとの形をとっているし、サハリン 1 についても生産量の減少がロシア発報道で広く展開されたのちに大統領令が出てきている⁴⁾。

安全保障を考えれば、日本は原発の再稼働、価格上昇を受け入れての LNG 調達先の変更を視野に入れて、政府主導でサハリン問題に対応したほうが良いのではないか。欧州が直面している現在

の危機から類推すれば、企業判断で対応できる段階は過ぎ去っている。仏 EDF や独 Uniper の状況を想起されたい⁵⁾。

3) 対口経済制裁の効果

一部統計はアクセスできなくなったうえ、ロシアが公表する統計は信頼がおけない状態へと変わってきてしまっている。それに加え、ロシア側報道を参照する際は、その伝え方にも注意を払うべきだろう。しかし、公表されている数字を分析することにより、事実をあぶりだすことは可能である。見るべき数字はロシア国内の消費・流通動向や輸入状況であり、エネルギー輸出額の多寡に一喜一憂するべきではない。また、西側報道において「制裁によりロシアよりも西側がダメージを受けている」といった言説が飛び交っているが、こうした主張も一定の留保をつけて、冷静に分析するべきである。単に目立つ数字や目に見える現象を挙げて「ロシアには制裁が効いていない」と報道する向きも少なくないからである。

西側による対口経済制裁は確実にロシアへダメージを与えていると考えている。IMF はロシアの2022年の経済成長率予測をマイナス8.5%からマイナス6%へと上方修正したが、これは「ロシア経済に想定よりも制裁が効かなかった」と解釈するのではなく、「制裁の効果が統計上に現れるのにはタイムラグがあるからだ」と解釈すべきである。実際、ロシアのGDPは本年第1四半期に前年同期比3.5%のプラス成長となったが、制裁導入開始から少し時間をおいた第2四半期はマイナス4%と一転して落ち込みを見せた。仮にIMFが予測する通りに本年通期でマイナス6%となるのであれば、第3四半期～第4四半期の本年後半で前年同期比マイナス11%程度の落ち込みが見られることになる。なお、ロシアの一部高官が発言しているように、本年のロシアの経済成長がマイナス2%程度に収まるとすると、本年後半のGDPは昨年から横ばいか、若干のプラス成長とならなければこれを達成できない。外資撤退や部品不足で生産が落ち込んでいるロシア経済が本年後半も昨年水準で推移するということがあり得るだろうか。

ロシア統計局の統計では例えば、産業別流通総額の月次統計は絶対額は公表されず、前年同期比での増減率のみが明らかにされている。このため、制裁がロシア国内の産業別取引に及んだインパクトが分かりにくくなっているが、過去の公表数字を利用して絶対額を導き出せば、分析に用いることのできるデータを再構成することは可能である。分析したところでは、ほとんどの品目で本年4月以降、毎月のように流通額が数%～5%程度落ち込んでいる。本年7月には素材や部品の流通がマイナス11%以上の落ち込みがあったことも把握できた。エネルギー分野については本年6月までプラスで推移していたが、同7月は5%以上のマイナスに転じている。

ガспロムによる天然ガス輸出も本年6～7月にかけてかなりの落ち込みを見せている。欧州側への供給を絞っているせいであろうが、輸出量自体は前年同期比で40%以上落ちており、ガス生産や輸出に関連して国家へ繰り入れられるだろう税収も、本年7月には同6月の4分の1程度(500～600億ルーブル)となる見込みである。

4) 中ロ経済関係についての見方

EU加盟国によってロシアとの経済関係に係る展望は温度差があるが、ロシアが欧州市場を失うことは確実で、その損害は時間を追うごとに大きくなる。ドイツが天然ガスをロシアに依存しているように、ロシア経済もまたその多くの欧州経済に依存していた。ロシアは経済の再構築を進めているが、欧州での損失をカバーできるような市場は一つしかない。それは中国である。ロシア経済は、ロシアが何を望もうが試みようが関係なく、中国市場という「逃げ道」へと駆け込むしか展望がない。ロシア政府関係者の中には、対中不信を抱くもの、中ロ関係の先行きを危険視するものなど様々いるだろうが、市場の趨勢には逆らえないだろう。現状の制裁下では日本や韓国との関係を強化してヘッジすることもできないし、むしろロシア政府高官の発言を見る限りでは、対日関係は取りかえしがつかないところまで来ているように感じる。

選択の余裕がないロシアに対して、中国はまだまだ豊富に選択肢がある。中国は明らかに二次制裁を警戒しているので、既存契約に基づく取引は拡大しているものの、ロシアを積極的に助けようとしているようには今のところ見えない。制裁対象となっている機械部品の対ロ輸出に関しても、中国企業が取引の継続を拒否する事例もあると聞く。ロシアにおける人民元の利用拡大に関しても、米ドルがほしい中国企業としては歓迎できる現象ではないとみている。そういう意味で、今般危機が即座に中ロの更なる接近につながるかという点、まだ断じるには早すぎると感じている。ただし、戦略的次元では、パイプライン経由での安価な天然ガス供給の拡大、北極海航路の活用やロシア北極圏開発に中国は強い関心を抱いているので、短期的にはまずそのような部分で実利を得ようと動くだろう。

過去には調査の関係でウラジオストクやハバロフスクなどを訪問する機会が多くあった。その際、現地ビジネス関係者からはお世辞ではなく日本に好感を持つ声と、中国への警戒感をにじませる声の両方をよく聞いた。日本をヘッジとして使うロシアの方針と日本の対ロ協力の方針がうまくかみ合っていたと感じるところであったが、今後こうした力学が極東ロシアで働かなくなると、中国の影響力がどのように拡大するのか不安を感じる。

5. ポーランドの見方

本項では、ロシアへの厳しい脅威認識や強い警戒感を隠すことなく表に出し、アラートを鳴らし続けてきたポーランドのシンクタンクや大学研究機関にて聴取した見方を整理して説明する。Center for Eastern Studies (OSW)、ヤギエヴォ大学、ポーランド国際問題研究所 (PISM) の見解を取り上げて紹介することとしたい。ロシア人向け観光ビザ発給停止問題に代表されるように、ポーランドはバルト諸国などとともに、EU加盟の中東欧諸国の中でも特にロシアに対して厳しい姿勢を示している。それが故に、ロシアの脅威が高まっている現状では、ポーランドなど中東欧諸国の対ロ認識がEU全体の行動に影響を及ぼす場面が増えてきている。

1) Center for Eastern Studies (OSW)

今般のロシアによるウクライナ侵攻はかなりの程度長期化すると考えて間違いない。第1に重要な点は、この戦争は決して欧州東部における「地域紛争」ではないことである。ロシアは完全にウクライナを掌握すべく動いているし(またその意図を過小評価してはならない)、クレムリンの認識も「西側の影響力を排除して、ロシアが現在の地域的、また国際的地位を維持したまま生き残る」といった方向に凝り固まっている。対口制裁を含め、米国の意志やリーダーシップが感じられる現象については、あらゆる反応をもって対抗し、場合によっては現行の国際秩序を破壊することも厭わないだろうと思われる。

このようなロシアに対し、西側が戦略的にとるべき手段は「ロシアからのデカップリングの徹底」である。根本のところ、ロシア政府は安全保障とビジネスを分けて考えてはいない。ロシアがビジネスで築いた市場での優位性は、そのまま国際政治上の「武器」となり、他国を動揺させるテコとして利用される。であるならば、ロシアとの経済関係を各国が切り離し、そのような教訓をロシアに積ませないよう対応する必要がある。

ポーランドの視点から日ロ関係を見ると、領土問題にせよサハリン2問題にせよ、ロシアは日本と米国の距離感を試すような行動を繰り返しているように見える。独仏と同様に日本もロシアとのビジネス関係で苦慮していることは理解するが、対口関係は安全保障の視点、また戦略的視点で捉えなおす必要があるのではないか。

また、今般危機は、ロシアと中国との間の曖昧な協力関係のあり方に質的な変化を及ぼすかもしれない。中国が今般危機をつうじて国際場裏でどのような立場を示すのかまだよく見えないが、西側からデカップリングするロシアを中国が積極的に受け入れるのであれば、今般危機は途端にアジアの問題へと転化するだろう。その意味において、対口制裁を継続するのであれば、その先に中国を抑止する視野も同時に持つておかねばならないかもしれない。

2) ヤギエヴォ大学

ロシアによるウクライナ侵略が長期化するかどうかについて論じる前に、まず根本的な認識について説明しておきたい。各国報道で今般戦争が本年2月24日に始まったと形容されることが多々見受けられるが、今回戦争は8年前、クリミア併合から始まっていると厳に理解すべきである。当時に独仏が中心となって取りまとめた停戦合意(ミンスク合意)を批判するつもりはないが、今になって考えれば、あのような融和的態度は明らかにロシアに間違った教訓をもたらしたと判断する他ないだろう。

クリミア併合から今般戦争までの流れは一続きである。ロシアによるウクライナへの執着は外部には分かりにくいが強力なものであり、また合理よりも感情に基づくものである。ロシアは経済合理性に基づいて戦争をしているわけではなく、感情に基づいて戦争を遂行し、そのために経済を動員する方法を選択し続けている。ウクライナはロシアの一部であり、その喪失はロシアの一体

性や安全保障に深刻な打撃をもたらすとの感情が底にある。現在のロシアの「合理性」とはそのようなものだとして理解した方がよい。また、ロシア世論は依然としてプーチン支持が多く、また今般戦争を「小さな小競り合い」と認識する向きが強いが、これはロシア政府によって操作された結果ではなく、「本当にそう思い込んでいる」層が多いことを示している。これも感情が起点となっている結果である。

現在(本年7月末)時点においてもロシアは、ウクライナ全土を標的として行動し、また戦争継続を志向している。ロシアがウクライナを諦めることはあり得ない。ロシア研究をするものとしては、ロシア人の友人も多く悲しいことだが、ロシア政府がそのような頑なな認識を持ち、またその見解に同調する層がロシア人の間に存在することは認めざるを得ない。そして仮に何らかの形で2015年のように停戦合意が成立したとしても、ロシアは何年か時間をおいて必ず同じことを繰り返すだろう。これはプーチン個人に帰せられる問題ではない。

歴史的な経緯もあり、ポーランドがロシアに強い警戒心を抱いていることは周知のとおりである。こうしたポーランドの認識が「病的」として評価されることもあるかと思うが、それはロシアの強さや巧みさをポーランドが非常に高く評価していることの裏返しであると理解してもらいたい。だからこそ、ポーランドはロシアによるプロパガンダの流布には強い警戒感をもって対応している。ロシア文化を愛することと、今般戦争でロシアを批判することは全く別の問題であるが、ロシアは文化や経済を巧みに活用し、自らが優位に立てるよう情報を取り扱うことに非常に長けていることには注意を払わねばならない。

なお、ポーランドのロシア研究者の間では、ロシア軍がウクライナを大規模に包囲し始めた昨年10月段階から、かなり大規模な軍事侵攻があるのではと強く警戒する向きがあった。こうした危機感には報道機関にも共有され、昨年11月13日、ポーランド放送協会はプロパガンダ流布の危険性を理由にRTやRTR、ロシア24などロシア国営報道機関のポーランドでの放送や配信を禁じる措置をとった。欧州委員会が同様の措置をとったのが本年3月であったことを考えれば、その危機感の強さが理解できるだろう。また、SNSなどでロシア発の情報がポーランド国内に出回ることに備え、国営放送局がファクトチェックしたニュースを公開できるチャンネルも整備されている。

ポーランドにおけるロシアのイメージは決して良いものではなかったが、本年2月24日以降は明らかに更なる悪化へと向かった。ロシアが「略奪者」あるいは「侵略者」であるというイメージは更に強化され、「ロシアに罰を与えるべき」との懲罰感情もかなり膨れ上がってきている。こうした感情のうねりは、いくら歴史的経緯があるとは言え、時間が立てば落ち着くものであるが、今般戦争ではロシア軍の残虐行為が多数露見したため、ポーランドでは反口感情が収まることなく維持され続けてしまっている。こうした感情のあり方はバルト三国やチェコ、スロバキア、一部北欧諸国でも同様に見られる現象である。こうした反口感情は、ウクライナへの同情へと転化され、世論がウクライナ支援を主導する現在の空気感が出来上がっている。

3)ポーランド国際問題研究所

(ロシア政府が導入した、あるいは導入を検討している経済規制措置への日本側懸念を示した上で、これらロシア側措置に対する評価をめぐって議論していた中、)あなたたちはそれらロシア側措置を「法務リスク」や「労務リスク」といった言葉で表現しているが、サハリン2問題で明らかになったように、ロシア側措置はビジネス関係を「武器」として用いて、日本の企業活動を標的に日本の安全保障を脅かそうとしていることを想起すべきである。「ビジネスはビジネス」という言葉があるが、ポーランドは8年前にその論理がロシアには通用しないことを理解したからこそ、安全保障(経済安全保障)を中心に据えて、対外ビジネスのあり方を変化させ、「脱ロシア」を進めてきた。このため、ロシア市場喪失によるポーランド企業の被害は小さく、むしろウクライナ市場が大規模に損害を受けたことで失った利益の方が大きい状況にある。

(モスクワに拠点を有する欧州企業団体であるAEBのアンケート結果を参照しつつ、欧州企業でも対ロビジネスの継続に関心を持っている企業が多いことを指摘したことに対し、)企業には企業の考え方があると思うが、AEBのアンケート結果はモスクワで働く欧州ビジネスパーソンの認識や利害を表したものであり、欧州産業界の認識を代表したものではない。現況においてロシア市場を有望だと真剣に考えているのなら、正気を疑うレベルの話である。

西欧企業と同様に、日本からも多くの大企業がロシアに投資していることは理解している。また、その損失との兼ね合いから、簡単に撤退の判断を下せないことももちろん理解している。しかし、ロシア市場に残ることのレピュテーション・リスクを過小評価することの危険性は指摘しておきたい。アジアではロシアに対する受け止めは様々であろうが、欧州では程度の差はあれ、ロシアに対する認識は非常に厳しい。少なくともポーランドでは、外資であってもロシアで操業を続けている企業はボイコットの対象となるだろう。ロシアは1億人を超える市場であるが、ポーランドやウクライナだけでなく、反口傾向を示す他の中東欧諸国も含めればロシアに匹敵する市場である。

6. ロシア内政に関する見方

最後に、ロシア内政に関する見解についても説明しておきたい。欧州シンクタンクとの面談では、今般ロシアの行動の背景にある「合理性」について幾度となく議論を行ったが、いずれも我々が想定できる「合理性」とは異なる判断基準にて侵攻に関する決定がなされたとする見解がほとんどであった。また、その背景として、ロシアの政権中枢が視野狭窄に陥るような変化があったと指摘するところも多かった。こうした内政面に関し、興味深い見解を示した Brussels School of Governance とポーランド経済研究所の見方を以下に紹介する。

1) Brussels School of Governance

本年2月24日以降のロシアの行動を経済合理性で説明することは最早無理であろう。プーチンのインナーサークルはその範囲が明らかに小さくなり、先鋭化する方向へ向かっている。よく知られ

ているように、プーチンは治安機関の人間と「西側のマインド」を持った知識人や経済人を上手く使い分けて政権運営を行ってきた。これは民主化されたロシアにおいて広く世論を引き付けるために必要とされた対応であった。しかし、権力基盤が強くなるにつれて、プーチンは「主権民主主義」などロシアの独自性を前面に押し出すイデオロギーをロシア社会に振りまき始め、次第に統制色を強めていった。2008年のジョージア侵攻はモードが変わった明らかなサインであった。今では、プーチンの決定に強い影響を与えているのは「超タカ派」のパトルシェフ安全保障会議書記であり、今の路線を「パトルシェフイズム」と呼んでも誇張ではないかもしれない。ショイグ国防相のようなイデオロギー面で忠実なタカ派の幹部を重用していることもその表れである。

欧州が過小評価していた点の一つは、冷戦終結後にロシアが育んできた安全保障観である。ロシアとの間で自由な往来とビジネスが拡大したことによってあまり目を向けなくなっていたが、ロシアの政治エリートはソ連期の安全保障認識や価値観を引きずって、歪みを抱えたまま現在を迎えている。ウクライナへの領土的野心はそうでなければ説明がつかない。また、プーチンをはじめとする政治エリートはロシアの独自性を訴える様々なプロパガンダを10年以上にわたってロシア国内外に流布してきたが、その彼ら自身が自らのプロパガンダに囚われる現象が起きている。

2) ポーランド経済研究所

米イェール大学が公表しているレポートに拠れば、ロシアはGDPの4割を外資からの投資に依存しているとされている。この投資の窓口となってきたのがオリガルヒであり、このオリガルヒの多くが個人制裁対象となったことで、外資を活用したロシア経済はその調整役を失った状態に陥った。皮肉なことではあるが、外資が資産を売却して撤退できないのは、オリガルヒという調整役が役に立たなくなった、資産の受け手として機能しなくなったことが影響している。

マントウロフ産業商務相が副首相に任命された背景は、先述の「オリガルヒが機能しなくなった」という観点から解釈すべきである。マントウロフはルノー資産の国有化をとりまとめた人物であり、今後の外資資産の国有化を見据えて、その調整役として働かせるべく、任命されたのだろう。この結果、ロシア政府による経済への介入はさらに強く推し進められることになる。経済政策は益々「政治的判断」により決定されていくことになるだろう。

そして、経済の政治化が進展した先に待っているのは、1990年代とは異なる形で現れるであろう「シャドウ・エコノミー」の拡大である。オリガルヒの存在には功罪あるが、これまでのロシア経済において、経済を経済の論理で機能させるとの点において、オリガルヒが果たした貢献は決して小さくはない。マントウロフが精力的に働けば働くほど、オリガルヒをはじめとするロシア経済人は政治の経済介入を嫌い、闇へと潜っていくだろう。その先にあるのがロシア経済の本当の危機である。

おわりに

以上、面談調査の結果得られた欧州シンクタンクの見解をピックアップして紹介した、これら見解は面談時に聴取したものに加え、後日オンラインでのやり取りにて情報を補完した内容も含んでいる。

時間が経つにつれ、欧州におけるロシアへの脅威認識は高まる傾向にあり、本年 8 月末に入ってからノルドストリームでのガス供給が停止して以降は、さらにその警戒感が強まってきた。その流れに沿う形で、欧州シンクタンクの専門家の見解も時間を追うごとにより厳しい方向へと踏み込んでいっている。9 月に入り、ウクライナ東部戦線にてロシア軍がハルキウ州のイジュームから撤退し、その後同地で集団墓地が発見されたことで、EU のロシアを見る目は益々悪化していくことだろう。また、同月 21 日にはロシアにて「部分動員」に係る大統領令が発令され、ロシア社会では明らかに動揺が生じ始めている。ウクライナ東部および南部におけるロシア占領地の「編入」をめぐる動向を含めて、これに伴うプーチン政権の言説も西側への対抗を強く意識したものとなっており、EU 側の対口認識もより硬化する方向へ向かうことだろう。そして、実際に上記地域がロシアに「編入」されれば、欧口関係の破壊は回復不可能なレベルにまで達することになることが想定される。

【注】

- 1) 本調査では多数のシンクタンクと面談を行ったが、本章では以下のシンクタンクとの面談により得られた情報を紹介している。まず、ベルギー・ブリュッセルについては、① Brussels School of Governance:ブリュッセル自由大学欧州研究所とヴェサリウス大学が共同運営する政策研究機関。エネルギー問題から安全保障問題まで、様々な分野の研究ユニットを抱え、対外発信を行っている。面談相手は、ペロット研究員(国際安全保障担当)、ヴァンシナ研究員(ロシア内外政担当)、面談日は 2022 年 8 月 4 日。② Centre for European Policy Studies (CEPS): 1983 年に設立された欧州統合を研究の主軸とするシンクタンク。EU の内外政、経済、安全保障問題を広く研究している。EU 機関、加盟国政府、その他民間団体の支援により運営。面談相手は、パイキン研究員(EU 外交政策ユニット)、ベナリア研究員(アジア・外部連携担当、)面談日は 2022 年 8 月 3 日。ポーランドについては、③ Center for Eastern Studies (OSW): 中東欧諸国、ドイツ、ロシアやウクライナなど旧ソ連諸国の政治経済情勢を分析しているポーランドの政府系シンクタンク、1990 年設立。面談相手はメンキシャック・ロシア研究部長、ヴィスニフスカ・ロシア研究部研究員、面談日は 2022 年 7 月 26 日。④ポーランド国際問題研究所(PISM): ポーランド国際問題研究所は 1947 年に設立され、その後何度かの組織改編をつうじて現在の名称となった政府系シンクタンクであり、エネルギー問題や対ウクライナ関係、EU 外交政策などの研究に強みがある。面談相手はシチュドリク研究部次長、シェリゴフスキ・東欧プログラム長、シマンスカ・EU プログラム長、ヨジュヴィアク・中欧プログラム長、カサ・EU 制裁担当アナリスト、ノワク・気候変動およびエネルギー分野アナリスト、ヴヌコフスキ・アジア太平洋プログラム長、ピエトレヴィッツ・アジア太平洋分野アナリスト、面談日は 2022 年 7 月 28 日。⑤ポーランド経済研究所(PIE): 1926 年に設立され、様々な組織改編をつうじて現

在の名称となった政府系シンクタンクであり、マクロ経済、エネルギー問題を中心に研究成果を公開し、提言の形で政府やその他機関に提供している。面談相手はストルジェレツキ・世界経済部門次長、ユシユチャク・気候変動およびエネルギー部門シニアアナリスト他、面談日は2022年8月1日。⑥German Institute for International and Security Affairs (SWP):ドイツ連邦政府と密接なつながりのある半官半民のシンクタンク。外交および安全保障分野に関し、ドイツ政府やドイツが関連する国際機関に助言を行う。面談相手はクルーゲ上席研究員、ホッペ研究員(ロシア内外政、ロシア極東担当)、ササキ研究員(アジア地域担当)、面談日は:2022年8月5日(クルーゲ氏とは別途、日程を設けて意見聴取)。

- 2) 欧州委員会はコロナ禍対策で余った予算を難民支援に活用することを想定しているが、面談当時では結論はまだ出ていなかった模様。
- 3) 2021年時点で天然ガス総輸入の55%であった。
- 4) 「外部管財」法案における「外部管財」の導入要件の一つには「エネルギー施設などの停止が見込まれる場合」との規定がある。
- 5) 独仏ではガスおよび電力会社への国費による資金補填、あるいは一時国有化も含めて苦境にある企業を支えることを検討、本件面談時点でフランス政府はEDFの国有化を決定していた。独 Uniper に関して、本年9月21日にドイツ政府が国有化方針を決定した。

資料1

日米欧による対露経済制裁と

ロシア側の対抗策

(2022年8月29日作成資料)

目次

1. 対ロ経済制裁とその効果
2. ロシアによるウクライナ侵略は長期化へ
3. ロシア側対抗措置：その論理と現状
4. 注目法案とそのリスク
5. エネルギー資源の「武器化」

論点

- 1) 対ロ経済制裁は効果あり。ただし、ロシアがマネージできないほどの打撃では今のところない
- 2) ロシアは5月以降、その態度を顕著に硬化させ、対立長期化に備えた準備を先鋭化させている
- 3) 対ロ制裁参加国を「非友好国」と指定、ロシア進出企業に懲罰を与える、行動を制約する法制を次々と施行
- 4) 対ロ経済制裁に風穴をあけるべく、エネルギーをテコに西欧（特にドイツ）および日本へ揺さぶり

④個別分野での制裁および禁輸措置

- ・石油ガス精製・採掘に係る機器輸出および保守サービス提供の禁止、ロシア産石油、天然ガスおよび石炭の輸入禁止または輸入の段階的削減、電力、石油、パイプラインガス、LNG、石炭、石油製品、民生原子力などあらゆるエネルギー分野でのロシアへの新規投資を禁止、ロシア産原油・石油製品の海上輸送に係る船舶保険適用の禁止
- ・ロシア産水産物およびアルコール飲料の輸入禁止、ロシアへの外貨紙幣提供の禁止、ロシア産鉄鋼製品の輸入禁止、ロシア企業の信用格付け禁止、ロシア法人への会計サービス・コンサルティング禁止、ロシアへのぜいたく品輸出禁止

⇒輸出管理の強化も相まって、2022年4～5月のロシアによる輸入額は、過去20年で最低レベルに落ち込んだとされる

⇒ロシア統計局、税関庁、中銀が貿易統計の公表を中止

1. 対口経済制裁とその効果

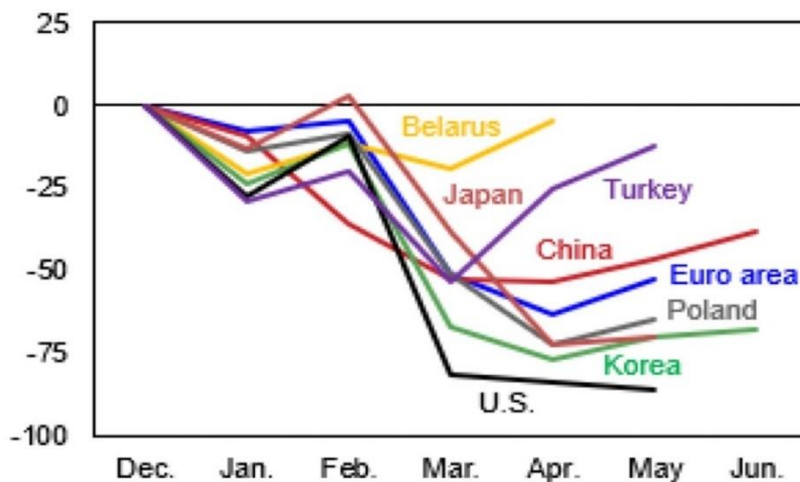
④個別分野での制裁および禁輸措置

- ・石油ガス精製・採掘に係る機器輸出および保守サービス提供の禁止、ロシア産石油、天然ガスおよび石炭の輸入禁止または輸入の段階的削減、電力、石油、パイプラインガス、LNG、石炭、石油製品、民生原子力などあらゆるエネルギー分野でのロシアへの新規投資を禁止、ロシア産原油・石油製品の海上輸送に係る船舶保険適用の禁止
- ・ロシア産水産物およびアルコール飲料の輸入禁止、ロシアへの外貨紙幣提供の禁止、ロシア産鉄鋼製品の輸入禁止、ロシア企業の信用格付け禁止、ロシア法人への会計サービス・コンサルティング禁止、ロシアへのぜいたく品輸出禁止

⇒輸出管理の強化も相まって、2022年4～5月のロシアによる輸入額は、過去20年で最低レベルに落ち込んだとされる

⇒ロシア統計局、税関庁、中銀が貿易統計の公表を中止

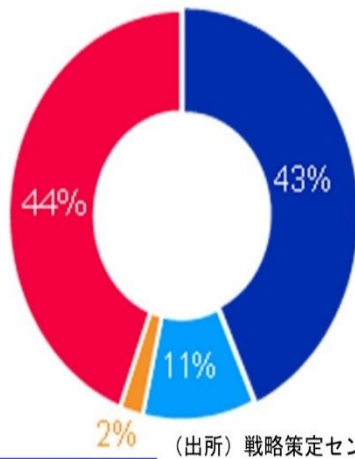
ロシア主要貿易相手によるロシア向け輸出額の変化(月次、前年同月比、2022年)



(出所) Elina Ribakova

2) ロシア市場における外資企業とその判断

ロシアで事業制限中の外資企業
(2022年5月末まで、ロシア研究機関調べ)



(出所) 戦略策定センター

- 活動中止
- 市場から撤退
- 撤退計画中
- 部分休止

- 外資企業数は約5,000社、うち約半数が事業制限中
- 業種別では完成品・部品の貿易・サプライヤーが33%、製造業（現地生産）が32%、
- 外資企業従業員（直接雇用）がロシア労働人口に占める割合は2~3%（約200万人）、すそ野を含めると5%程度（約350万人）

- ウクライナ研究機関（KSE）に拠れば、約2,500社のうち、48.1%が活動中止、部分休止が30.1%、縮小・撤退検討中が20%、撤退が1.7%

外資企業の撤退判断に関わるリスク

レピュテーション
リスク

キャッシュアウト
リスク

決済リスク

労務リスク

売却先（不在）リスク

法務（訴訟）リスク

3) 外資撤退事例

① ロシアの元所有者への資産売却（ソシエテ・ジェネラル）

- 2022年4月11日、ソシエテ・ジェネラルはロシアでの銀行・保険業務の停止を発表、併せてロシアの拠点資産であるRosbank株式をインテルロス（ノリリスク・ニッケル社長のポターニンが支配）へ売却することも公表
 - Rosbankは元々ポターニンの支配下にあり、2008年以降、ソシエテ・ジェネラルが段階的に完全子会社化した金融機関
- 同5月18日までにRosbank株式の売却契約が締結。現地報道では、Rosbankは資産評価額の20～30%程度、400～600億ルーブルで売却されたと報じられている

② 外国同業他社への資産売却（Reebok）

- 2022年5月16日までに、Reebokはロシアでの事業を停止し、ロシア国内資産をトルコのスポーツシューズメーカー・小売のFLO Retailingへ売却することを決定
 - Reebokはアディダス・グループ傘下（ロシア事業も同様）、3月20日よりロシア店舗での営業を停止（117店舗）FLOはロシアにて同社取扱いブランドの通販サイトを運営していた
- 売却価格は15億ルーブルとロシアでは報じられているが、ReebokおよびFLOともに詳細額は公表していない

③ 国有公社・地方政府への売却（ルノー）

- 2022年5月16日、産業商務省はルノーがアフトワズ株式（67.69%）を国有公社ロステクの完全子会社であるNAMI（中央自動車・自動車エンジン科学研究所）へ売却することで合意した旨公表、またルノー・ロシアのモスクワ資産のすべてがモスクワ市政府へ売却されることも併せて公表（現地従業員も移管された模様）
 - 売却へ向けた調整は4月には開始されていた模様。アフトワズ株式の売却額は1ルーブル（または1ユーロ）との報道
- ただし、ルノーはアフトワズ株式について6年間のパイバック条項を勝ち取っており、ロシア市場復帰の可能性を残した
- 売却決定後にアフトワズ社長はルノー出向者から、ペテルブルグ市副市長だったソコロフ氏へ交替した（マントウロフ産業商務相が任命）

④ フランチャイジーへの売却（マクドナルド）

- ロシア国内で850店舗を展開するマクドナルドは、2022年3月14日に直営店の営業停止へ踏み切り、同5月17日はロシア事業からの完全撤退を表明
 - 3月の営業停止以降も、一部空港、ウラルやシベリア地域などのフランチャイジー店舗（約150店舗）はロイヤリティを支払って営業継続し、パンズやビーフパティの供給も通常通り行われていた
- マクドナルドは撤退に際してフランチャイジーにロシア資産売却を打診、5月19日には、ノヴォシビルスクなどシベリア地域店舗のフランチャイジーであるGiD社が全店舗を引き受けることが決定
 - 商標ごと撤退するため、マクドナルド店舗は別ブランドに（6月に「フクースナ・イ・トーチカ」としてオープン）

⑤ 撤退発表→しかし、既存契約を整理できず (Siemens) **SIEMENS**

- ロシアで170年近くにわたり事業を行ってきたSiemensは、2022年5月13日にロシア事業撤退を表明。鉄道や重工部門をはじめ、様々な産業向けにロシア国内で製品や部品供給、保守サービス提供を行っており、その影響が懸念
- ただし、サブサンなどの列車用部品のロシア鉄道への納入については継続する意思を見せており（関連訴訟もあり、既存契約の打ち切りに障害がある）、これら部品をロシアではなくカザフスタンにて納入することを模索している模様
- その他、ガスタービン事業で多額の損失（2億ユーロ以上）を被ったSiemens Energy社も撤退を検討

⑥ ロシア同業他社への売却、清算例



【ロシア同業他社への売却】

- 2022年4月26日、フィンランド乳業メーカーのValioは、同社ロシア資産（工場施設含む）のすべてをロシア食肉加工大手Velkomに売却した旨発表。Valioは3月時点でロシア撤退を表明していた
- 2022年5月25日にシェルは、ロシア国内の小売拠点（ガソリンスタンドなど）および車用潤滑油ビジネスを取り扱う関連子会社（Shell Neft）をルクオイルへ売却すると発表。現地従業員350名の雇用契約もルクオイルへ移管されることとなった

【清算】

- 2022年8月15日、IKEAはロシアにおけるIKEAの事業運営会社であるイケア・ドームの清算手続きを開始したと公表。同社はロシア事業縮小や賃貸契約解除を段階的に進めてきた。ただし、フランチャイズの関係で一部店舗が残る可能性も。

4) ロシアの成長率と制裁の影響

ドイツ国際安全保障研究所のクルーゲ氏による試算



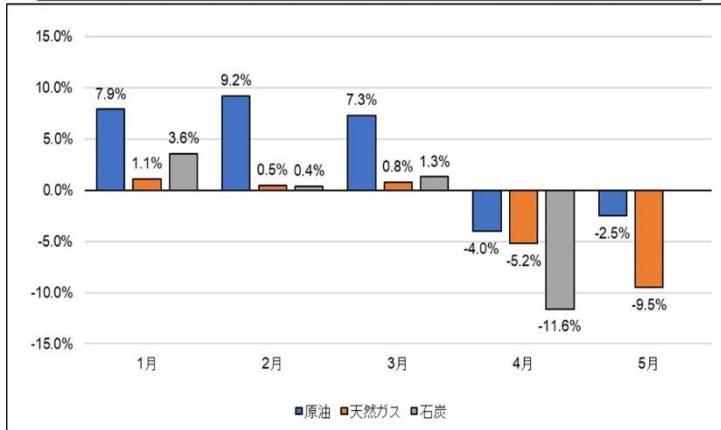
(出所) Janis Kluge

- IMF予測のマイナス6%をベース
- 本年1~3月期は前年同期比で3.5%のプラス成長、本年4月に前年同月比4%マイナスとなったことを踏まえたもの
- タイムラグが発生することを考慮すると、年後半に大きく落ち込んでいくことが予想される

- ロシア中銀のGDP成長予測はマイナス4~6%
- また、ロシア中銀は第三四半期にGDPがより大きく落ち込むと想定しているとアナウンス

5) ロシアのエネルギー資源産業と制裁の影響

ロシア産原油・天然ガス・石炭生産動向（対前年同月比、2022年）

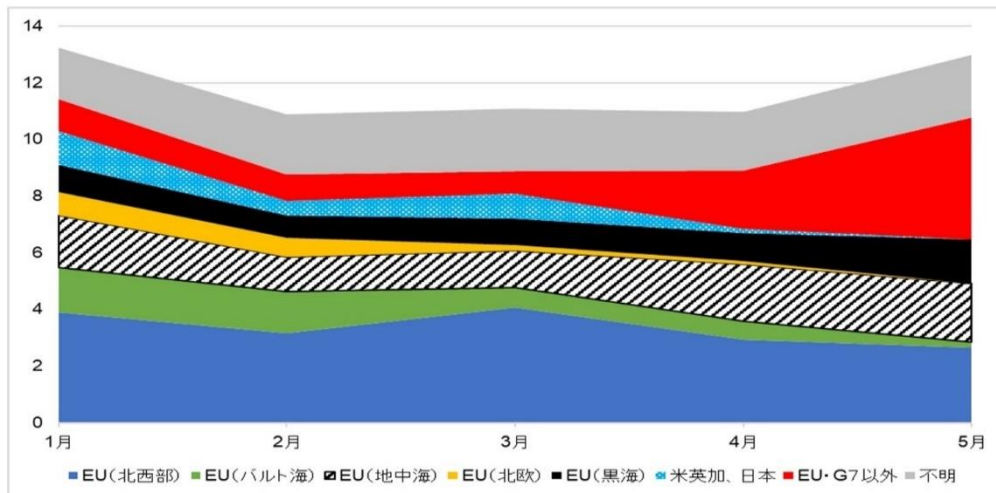


●4月以降は明らかに生産面で下落基調へ変化

●本年1~3月は増加といっても比較対象がコロナ禍の影響が大きかった2021年初頭であり、実質的には横ばいだったと解釈可能

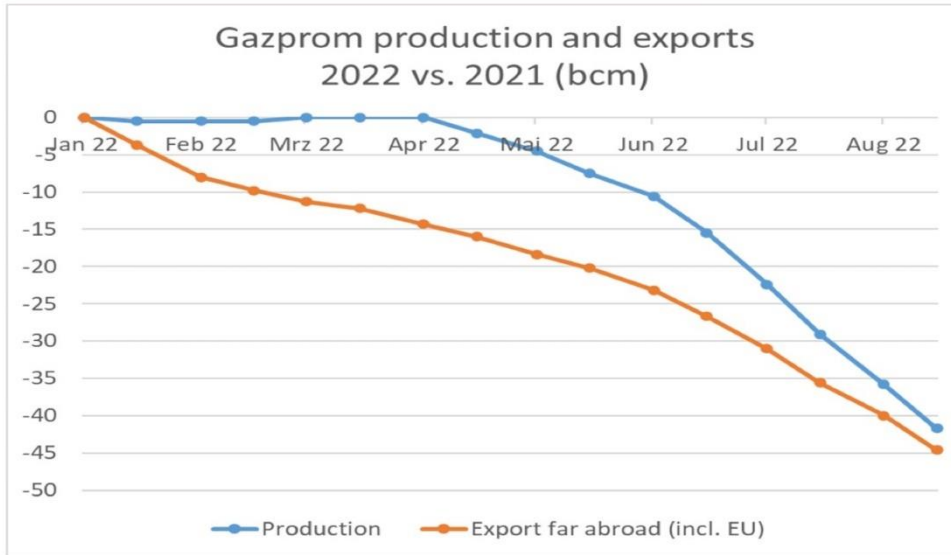
(出所) ロシア連邦エネルギー省、ロシア連邦経済発展省、現地報道情報に基づき筆者作成

海上輸送されたロシア産原油の地域別取扱量(月次、百万トン、2022年)



(出所) Bruegelが公開している試算データを基に筆者作成を基に筆者作成

ガスプロムによる天然ガス生産および輸出量(月次、前年同月比、2022年)



Connecting Markets

2. ロシアによるウクライナ侵略は長期化へ

1) ロシアによる当初の対応

- ① 国内統制の強化
- ② 外貨流出の防止（ルーブル価値の維持、物価上昇抑制）
- ③ 外資撤退の防止（失業率上昇抑制）
- ④ 貿易制限措置（必需物品の確保、および外資依存製品の国内滞留）

⇒対口制裁が招くだろう国内不安を抑え込むことが主眼にあり、基本内向きの措置

⇒対抗措置に関しては、相次ぐ大統領令公布での対応、急ピッチでの関連法制の整備を進めていたが、十分に整理されていない様子が窺えた（3月中に徐々に変化）

⇒貿易制限措置についても例外規定が多く、製品の国内滞留を重視するのか、あるいは外貨獲得を重視するのか、迷いが見られた

2) ロシアによるウクライナ侵略は長期化へ

・ 占領統治の進展

- 5月25日プーチン大統領は、ウクライナ南西部のヘルソン州および、同南東部のザポリージャ州住民によるロシア国籍取得手続きを簡素化に係る大統領令署名
- また、同23日には両州でルーブルの流通が宣言
- 占領地域では、9月にロシア編入に関する住民投票を実施する方向で準備

・ ドンバス地域へのロシアによる兵力集中と戦線の膠着（5月半ば以降）



プーチン大統領（5月9日）

「ロシアが行ったのは、侵略に備えた先制的対応であった。それは必要かつ、時宜を得た、唯一正しい決断であった。」

「ロシアは強力で独立した大国だ。祖国の利益に合致する政策のみを国際舞台で実現することを固く決意している」

（8月21日）

3) どの程度「長期」を想定しているのか



バトルシェフ安全保障会議書記

「『特別軍事作戦』について期限を設けているわけではない。数年後にさらに醜い形で現れないよう、ウクライナのナチズムを完全に根絶することが重要であるからだ。」（5月24日）

メドヴェージェフ安全保障会議副議長

「我々の国家に科されたこの制裁もまた、世界におけるリーダーシップ争い、また我々の国と国家発展に仕向けられた闘争のシステムティックな手段の一つであり、これは非常に、非常に長い期間継続するだろう」（5月26日）



クドリン会計検査院長

「今後1年半～2年程度は新たな課題に対するべく経済の再構築（ペレストロイカ）に取り組むことになる。その後、製品製造の必要性から経済構造の再構築は着実に進んでいく。製品生産に係る投資サイクルは5～10年はかかるもの、つまり長期の構造的再構築となる」（5月23日）

ナビウリナ・ロシア中央銀行総裁

「戦術的な解決策を講じる時期は過ぎ、これからは戦略的な解決策を講じなければならない。経済は構造転換期を迎えており、財源が切実に必要とされる。これから四半期の道のりはまったく容易ではない。構造転換プロセスに終わりはない」（5月26日）



4) 情勢の長期化へ向けた準備

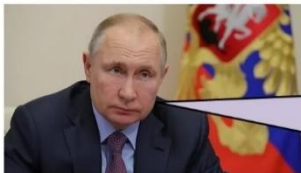
- ・ 為替管理および国際決済に係る作業部会の設置（5月9日、大統領命令134号）
→ いわゆる「ルール決済」（「友好国」および「非友好国」とのルール決済、またはドルやユーロを介さない形での相手国通貨決済）についてのメカニズム構築がタスクとして設定
- ・ 外部管財法案などの対抗新法策定、および関連法規の修正
→ 「非友好国」への懲罰、経済に対する国家介入の増大
- ・ 機械・電子製品・自動車部品など一部製品の並行輸入許可
- ・ 中印との関係強調、食糧危機を背景とした中東・アフリカ諸国の取り込み
→ ラヴロフ外相による西側批判、対口制裁解除に向けた支援要望

5) 責任転嫁と新たな恫喝

ラヴロフ外相

「欧米の制裁は食糧供給途絶を招き、危機を悪化させた重要な原因の一つだ。制裁は、ロシア船舶のあらゆる方面への航行を禁止し、またロシア企業のあらゆる物流活動やインフラ利用を禁じている。もし、この食糧危機の真の原因を知りたいければ、その誰かが鏡を見るべきだ」

（4月30日・アルアラビーヤ紙インタビュー）



プーチン大統領

「ロシアは、政治的な動機による西側諸国による制裁が解除されれば、穀物と肥料の輸出によって、食糧危機の克服に大きく貢献する用意がある」（5月26日・ドラギ伊首相（当時）との電話）

6) EUの内部力学・姿勢変化

- ・ REPowerEUプランに代表されるように、欧州経済へ直接的な打撃が及ぶことが確実なエネルギー分野での「脱ロシア」を積極的に進めようとしているEU
- ・ EUではマージナルな立場にあったポーランドやバルト三国が「旗手」としてEU内での対ロ政策形成をけん引している状態
- ・ 他方でドイツの影響力が顕著に低下。欧州委員会が欧州のエネルギー政策についてドイツに対して積極的に異見するというこれまでに見られない状況
- ・ ロシアへの強烈的な失望感、市民社会的価値観を共有できないとの認識

7) ロシアの内政環境

- ・ プーチンを取り巻くインナーサークルの縮小・先鋭化（強硬派の影響力増）
- ・ ロシアの対ウクライナ政策、対「非友好国」政策に変更が生じるとは考えにくい

⇒外的状況やロシア内政変化による制裁解除の可能性は長期にわたり期待薄

3. ロシア側対抗措置：その論理と現状

1) 「非友好国」に指定されることの意味

- ・ 「米国およびその他外国による非友好的行為に対する措置（対抗措置）」について
の連邦法における諸規定に基づくもの（2018年6月14日施行）
⇒国際協力やビジネス上の義務履行の停止、禁輸、入札参加制限など導入可能
*日本やEU諸国などは2022年3月5日に指定リスト入り
- ・ 特定国に対する差別的措置を法的に正当化するための区分
⇒ロシアの主権や国家安全を侵害する「非友好的行為」（経済制裁など）を科す「非友好国」の行動自体が不法行為であり、それへの対抗は過去の二国間条約や国際条約の義務履行に違反しないとする論理構成
- ・ この論理構成は、裁判所の判断根拠ともなり得ることに要注意
 - 対口制裁を論拠とした契約不履行は不可抗力にあたるとは解釈されず、制裁に従って供給やサービスを止めた場合はその責任を問われることになる

参考：対口制裁と不可抗力条項

- ・ 「非友好国」であるかどうかにかかわらず、制裁を理由とする契約不履行の扱いは現状として「黒よりのグレーゾーン」

Siemens Mobility GmbHによる部品供給停止に関する訴訟

●対口制裁を理由としたSiemensによるロシア鉄道への高速列車（サブサン）向けの整備部品供給が停止したことに、ロシア鉄道が4月26日にペテルブルグ仲裁裁判所にへ提訴

●5月16日、同裁判所はSiemens側の行為が一方的かつ不当なものであり、ロシア鉄道の要望通りに部品供給を行うべきとの決定を下した

⇒対口制裁を論拠とした契約不履行は不可抗力にあたるとは解釈されず、制裁に従って供給を止めた場合はその責任を問われることになる

* なお、ロシア企業が対口制裁によって契約履行できない場合も現行法では不可抗力条項が適用されるとは限らない（ロシア商工会議所による解釈）。このため現在、対口制裁を理由に契約不履行となるロシア企業を免責できるよう、民法改正が進められている

2) 撤退すら困難な現状



カタール投資庁（ロシア・欧州・トルコ担当の主任投資担当官）

「ロシアでできることはほとんどない。ロシアでの機会と我々の立ち位置を見極める必要がある。一介の投資家である我々には非常に難しい状況だ。（中略）我々は撤退できない。あらゆる外資の撤退が制限されている。」

・ロシア撤退を阻む要因

- 外貨送金や資産売却時の決済について、外貨取り扱い規制により、「友好国」であってもロシア国内の資産を自由に退避させられない
- 「非友好国」の場合は取引形態ごとに細かな規定、外貨での資産売却も困難
- 既存契約履行の困難（決済・物流途絶など）と打ち切りの場合の訴訟リスク
- 工場設備などについても禁輸対象となっている場合があるため移設も難...等

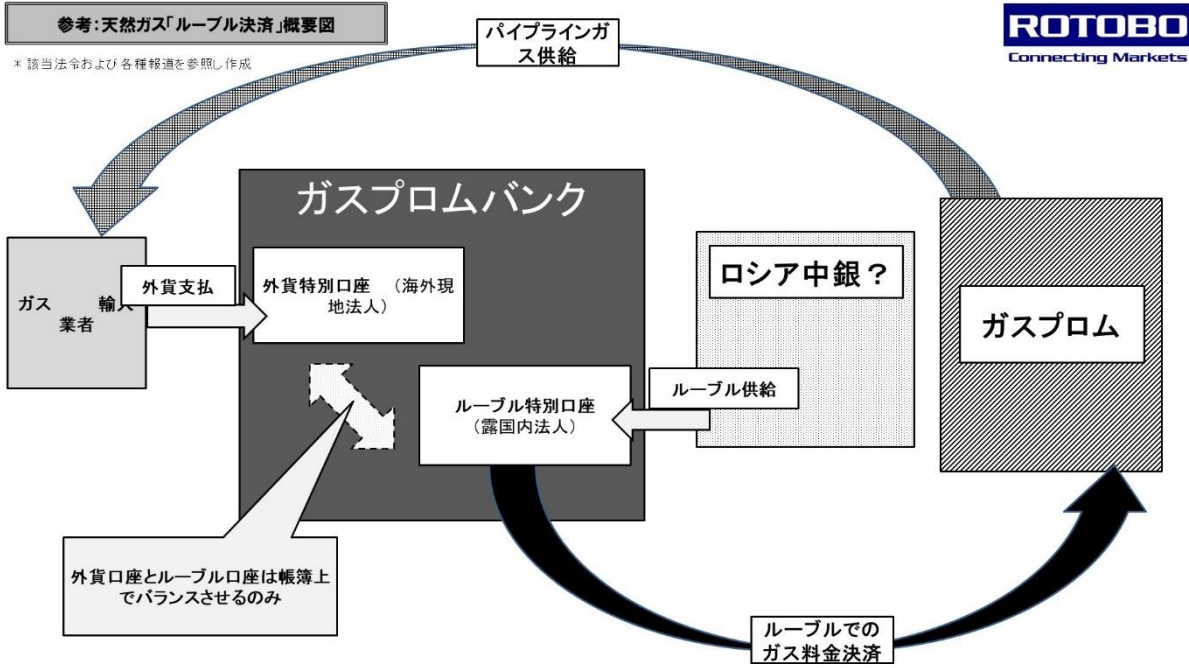
3) 天然ガスのルーブル決済

1) 2022年3月31日付大統領令第172号

- 規制対象は現在のところ、パイプラインガスのみ
- ガスプロムバンクが指定決済機関。輸入業者は同金融機関内に天然ガス決済用の特別口座を設けなければならない
- 特別口座は、外貨（ユーロまたはドル）建てでも開設可能。外貨での送金はガスプロムバンクによりルーブルへ両替され、輸出業者（ガスプロム）へと支払われる仕組み
- ⇒実質的には、ガスプロムバンクを経由して、ガス輸入業者にルーブル買いを強いる内容
- ⇒このスキームを拒否した場合、ガス供給が停止される（* EUは本件に関し、加盟国判断に委ねる方針とした）

2) EUの懸念

- ① ガスプロムバンクの行内処理を通じて、制裁に「抜け穴」を設けてしまう
- ② 実質的なルーブル買い介入を継続することでルーブル価値を維持することが可能に
- ③ 数十億ドル規模の外貨を即時決済できるのは実質的にロシア中銀以外に考えにくい。受け取った外貨相当のルーブルがガスプロムバンクに供給されるという帳簿上の処理がなされている可能性がある（この場合、受け取り外貨は実質的にロシア中銀資産となる？）



ROTOBO

Connecting Markets

4) ロシア側対抗措置に係るヴォロジン国家院議長の情報発信

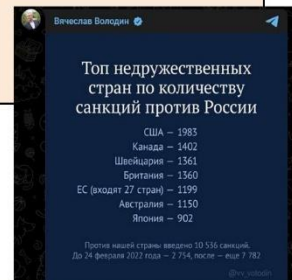


「ロシアに対し違法な制裁を実施し、エネルギーや食料価格上昇を引き起こしている。これらの国々は現在の問題やこれから起こるだろう世界的危機の主犯である。」

資料: 「『非友好国』トップ」による対口経済制裁件数

米国: 1983、カナダ: 1402、スイス: 1361、英国: 1360、EU: 1199、オーストラリア: 1150、**日本: 902**
(2022年5月19日時点、総数は10536件)

「ロシア国民と経済を守るための取組み(法案)について、春の連邦議会会期中に検討する。これらは、国家院における優先的審議事項である。」



議会（春会期）にて優先審議するとされた法案

個人情報保護法制の強化

- 個人情報データの国境を越えた移転を規制する内容。移転の際に国家機関への通知が義務付け

外国報道機関への報復

- 露報道機関に活動制限を科した場合、報復としてその国の露国内報道機関を検察庁判断で閉鎖に

外国人IT技術者向け査証簡素化措置

- 外国人IT技術者については、本人だけでなくその家族についても査証要件を緩和する内容

大学院教育に対する予算補助増額

- 高等技能人材育成のために、修士課程を対象に各種補助を増額

撤退外資に対する外部管財導入

- 外資撤退に伴う失業やロシア経済への影響を抑制するべく、外部管財を導入できるようにする

リース契約に関する支援措置

- ペナルティ無しでの輸送車両などのリース途中解約、公定歩合引き上げに伴うリース料値上げに対する補助

「在外同胞」に関する定義変更

- これまでの「ソ連国民」ではなく、ロシア語能力、「歴史的な」ロシア領土居住の民族、直系祖先のロシア居住などを重視

税減免措置期間の延長

- ロシア連邦構成主体へ納税する法人税を2024年1月まで減免

予算法改正

- 国家債務償還を目的とした石油ガス税収の追加的繰り入れなど

4. 注目法案とそのリスク

1) 制裁対抗措置としての刑事罰

① 現行刑法における関連規定



トウルチャク連邦院(上院)第一副議長

「西側の制裁に追隨する組織の長に対して刑事責任を問うことを含む、厳しい措置を行えるよう、我々(統一ロシア)は提案する。」(3月14日)

ロシア刑法284条第2項(2022年3月4日成立の刑法改正)

●外国政府(またはそうした国家の連合)によるロシアへの経済制裁や政治的制裁の実施やその拡大を求めた個人および法人を罰する規定

⇒ いわゆる「外患誘致」を広く解釈して罰する内容

●違反の場合、50万ルーブル以下の罰金、または3年以下の懲役・禁錮刑。20万ルーブル以下の罰金、または3年以下の自由はく奪などが科され得る

② 刑法201条改正法案

●2022年4月7日に国家院へ提出(以降審議中)。法案提起は統一ロシアのトウルチャク連邦院第一副議長らによるもの

●ロシア刑法201条「職権濫用」に、その適用対象として「ロシアに対して制限的措置を導入する外国または国際機関の決定を実行すべく実施された行為、あるいは重大な結果を招いた行為」を追加する法案

●違反の場合、100万ルーブル以下の罰金、5年以下の賃金および収入のはく奪、3年以下の特定地位や資格のはく奪と5年以下の懲役、10年以下の禁固刑などが科され得る

⇒ ただし、本法案については追加条項がなくとも既存の条文にて「職権濫用」を適用し、制裁対抗措置を実行することも可成との指摘があり、今後の審議展開で修正(ないしは廃案)となる可能性もある

2) 「外国エージェント法」改正

① 改正概要

●2022年4月25日に議会へ法案提出、7月14日に成立、12月1日より施行

*正式名称「外国影響下にある法人・個人の活動管理について」

●「外国エージェント」として指定される要件に「外国を源泉とする影響力の結果」とのあいまいな概念が盛り込まれており、行政機関の裁量で無制限に適用される恐れ

●適用され得る対象が商業活動を行う企業にも拡大する恐れ

●対象となる活動には、報道や政治活動だけでなく、資料配布や広告活動が含まれており、抵触する可能性のある行為が広範

●科学・文化・医療・福祉活動にかかわる分野は例外とされているが、その基準があいまい(政治活動ではないとされる行為をホワイトリスト方式で個別に指定していく方針)

●「外国エージェント」指定の法人に属する従業員や支援対象者も「外国エージェント」指定される恐れ

●指定された場合は、指定組織だけでなくそこに属する従業員の言論・意見表出の自由も制限される可能性。また、教育・啓発活動を行うことや、未成年者向けの情報提供資料を作成することも全面禁止

② 審議時の見解（賛成派）



クリモフ連邦院議員（国家主権保全・内政干渉抑止暫定委員会委員長）

「本法案は、ロシアの主権と国家の領土保全に害を及ぼし、政治体制を弱体化させ、社会・経済的に悪影響を及ぼす新たな外部要因に対応するものである。」（5月24日）

③ 審議時の見解（反対派）

マコヴェツカヤ・ロシア大統領府付属市民社会・人権保護評議会委員

「あいまいな要件が多く、修正すべき。例えば、『外国からの影響』との文言を法案から削除する、または要件を満たす活動の網羅的リストを添付する方法があり得る。また、商業活動に携わる組織については、適用対象リストから除外することも一案である。」（5月5日）



② 外部管財導入法案概要

a) 対象組織： 以下の2つの条件を同時に満たす組織

- ① 外国人（および外国法人）が25%以上の株式（または資本金）を直接的・間接的に支配している組織
- ② 経済や商取引の安定、市民の権利保護に重要な意義を有する組織

b) 上記a)に該当する組織および条件

- ① 食品などの生活必需品を取り扱う組織（かつ、これら製品がロシア法により政府による価格統制が可能な場合）
- ② 自然独占（またはロシア市場において支配的地位にあると認められる）状態で商品生産やサービス提供を行っている組織
- ③ ロシアに国内同等品が存在しない医薬品や医療用品を取り扱う組織
- ④ 組織の従業員数とその所在地労働人口の25%以上を占める場合（いわゆる「モノゴロド」など）
- ⑤ 組織活動の停止により、災害、人命やライフラインへの影響、エネルギー施設や交通・通信などの停止が見込まれる場合
- ⑥ 組織活動の停止により、ロシア国内（または構成主体内）にて小売価格の不安定化が引き起こされる恐れのある場合
- ⑦ 対象組織が重要なサプライチェーンの一部であり、その停止が上記①～⑥にある組織活動の停止につながる恐れある場合

c) 管轄機関・異議申し立て

- ① 外部管財導入に関する申し立て： 対象企業を管轄する連邦省庁の長、あるいは構成主体の長
- ② 監督組織（申し立ての受理、裁判所への申請など）： 経済発展省付属省庁間委員会
⇒ただし、裁判所への申請権限を有するのは連邦税務庁
- ③ 管轄裁判所（審理）： モスクワ市仲裁裁判所
- ④ 外部管財人の母体：
VEB.RF（政府系開発金融機関）、経済発展省付属省庁間委員会または構成主体の長の同意を得た組織
- ⑤ 異議申し立て： 対象組織の株式50%以上の保有者

d) 外部管財人の権限

- ① 財産処理や裁判への訴えを含む、組織の事業継続（あるいは清算に係る）組織の長としての権限
- ② 組織運営に必要なあらゆる情報照会（営業秘密含む）

⇒外部管財導入の決定直後より、組織の長としての権限はそれまでの長より外部管財人に移行される。組織の清算や移行に関しては、破たん処理に準じた手続きにより実行される

③ 実業界（ロシア産業家企業家同盟〔RSPP〕）による抵抗

- ① 撤退外資がロシア市場に帰ってこられるよう法案を修正すべきと申し入れ(3月上旬)
 - 対象となる外国人株式を当初案の25%以上から50%以上の保有へと対象を制限
 - 株主構成再編までの期間を当初案の3カ月ではなく3年に延長
- ② 「外部管財人の介入拒否」に向けての要望(ロシア側パートナーで対応可、国家機関による資産管理は不合理と指摘)
⇒RSPPによる修正要求の背景にあるのは、外資と進めている有望な案件に「国家が介入する」事態を恐れているもの

⇒その要求は最初の審議までに多くが受け入れられず（*むしろ税務庁など要求が反映）

⇒RSPPは、継続審議での修正を目指してロビイングを継続中



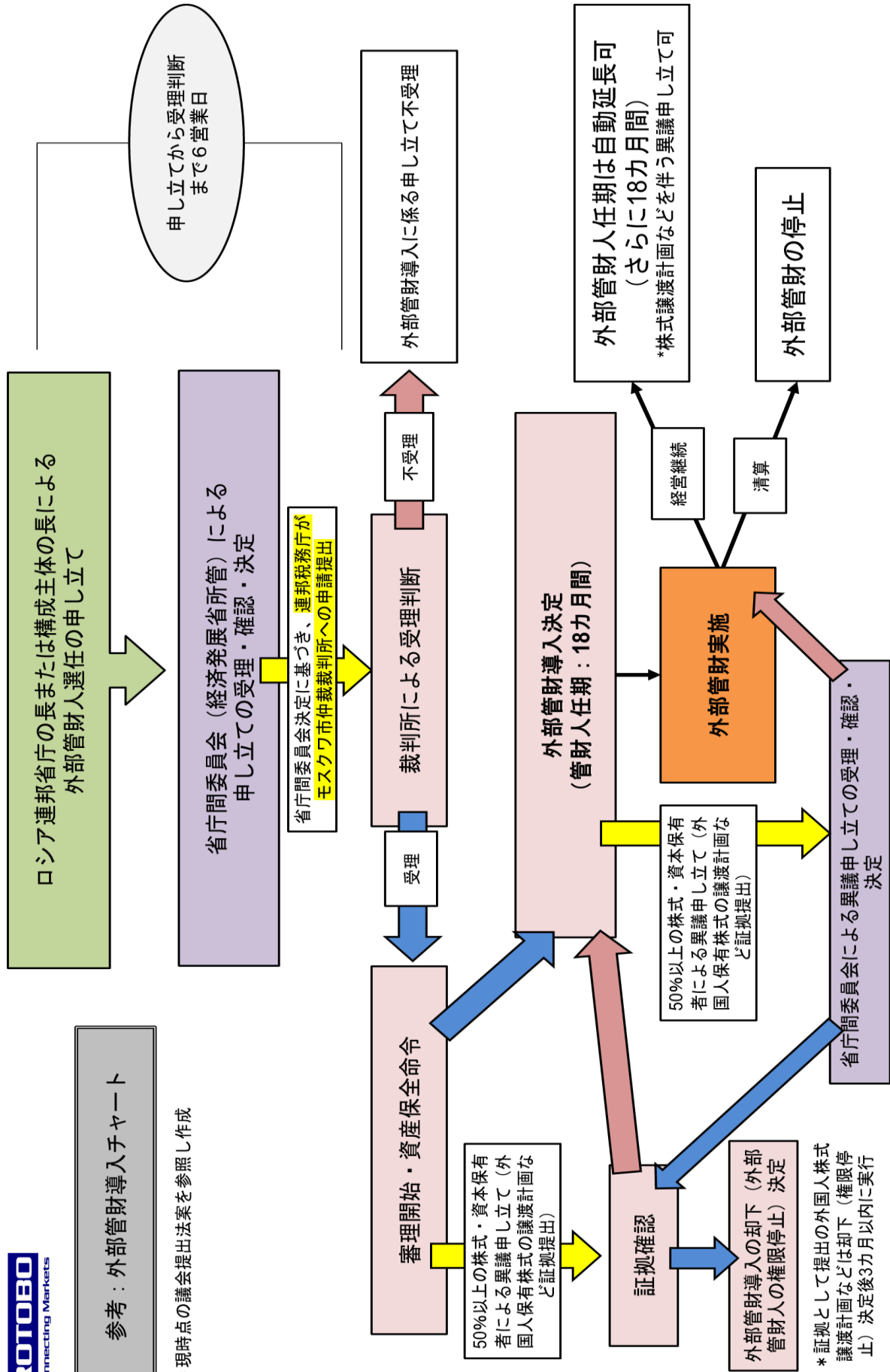
ショーヒンRSPP会長

「外部管財人の権限が大きすぎる。営業秘密や銀行秘密へのアクセスを（現行案よりも）制限し、管財人が管財対象株式の売却に参加する権限も撤回すべきだ。」

（5月19日に経済発展省へ宛てたとされる書簡）

参考：外部管財導入チャート

* 現時点の議会議案を参照し作成



参考: 契約履行に係るモラトリアム導入例

・ニジェゴロド州における試み

●2022年5月17日、ニジェゴロド州議会経済委員会はニキーチン同州知事のイニシアチブに基づき、本年末までの期間、州政府と（州政府発注案件に関わる）投資家との間の契約履行に関し、モラトリアムを設けることを決定

- 対口制裁に伴う不安定な経済状況下では、契約の解除、内容変更、案件に応じた追加事項の挿入など、必要とされる法務判断が難しく、投資家との関係構築やそれへの支援に悪影響があるとの判断
- 地方での公共事業や関連する投資案件に関し、義務履行の管理は地方政府が行うことになっており、その不履行は契約解除の要件となるが、それをいったん差し止める措置

⇒外資も対象ではあるが、この種の救済措置が「非友好国」に適用されるかは不透明



「ロシア全体でもこの種のモラトリアムが導入される可能性はある。ただし、国益や安全保障が脅かされるなど限定状況下で適用されるもので、形式的には外部管財と類似の枠組みになるのではないかと。いずれにせよ、ケースバイケース」（統一ロシア幹部コメント）

4) その他法令（いずれも7月14日に成立）

①個人情報保護法制の強化

個人情報を取り扱う業者は、情報流出など事故報告を当局へ迅速に行うことが求められ、FSBが管理するGosSOPKA（コンピューターインシデントに係る国家調整システム）との間断なき連携が求められる。商用目的の利用もリスクに。

②特別経済措置法

ロシア軍の国外活動に関し、必要な物資の生産や供給を目的として、企業設備およびその従業員を動員することを可能とする法令。別途政府決定で指定された企業は、その法人形態に関わらず、ロシア政府の動員要請を拒否できない。関連して労働法も改正された。

③産業情報の公開制限に関する法令

貿易活動に参加するロシアの自然人および法人が国内市場の需要を満たす行商生産やサービス提供に関わる契約や取引を「対抗制裁情報」と定義し、その情報を報道やネット上で公開する場合は当事者の許可を必要とする。

④外国メディアへの報復を定めた法令

ロシア政府が「フェイク」と判断するロシアの軍事や安全保障情報、またロシアを侮辱すると判断される内容を報じたマスメディアの活動を検事総長の判断で停止することが可能に。ロシア報道機関の活動を停止させた外国に属するマスメディアに対しての報復も規定。

5. エネルギー資源の「武器化」

1) ノルドストリーム概要



- ロシアとドイツを直接結ぶ欧州向けガス供給用の基幹パイプライン
- 年間550億m³、日量最大1億6,000万m³を供給する
- ガスプロムが過半株を保有
- EUの天然ガス消費量の約12~13%に相当する

2) ノルドストリーム問題：タイムライン

1) 本年6月半ば、ガスプロムはコンプレッサーステーション用のガスタービンの不調を理由にノルドストリーム経由でのガス供給を絞り始めた(流量が約40%減少)

*カナダへ修理に出していたSiemens製ガスタービン1基が制裁を理由に返還されないことを理由としていた

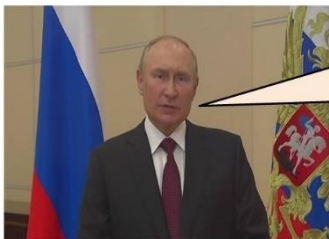
2) 7月頭、ガスプロムは同月11~21日まで保守点検のためノルドストリームの運用を停止する旨公表

3) 7月半ばに独加はガスタービンを一時制裁対象から外すことに合意、ガスプロムへ返却しようとするも、ガスプロムは契約に規定されていない行為であるとして受け取り拒否

4) 7月末にはノルドストリームの流量が通常時の20%にまで絞られる

5) 8月ガスプロムは8月31日~9月2日まで保守点検による運用停止を公表

3) 露要人の言説：「解決は欧州側の判断次第」



プーチン大統領

「(ガスが足りないなら)ノルドストリーム2がある。いつでも稼働可能だ。ガスプロムがロシア国内需要に充てるべく確保しているので(今すぐ)供給できるのは最大流量の半分ではあるが、この点は以前にショルツ独首相へ警告しておいた。」(7月20日)

メドヴェージェフ安全保障会議副議長

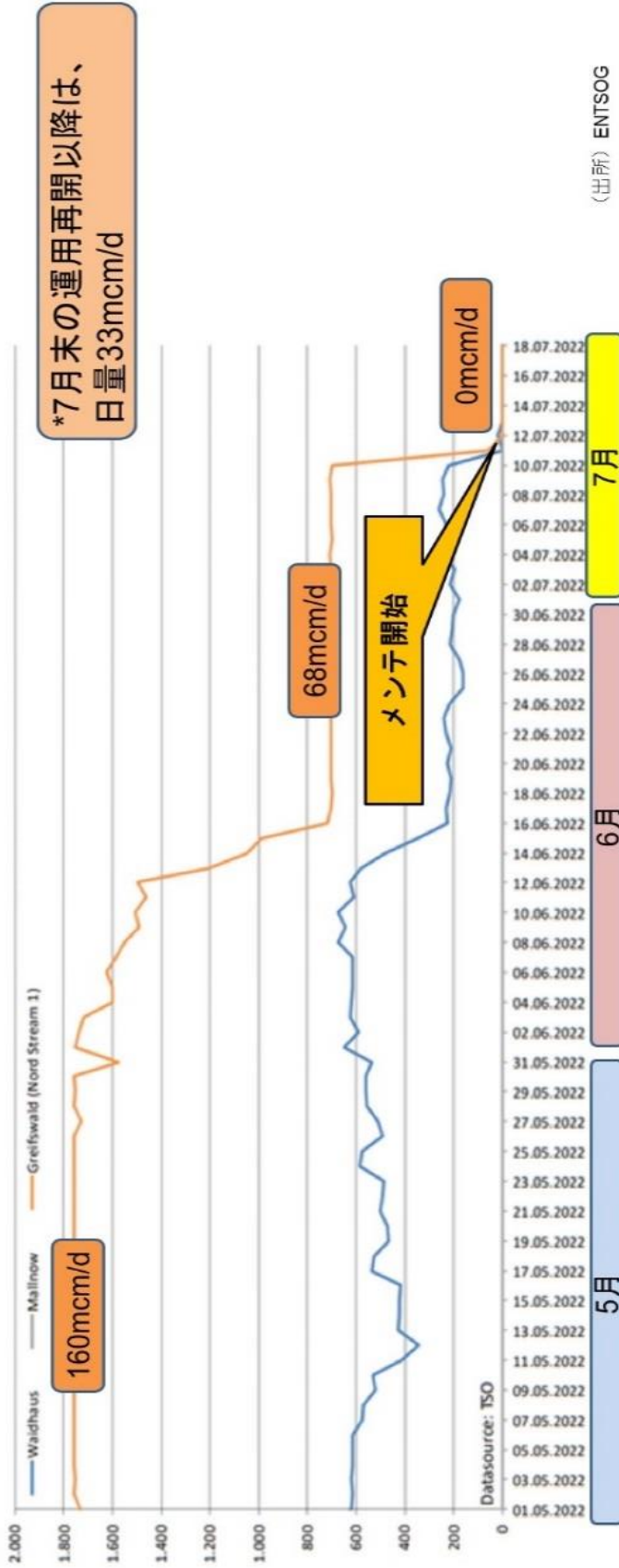
「(欧州は)エネルギー輸出により得られる資金を奪い、ロシア経済をズタズタにしようとした。(中略)冬を前にしてガス、石油、石炭を代替しようがない現実を思い出したのだ。(中略)もすぐ冬がやってくる。」(7月26日)



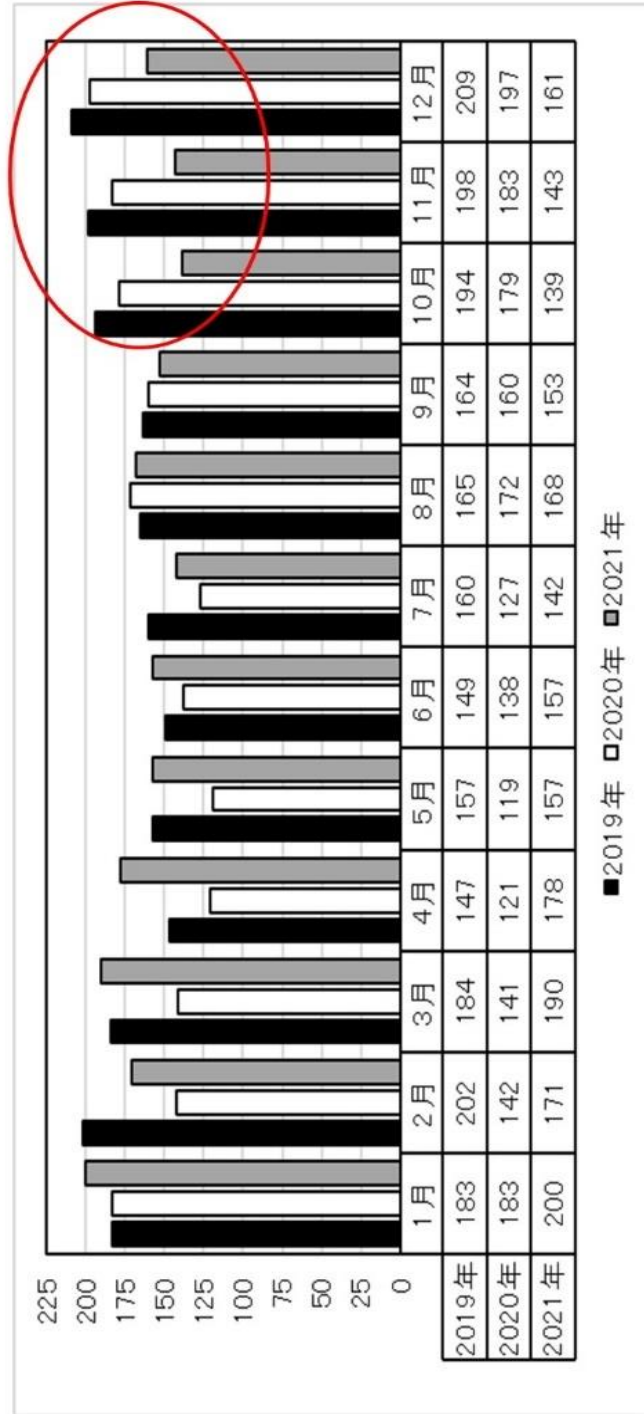
ROTOBO

ノルドストリーム流量(オレンジの線、2022年5月10日~7月18日)

Gasflüsse aus Russland
in GWh/Tag



参考：ロシアから欧州への近年のガス供給（2019年～2021年までの月別、単位：億m³）



4) 欧州向けガスの流量は2021年第4四半期から減少

- 1) ヤマル・ヨーロッパパイプライン問題(主に短期契約・スポット取引用途のルート)
 - ・2021年8月に突如流量が前月の半分(日量約5000万立米が約2000万m³強に)
 - ・2021年12月21日よりロシア方面からの供給停止
- 2) スポット取引の停止
 - ・2020年には約275億立米の取引にまで拡大。しかし、2021年は73億m³
 - ・2021年10月13日に取引停止、それ以降取引は行われていない
- 3) 実際の流量の減少
 - ・2021年第4四半期は、前年同期比で21%もロシアからの欧州向けガス供給が減少した

5) サハリン問題

1) サハリン2: 2022年6月30日付大統領令第460号

- ① 国益保護を目的として、サハリン2コンソーシアムであるサハリンエナジー(登記はバミューダ)の権利および資産をロシア政府決定により設立されるロシア法人へ移行
 - ② ガスプロムが保有する過半株は現行維持、その他外国企業が保有する株式はロシア政府が管理し、承認した企業主体に再配分する
- ⇒ PSA契約の無視。7月14日成立の地下資源法改正に合わせ、資源ライセンスを有する企業をロシア法人に変更
⇒ 重要産業における会社形態の変更を伴う国家介入は、「外部管財法案」の方針とも酷似

2) サハリン1: 2022年8月8日付大統領令第520号

- ① 国益保護を目的として、戦略指定企業、燃料エネルギー産業および金融業に属する企業、サハリン1コンソーシアムについては2022年末まで、株式売買や資本構成の変更、事業売却を禁じる内容
 - ② 法令に沿わないあらゆる取引は無効とされ、期限も大統領判断で延長され得る
- *サハリン1に関しては、オペレーターであるエクソンが撤退を表明して以降、顕著に原油生産量が減少(4月は日量18万バレル、5月は日量6万バレル)、8月頭には完全に停止したと報道された

6) サハリン問題に関わる露要人の言説



ヴォロジン国家院議長

「（日本は）ロシアを叩く一方で、静かに居座り利益を得ている。なぜなら、（サハリン2）が高収益の案件だからだ。日本は制裁を科したのだから、仕返せばよい。」（5月25日）

メドヴェージェフ安全保障会議副議長

「（ロシア産原油取引価格の抑制に関する岸田総理の発言を受けて、）日本は今後ロシアから石油もガスも得ることはなく、サハリン2 LNGプロジェクトに参加することもない。」（7月4日）



資料2

欧州から見た対口関係および

ロシア経済の現状

調査出張報告

(2022年8月31日作成資料)

調査概要

調査期間：2022年7月25日（月）～8月5日（金）

調査協力：日本国際問題研究所、東洋大学

面談した主なシンクタンク：

- 1) ポーランド
 - ・ポーランド国際問題研究所（PISM）
 - ・ポーランド東方研究所（OSW）
 - ・ポーランド経済研究所（PIE）

- 2) ベルギー（ブリュッセル）
 - ・CEPS（Centre for European Policy studies）
 - ・The Brussels School of Governance
- 3) ドイツ
 - ・ドイツ国際安全保障研究所（SWP）

調査前段階での想定

- ・ポーランドが反ロシアの姿勢を他のEU加盟国より強く示すことは容易に想定
⇒EU東部の認識を確認したうえで、ブリュッセルにて「現実的な」対処方針を聴取する予定だった
- ・ポーランドをはじめとするEU東部の加盟国における今般ロシアの侵略行動への警戒は強く、その空気感は西欧やEU当局（ブリュッセル）へ伝わっているものの、対ロ政策の継続性を支えるほどではないのではないか
⇒クリミア併合時にも西欧は、ミンスク合意前後の早い段階でロシアへの批判をトーンダウンさせた。今回は事態の規模が違うとはいえ、西欧側が「宥和」へと流れるのでは？

欧州動向に関する疑問



現地の「空気感」

- ・ 過去にない非常に厳しい論調でロシアを「敵」と断ずるポーランド、そしてその裏返しとしてのウクライナ支援の拡がり
⇒例：最近のロシア人向け査証発給の停止など
- ・ 中東欧（ハンガリー除く）と北欧の危機感に応えなければならないEUと西欧
⇒危機感の熱量はブリュッセルにも届いている
- ・ 欧州のエネルギー政策を主導してきたドイツへの厳しい批判
- ・ クリミア併合から8年経っても変わることなくエスカレートしたロシアの行動への強い失望感と拒絶感が西欧にも広がっている

目次

1. 欧州におけるロシアへの現状認識
 2. エネルギー問題・経済制裁に関する見方
- 補. ウクライナ復興問題

1. 欧州におけるロシアへの現状認識

1) 欧州における対ロ認識

8年間変わらなかったことへの失望と憤慨

・2014年のクリミア併合以降の欧州側による様々な働きかけ（ミンスク合意含む）にもかかわらず、ロシアのウクライナへの姿勢は変化せずエスカレートした

⇒本年2月24日の軍事侵攻開始は衝撃であったとともにロシアに対する深い失望へ

⇒ポーランドやバルト三国など対ロ危機感の強い加盟国では、昨年末の段階でウクライナ情勢にアラート。ポーランドは昨年11月の段階でロシア国営メディアの国内配信を禁止へ

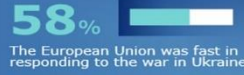
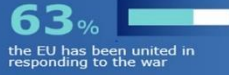
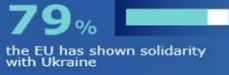
・欧州世論においてはブチャでの虐殺が明らかになった時点が明らかなターニングポイント。単純に対ロイメージが悪化しただけでなく、「市民社会的価値観を共有できない相手」との理解が深まってしまった

⇒EUは「価値」を重んじる共同体であるからこそ、厳しい対応を取らねばならない

ユーロバロメーター結果 (4月前半調査)

Opinions on EU response

Since the war in Ukraine started...



・ブチャでの虐殺に関する検証報道が多数流れ始めたころに実施された世論調査

(出所) 欧州委員会

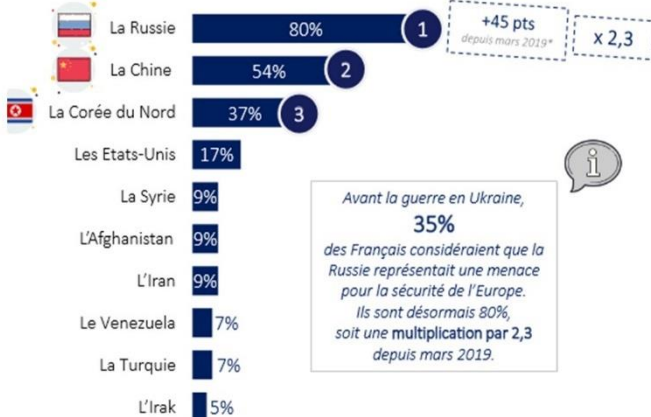
フランス世論調査 (7月13日)



Quels sont les pays qui représentent selon vous la plus grande menace pour l'Europe ? (3 réponses possibles)

欧州の安全保障上、最も脅威となる国は？(3つまで選択可)

① Le total est supérieur à 100 car plusieurs réponses pouvaient être choisies



Avant la guerre en Ukraine, 35% des Français considéraient que la Russie représentait une menace pour la sécurité de l'Europe. Ils sont désormais 80%, soit une multiplication par 2,3 depuis mars 2019.

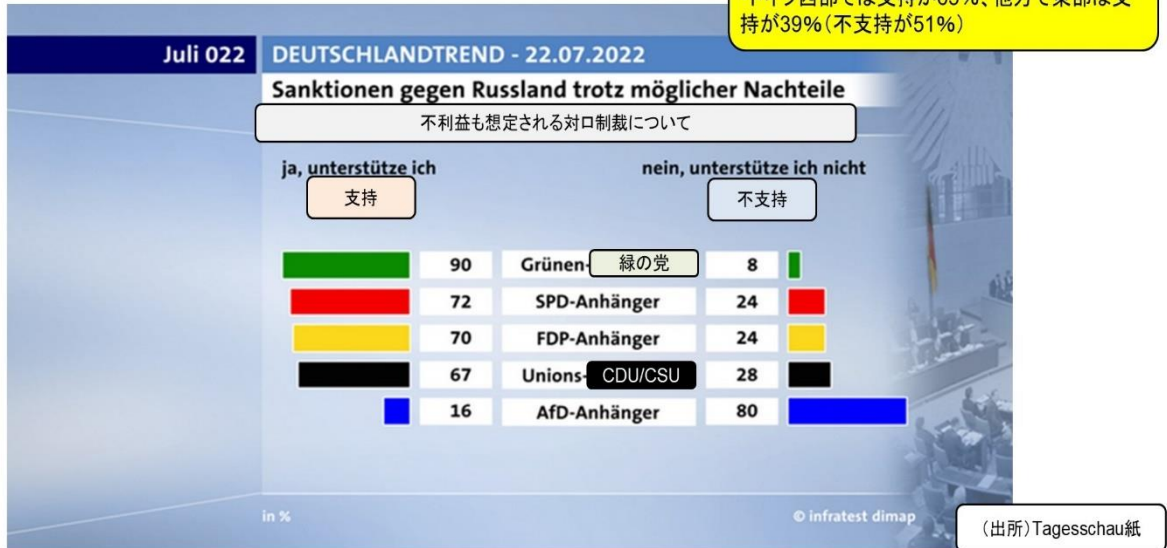
・ロシアを主要な脅威とみなす割合が、2019年3月時点の調査結果(35%)より、2.3倍増の80%になり、中国を抑えて第1位に

・ロシアへの更なる経済制裁を求めることについては78%が賛成(本年3月時点では79%が賛成)

(出所) フィガロ紙、Odoxa-backbone consulting

ドイツ世論調査結果 (7月22日)

・ドイツ全体では支持58%、不支持33%
 ・ドイツ西部では支持が63%、他方で東部は支持が39% (不支持が51%)



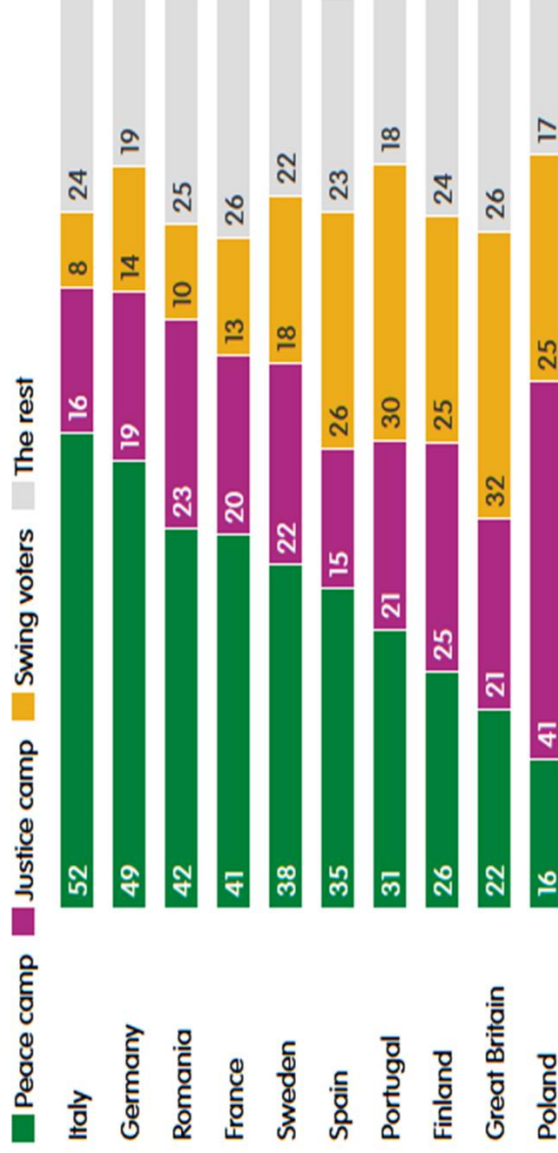
2) 経済問題の安全保障問題化

(経済問題を含めた) 対口関係は安全保障問題

- ・加盟国によって強弱はあれど、欧州では今冬にエネルギー危機を迎える公算が強く、対口危機感 は日本のそれよりも遥かに強い
 - ⇒ 日本の産業界に対して「欧州の外交方針はEUとNATOの両輪で回っていることを意識してほしい」との助言
 - ⇒ EUはNATOにおける対口脅威認識を基調として対口政策を決定している。その意味において、独仏よりロシアに厳しい態度をとっている英国、そして米国の対応ぶりは重要
- ・今般戦争を受けて、中東欧諸国による独仏に対する視線がより厳しくなった
 - ⇒ 独仏が中東欧諸国からの信頼を失えば、これら諸国は英国 (および米国) へ接近
 - ⇒ 欧州委員会内においても、危機を受けて加盟国へのより積極的な財政支援を求める声が強まっている

今般危機解決に向けた欧州各国世論の姿勢の相違 (5月時点)

Size of Europe's voter camps in response to Russia's war on Ukraine in per cent



Segmentation based on the analysis of responses to two questions. Detailed explanation in the methodology annex. Some lines do not add up to 100 due to rounding.

Source: Datapraxis and YouGov, May 2022.
ECFR · ecf.eu

・ロシアとの関係において「平和的解決」か「懲罰を与えるか」、いずれを追求するか問うたもの

・ドイツやイタリアは「平和的解決」が他を圧倒、他方でポーランドは「懲罰」が他を圧倒

(出所) ECFR

3) 欧州主要国にかかるプレッシャー

独仏伊は決してロシアに宥和的であるわけではない

- ・独仏（および伊）はロシアに宥和的なのではなく、対ロ制裁の継続や強化を基調にロシアとの関係を非常に厳しい目で捉えていることをまずは前提として考慮すべき
 - ⇒ロシアがどれほど信頼に値しない相手であろうとも、多数の核兵器を保有する大国
 - ⇒中東欧諸国の危機感に煽られてロシアとの対立が欧州での全面戦争につながらないように、加盟国間における不満を必死にマネージしている状況
- ・しかし、ロシアへの脅威認識に温度差があるのは事実。暮らしへの影響が大きくなれば、加盟国内部で「親ロシア派」が伸長し、加盟国間の世論分断が大きくなる恐れ
 - ⇒フランスでの議会選挙（6月）における与党連合の過半数割れ
 - ⇒イタリアにおけるドラギ首相の辞任（7月）と議会解散

4) ロシア市場に対する展望

個々の企業判断を超えたところでの判断が求められる局面へ

- ・経済原理に基づく「真っ当な」市場とは考えてない。加盟国レベル、企業レベルで判断は様々だろうが、市場撤退の動きは止まらない
 - ⇒ビジネスを継続すること自体が、ESGやSDGsの理念に反すると捉えられる可能性
 - ⇒イェール大学が公開している企業リストは欧州でも注目されている
 - ⇒ロシアでの企業活動継続は、中東欧や北欧市場でのビジネスに相当の悪影響を及ぼす可能性（ボイコットの恐れ。退くにしても留まるにしてもリスクやジレンマ）
- ・独仏伊のようにロシア市場へのエクスポージャーが大きい国の企業は対応に苦慮するだろうが、第3四半期を目途に判断を迫られるのでは？
 - ⇒「非友好国」指定されている以上、ロシアに資産を置いておく企業行動自体が安全保障上の危機を招き得るとの考え

2. エネルギー問題・経済制裁に関する見方

1) エネルギー面での対応

安全保障の面から対策急務のエネルギー問題

- ・ 欧州は今冬のエネルギー危機に向けて（起こるとの前提に立ち）全力で備えを進めている
 - ⇒ 気候変動問題はいったん脇に置き、原子力や石炭も利用して危機を脱することを目指す
 - ⇒ 「ロシアが天然ガスの供給を完全に止める」との想定の下で対策に取り組んでいるが、今冬に向けてはEU全体として方策を調整する時間はない。節電や節ガス要請など加盟各国の努力に依存（* 電力価格とガス価格との連動を抑制する案も出てきている）
- ・ ロシアはもはや信頼できるエネルギー供給国ではない
 - ⇒ ドイツに典型的なようにロシアの脅威を過小評価していたが故であり、その「ツケ」が今という時期に集中してEU加盟各国を襲っている
 - ⇒ ポーランドやバルト三国のように「脱ロシア」の対応を済ませていた加盟国もある

参考：サハリン問題に関するコメント（ドイツ国際安全保障研究所）

・欧州でのエネルギー危機と同期させて、アジア方面でもエネルギー危機を煽り、揺さぶりを開始。シェルやエクソンの動きは関連措置をとるための言い訳にすぎない（ガスタービン問題と構図は同じ）。オペレーターやその他権益保有者が居残っても、都度何らかの理由をつけて揺さぶりが続くだろう

・サハリン問題は、実質的に「外部管財法案」のテストケースとなっているのではないか。国家的に重要な経済案件を安全保障を理由に「国有化」する手法は、「外部管財法案」とスキームが同じ。サハリン2は、旧会社を清算させて新会社を設立するとの形をとっているし、サハリン1についても生産量の減少がロシア発報道で広く展開された（「外部管財」の導入要件の一つには「エネルギー施設などの停止が見込まれる場合」との規定がある）

・安全保障を考えれば、日本は原発の再稼働、価格上昇を受け入れてのLNG調達先の変更を視野に入れて、政府主導でサハリン問題に対応したほうが良いのではないか。欧州が直面している現在の危機から類推すれば、企業判断で対応できる段階は過ぎ去っている。仏EDFや独Uniperの状況を想起されたい（独仏ではガスおよび電力会社への国費による資金補填、あるいは一時国有化も含めて苦境にある企業を支えることを検討）

2) 対口経済制裁への影響

EUには今般危機を脱するための「出口戦略」は今のところ存在しない

- ・しかし、経済状況に難が出てても制裁を「緩める」という判断はまずあり得ない。そのような判断をすればEUは今般の対口制裁において「加盟国を守ることもできず、成果なく退いた」との先例を作ってしまう
 - ⇒第6次制裁パッケージ（石油禁輸措置）のように例外措置を設けることはあるだろうが、あくまでそれは一時的措置
 - ⇒今冬の結果を踏まえつつ、事態長期化を前提として、来年以降の「脱ロシア」に向けたプランをより詳細に詰めていく
 - ⇒ロシア産ガス問題においてドイツは最も苦しい立場にあるが、ロシアに「甘い」判断はしておらず、今冬にガスが完全に断たれることを想定して行動

3) 対ロシア経済制裁の効果

制裁の効果は短期ではなく中長期で判断すべき

- ・ロシアは非常に「タフ」。制裁継続によってロシアの継戦能力を削っていくことが重要
⇒軍事的に追い込むことが難しい以上、相当の長期化（5年以上）を覚悟して、今後の制裁の在り方を議論していくことが重要
⇒中国やインドなど、アジア方面では「抜け穴」が目立つ。ロシアのエネルギー資源をこれら諸国が安く買いたたくことにより、競争力の不均衡が生じる可能性に懸念
- ・制裁の影響でダメージを受けていることは間違いないが、統計が意図的に隠されており正確に数字を把握することは困難。分かりやすく目に見えた影響が出るのは1～2年後か
⇒ただし、輸入や一部消費の落ち込みは顕著。本年後半に想定のGDP下落の程度も試金石

4) ロシア内政と経済政策

プーチンを取り巻くインナーサークルが狭く濃くなっている

- ・パトルシェフ安全保障会議書記をはじめ、非常に好戦的な強硬派要人が周囲を固めている
⇒経済合理性に基づいた判断は時間を追うごとに形を潜め、経済を戦争の道具として動員する国家主義的方針へと走り始めている
⇒長期化という視点については、ロシアが持つイデオロギーにも注目。冷戦終結後にロシアが育んできた安全保障観を過小評価してしまった
- ・オリガルヒの影響力退潮が生んだ経済軽視（ポーランド経済研究所の見方）
⇒経済・ビジネスの観点を政策にビルトインする上で影響力を発揮してきたオリガルヒは、対ロシア制裁により身動きできなくなり、政権内で周辺化している
⇒マントゥロフ大臣の副首相昇格は国有化の動きを加速化させるサイン

補. ウクライナ復興問題

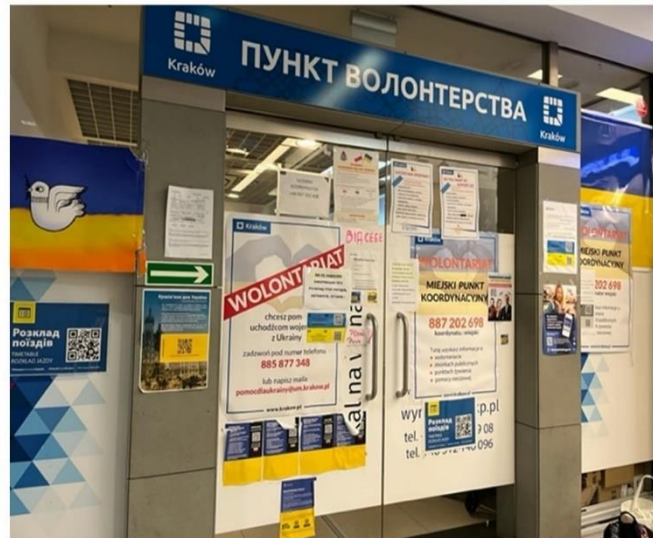
* ポーランドのシンクタンクの見方

1) ウクライナ難民問題

エネルギー問題に加え、今後欧州経済の重しとなり得る課題

- ・ 欧州全体で約690万人（UNHCR調べ、8月時点）いるとされるウクライナ難民
 - ⇒このうち、約150万人がポーランドにおいて支援を受けているといわれており、それによる経済負担はポーランド企業がロシア市場喪失により被った被害の比ではない
 - ⇒ポーランド国民がウクライナ難民を一般住宅で受け入れているが、それに対してポーランド政府が提供している補助は1日40ズロチ（約1,200円）
 - ⇒欧州委員会に対してウクライナ難民支援予算を要求しているが、まだ補助金の拠出は認められていない
 - ⇒ポーランド政府は既存の海外ビジネス誘致制度（ビジネス・ハーバー制度）を拡大し、ウクライナの技術者やITエンジニアを受け入れ、損失を新しい機会に変えようと努力

ポーランドの各所の支援拠点



2) ウクライナ経済復興

対口認識の悪化と反比例してウクライナとの連帯感が高まっているが...

- ・ウクライナでの経済活動は、キーウ以西は問題なく取引できる状態となっているが、同国が国土全体で受けた被害は甚大
 - ⇒ウクライナではGDPの40%以上が失われたとの試算もあり、国家債務も増加。少なくともインフラだけで100~150億ユーロ以上の復興資金が必要に
 - ⇒具体的な復興計画は停戦を待たねばならず、現在進行形の被害がどれだけ増えるか未知数
- ・ポーランド政府は復興が開始された場合に備えて検討することを開始
 - ⇒復興が始まればポーランドがそのハブとして機能することが想定され、関心ある外資が集まり、その関係においてポーランド企業が裨益するところも大きい（建築部門での巨大需要を見越して建設業界で期待が高まっている）

令和4年度
ロシア地域貿易投資促進事業
ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ロシアにおける経済制裁への施策と その運用

2022年9月発行

編集・発行

一般社団法人 ロシアNIS貿易会
ロシアNIS経済研究所
東京都中央区新川1-2-12
電話 (03) 3551-6218

○禁無断転載